

に、秘法を修せられけると也」と見えたり。なほ御産御祈の事は、参考太平記に引ける、島津家本今川家本にも詳なれば、あはせ見るべし。○あさましとも云々 上下の人、たゞあきらむ、ばかりにて、あさましなどいひてあるべき際にはあらず、あきれてことばもなしとなり。○御うぶやの儀式云々 御養産の儀をはじめ、御産につきては、よろづ、ことごとくしく、支度し置かれたりとなり。○よろしき家の子ども云々 然るべき家にて、兩親のうちそろひたるを、乳母に選び置かれしをいふ。かく兩親の打具せるをえらび給ふなるならひは、吾妻鏡にも、「壽永元年六月十三日、若公(頼家)誕生之間、御家人等獻御馬、及二百餘疋、以此龍蹄等、被奉于鶴岳宮、當國一宮、大庭序、三浦十二天、粟渚太明神以下諸社也、兼備父母之壯士等、被選御使など見えたり。○あるはぶくになり云々 乳母にえらばれし人の、親死して服紀にかゝるもあり、或はその乳母も、病氣のために出家したりなど、さはる事のみにて、すべてはありあひなく、あやしく不思議なるわざとなり。

やみき一本に
やみぬとあり

前坊のはじめつかた、中院の内の大臣通重の御女まあり給ひて、十八月にて若宮うまれ給へりしかど、やがて、御子も、母御息所もうせ給ひにしかば、いみじうあさましき事にいひさわぎし程に、又その後、このとまり給へる入道の宮参り給へりしも、十七月ばかりにや、たゞならずおはしまして、既に御氣色ありとて、宮の中たちさわぐ程に、たゞ、ゆくゆくと、水のみ出でさせ給ひて、むかしの弘徽殿の女御の、太秦にてありけむやうにてやみき。をりふし、賀茂の祭の頃にて、春宮の使もとゞまりなどして、さやうのをりく、人の口さがなさ、せめても、先坊の御かたざまの事を、おとしめざまにいひなやまし、人々も、この頃ぞ、又かくまさるためしもありけりと、はしたなく思ひあはせける。さのみやはさてしもおはしますべきならねば、内へかへり入らせ給ふにも、いとあさましう珍らかなる事を思しなげくべし。御修法ども、ありしばかりこそなければ、猶少しづつは絶えず、いつをかぎりにかと見えたり。その頃、左の大臣實泰もつせ給ひぬ。世の中いみじくなげきあへり。

なやましく印
に作れりやまし
に作りて改めし
しつたる本ありと
左印一本とし
りて改めつよ

○前坊のはじめつかた 前の皇太子邦良親王の太子に立ち給へる初め頃。○内大臣通重 従一位准大臣通頼の子なり。その御女邦良親王の妃なり。○とまり給へる 邦良親王におくれて、いまだながらへおはすとなり。○入道の宮云々 稗子内親王にて、春の別の巻(五九一)に見えたり。○既に御氣色ありとて 御分嬪の様子ありとての意。○ゆくくと すらくと、滞りもなくの意なり。讃岐典侍日記に、「植ゑおかせ給ひし前裁、心のまゝに、ゆくくと、おもひて」などあるにおなじ。○弘徽殿の女御の云々 弘徽殿は、承香殿の誤なるべし。こは、一條天皇の御代、承香殿の女御元子、御懐妊によりて、太秦の廣隆寺に、數日参籠ありしが、そこに、御産はなきて、やがて水のみ出で給ひきとなり。其事は榮華物語浦々の別の巻に見えたり。○太秦 山城國葛野郡にある廣隆寺。推古帝の十二年、秦川勝の創建なり。○春宮の使も云々 春宮邦良親王よりも、當日使をたてらる、例なるを、かく御息所のまさしき御産にはあらねど、その御氣色ましくとて、宮の中穢れしかば、祭の使も停められたりとなり。○さやうのをりく云々 かやうに異様なる事ありしをりく、に、世人の口のわろさはと也。○せめても 強ひてもこの意。○おとしめざま 悪いやうにけなすこと。○いひなやまし 雑言して先方を惱ます。○かくまさるためしもありけり 邦良親王の妃よりも勝りて、異様なる例ありけりとこの意。○はしたなく

きまりわるくの意。さてせめて云々以下の文意をいは、先坊邦良親王と、みかどとの御中らひよからずましませば、かく異やうなる出来事のある時には、あしざまにいひふらし、先坊にか、はる事は、しひてなやましくいひおとしめつる人々も、この頃に至りては、御息所のよりも、一しほあさましき中宮の御さまを見ては、かれにもまさる例もありけりと、けしからぬことに、思ひあはせたりとなり。○さのみは云々 そのま、にしておはすべきならねばと也。○内へかへり入らせ給ふ云々 中宮は、御産所なる常磐井殿より、内裏へかへらせ給ふにつけても、あさましくあやしき事なれば、思しなけき給ふべしとなり。○ありしばかりこそ云々 御修法も、これまでのやうに、ことごとくしくはなけれど、なほうち續きて行はせ給ふとなり。○いつをかぎりにかと まさしき御産にあらねば、いつを限りに行ひ給ふにか、はてしなきわざかなとなり。○左大臣實泰も云々 實泰は、太政大臣公守の子にて、嘉暦二年八月十五日、五十八歳にて薨せらる。

かくて元徳元年にもなりぬ。今年はいかなるにか、しはぶきやみはやりて、人多くうせたまふ中に、伏見院の御母玄輝門院、前坊の御母代の永嘉門院、近衛大北政所など、やむごとなきかぎり、うち續きかくれ給ひぬれば、こゝかしこの御法事しげくて、いとあはれなり。かやうの事どもにて、今年もまた暮れぬ。明るる春の頃、内には、中殿にて、和歌の披講あり。序は源大納言親房か、れけり。かねてより、いみじう書かせ給へば、人々心づかひすべし。題は花契萬春とぞきこえし。御製。

時しらず花もときはの色にさけわがこゝのへのよろづ代の春

今年の下印本
今一木に脱せり

時しらず一本
りて改めつ

中務卿尊良親王、

帥御子世良、

のどかなる雲井の花の色にこそよろづ代ふべき春は見えけれ
つぎくおほかれども、むづかし。

○しはぶきやみ 咳の病なり。和名抄に、「病源論云、欬嗽、亥東二音、字亦作三欬嗽、之波不岐、肺寒則成之」とあり。○玄輝門院 後深草帝の妃、伏見帝の御母にて、左大臣實雄の御女なり。常樂記に、「嘉暦四年八月三十日薨御」とあり。○御母代 御准母として後見せらる、をいふ。○永嘉門院 宗尊親王の御女なり。同書に、「八月廿八日薨御」とあり。○近衛大北政所 龜山帝の皇女、御母は京極院の雜仕貫川にて、關白近衛家基の北政所、後淨明寺經平の御母なり。法名遍照覺と申す。○大北政所 攝政關白の母儀の稱にて、後世、大政所といふは、これを略したるなり。○明るる春 元徳二年なり。○中殿 清涼殿をいふ。○和歌の披講 和歌をよみあぐる儀なり。續史愚抄に、「元徳二年二月廿三日乙巳、於中殿有和歌御會、題曰花契萬春、序者源大納言歌仙中務卿尊良親王、太宰帥世良親王、及公卿殿上人等參仕、有披講」とあり。○かねてより云々 親房卿はもとより才學優れたる人なれば、この卿命ぜられて、和歌の序もいみじき名文に書かるべしとて、人々も、あはれよき歌をよみいでむと、心遣ひせりと也。○時しらずの御歌 時しらずは、永久かはらぬ意。さて、時の差別なく、花も常磐の色に咲けかし、わが治むる御代も、萬代の春を経べければとなり、九重は禁中をいひて、やがてよく治まる御代をいへり。こは、新後拾遺集二十に、「中殿にて、花契萬春といふ事を講せられける時、よませ給

り九重の
本一木に
後拾遺集
りて改め
りて改め
りて改め

まての春
ふべき千
藤作一本
りて改め

うける。後醍醐院御製とあり。○のどかなるの御歌 雲井は、禁中にて、長閑に咲ける禁中の花の色を見て、御治世の萬年の春を經べきを知るとなり。○帥御子 太宰帥なれば、しかいへり。○百敷の御歌 藤葉和歌集にも載せたり。百敷は、百石城なり。宮城の堅牢なるをたとへたる語にて、大宮といはむ枕詞なり。また轉じて、直に、禁中の事をもいへり。御かきは、禁中の御垣をいふ。かざしは、挿頭なり。さてわが君の萬年の春のかざしの爲に、禁庭の御垣の花も、見事に咲き出でたりとなり。

やよひの頃、春日の社に行幸し給ふ。例のいみじき見物なれば、棧敷ども、えもいはずいどみつくしたり。その後、日吉の社にも参らせたまひき。今年も、人おほくにはかやみして死ぬる中に、帥の御子重くなやませ給ひて、いとあへなくうせ給ひぬ。内のうへおぼし歎く事おろかならず。一の御子よりも、御才などもいとかしこく、よろづきやうさくに物し給へれば、今より、記録所へも、御供に出でさせたまふ。議定などいふ事にも参り給ふべしと聞えつるに、いとあさまし。御めのとの源大納言親房、我が世盡きぬる心ちして、とりあへず頭おろしぬ。この人のかく世を捨てぬるを、親王の御事にうちそへて、かたぐいみじく、御門も口をしくおぼしなげく。世にもいとあたらしく惜みあへり。

○春日の社に行幸し給ふ 續史愚抄に、「元徳二年三月八日己未、行幸春日社云々」とあり。こは太平記にも載せて、「さて、多年臨幸の儀もなかりしを、此御代に至りて、絶えたるを興して、鳳輦を廻し給ひしかば、衆徒歡喜の掌を合せ、靈佛威徳の光を添ふ」と見えたり。さて、この春日日吉の行幸は、なみくの

つづくし印本に
今一本により
つくりとあり
印とあへなく
い本にいと
二印よりて補
つに

事にはあらで、おぼし立たせ給へる事の御祈と、衆徒の心をなづけて、御方にめし給はんの御慮より出でしなるべし。○例のいみじき云々 例のごときいみじき見物なれば、行列のさまを拜觀せむとて、大路に、棧敷ども互に競争して、かけわたしたりと也。○日吉の社にも参らせ給ふ 續史愚抄に、「元徳二年三月廿六日丁丑、行幸日吉社、西刻着御社頭」とありて、群書類從に載せたる行幸記、及び太平記にも詳なり。○今年も人おほく云云 常樂記に、「この年、定顯中納言、眞光院僧正、尹中納言惟資卿、坊城中納言定資卿、眞乘院顯助僧正、冷泉前兵衛督爲成卿、武家にては、名越遠江入道、長井泰貞等逝去せるよし見えたり。○帥の御子云々 常樂記に、「元徳二年九月十八日、内裏二宮帥親王世良薨」とあり。○きやうさく 警策にて、物ごとの勝れたるをいへり。三神山の卷(二二〇)に註せり。○記録所 百寮訓要抄に、「禁中にて、訴訟を判断せらるゝ所なり。上卿、辨、寄人など、皆世務にたへたる器量を選びて、補せらるゝ事なり」とありて、後醍醐天皇親臨し給ひて、直に民の訴をきこしめし、是非を決断し給へるよし、神皇正統記、太平記に見えたり。○議定などいふ事云々 秋のみ山の卷に、「院の文殿、議定所にうつされ」とありて、記録所の外に、議定所とて、政を議定せらるゝ所あるなり。續史愚抄に、式日とて、日次を定めて、關白以下参仕せるよし見えたり。この世良親王は、そこへも参列せらるべきよしに聞きつるに、かくはかなく失せ給ひしかば、いとあさましとなり。但し、同書に、「嘉暦三年正月十七日辛巳、議定始、太宰帥世良親王、關白道平以下、公卿参入」とありて、本書と違へり。或は、べしの二字衍ならんか。○我が世つきぬる 己の命數きて、この世を終りたる心ちせりと也。既に、春の別の卷(五六四)に見えたり。○御めのと 保傳の役をいふ。○頭おろしぬ 公卿補任に、「大納言正二位源親房、淳和辨學院等別當、九月十七日出家、依ニ太宰帥世良親王事也」とあり。○かたぐ云々 親王の薨去も、親房の出家も、いみじうかなしとの意なり。

おなじ年の冬の頃、平野北野兩社に、一度に行幸なり。勸修寺の殿原、むかしより、近衛司などにはならぬ事にてありつれど、内の御めのと吉田大納言定房、過にし頃、從一位して、いとめづらしくめてたければ、今は上蔭とひとしきにや、稚き子の宗房といふも色ゆりなどして、この平野の行幸の舞人にまゐる。土御門大納言顯實の子に、通房の中將、堀川の大納言具親の子の具雅の中將など、皆よき君だち舞人にさゝれて、いづれも清らに美しく出てたちて、仕まつられたり。その外は、くたくしければ、例のとゞめつ。かやうのめでたきまぎれにて過ぎもてゆく。

○平野北野兩社に云々 續史愚抄に、「元徳二年十一月二十四日辛丑、行幸平野、及北野社、日野宰相資明卿爲行事」とあり。○勸修寺の殿原云々 勸修寺は、閑院右大臣冬嗣の六男良門の子なる高藤の裔にて、後世甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城、芝山、池尻、梅小路、岡崎、穂波、堤、の十三家に分れたり。附録の系圖見合すべし。○從一位して云々 公卿補任に、「前權大納言定房、五十、正月十三日從一位、去元亨二年十二月行幸吉田亭、家賞」とあり。定房は、清閑寺家の祖なり。○上蔭とひとしきにや 上蔭は、攝家大臣家などをいへるにて、定房大納言なれど、從一位にす、みたれば、大臣家と同格なるにやとなるべし。○色ゆり 禁色を聽さる、をいふ。禁色の事、草枕の卷(三二六)に註せり。○土御門大納言顯實 正二位權大納言雅長の子なり。○堀川大納言具親 權中納言具俊の子。○さ、れ 指點して宛てらる、意。舞人とさし定むる也。

又の年の春やよひのはじめつきた、花御覽じに、北山に行幸なる。常よりも殊におもしろ

兩社印本に補ひ

具親の子の五字印本に補ひ

常よりの下も字印本に補ひ

一本によりて補ひつ

かるべい度なれば、かの殿にも心づかひし給ふ。まづ中宮行啓、またの日行幸、前の右の大臣兼季まゐり給ひて、樂所の事などおきてのたまふ。康保の花の宴のためしなど聞えしにや。北殿のさじきにて、うちく試樂めきて、家房朝臣舞はせらる。御簾の内に大納言、二位殿、播磨内侍など、琴かき合せて、いとおもしろし。

○かやうのめでたき云々 元徳二年は、中殿の御會、諸社の行幸など、めでたき事のうちつやくにとりまぎれて、いつしか月日もすぎ行きたりとなり。○又の年 元徳三年にて、八月十日、元弘と改元せられたり。○北山に行幸なる云々 北山は、西園寺の第にて、元徳三年三月三日、中宮行啓、四日行幸、五日花宴あり。そのさま、群書類從に載せたる舞御覽記に詳なり。○おもしろかるべい おもしろかるべきにて、べいは、べきの音便なり。○かの殿 北山西園寺第をいふ。○樂所の事云々 樂所は、樂屋にて、音楽を奏する所を定め置くをいふ。○康保の花の宴 日本紀略に、「村上天皇康保二年三月五日丙子、諸卿着陣座、旣南殿前新移櫻樹、有詠歌盃酒絃管之興、大内記大江昌言記、小序、權大納言師尹朝臣以下、於仗座、旣之、右近將監尾張安居奉仕律呂舞」とあり。て、こたびと同日なれば、その例をひきいでしなり。○北殿のさじきに云々 舞御覽記に、「北殿の小五月の御所へなりて、習禮あり」と見えたり。○試樂 音楽を調べ試みるをいふ。めきては、試樂の本儀にはあらで、内々に催さる、故にいへり。

六日の辰の時にことばじまる。寢殿の階の間に、御しとねまゐりて、内のうへおはします。第二の間に、後の宮、その次永福門院、昭訓門院も渡らせ給ひけるにや。階の東に二條前殿

中納言印本に
及公卿補任
本及公卿補任
公泰公卿補任
基成印公卿補任
任とあり改め給
給とあり改め給
本はこれと改め給

道平、堀河、大納言具親、春宮、大夫公宗、侍從、中納言公明、御子左、中納言爲定、中宮、權、大
夫公泰などさぶらはる。右大臣兼季琵琶、春宮、權、大夫冬信、笛、源中納言具行、笙、治部卿筆
築、琴は室町の宰相公春、琵琶は園、宰相基成など聞えしにや。馬その日の事見給へねば、さ
だかにはなし。稚きわらはべなどの、しどけなくかたりしま、なり。この中に、御覽じたる
人もおはすらむ。うけたまはらまほしくこそ侍れ」といふ。御簾のうちにも、大納言、二位
殿琵琶、播磨の内侍、女藏人高砂といふも、琴弾くとぞ聞えし。まことにやありけむ。
中務の宮もまわり給へり。兵仗たまはり給ひて、御直衣に太刀はき給へり。御隨身ども、
いと清らにさうぞきて、所えたるさまなり。

○辰の時 今の午前八時頃なり。○寢殿 本殿をいふ。○階の間 階隠の間をいふ。既に内野の雪の巻(一四七)
に出でたり。○御しとねまゐりて 御茵を敷きたてまつりての意。○第二の間に云々 舞御覽記に、東の第二
の間、中宮の御方の御所とす。その東のすみの間、永福門院の御座、それより東の二むね、公卿の座かけて、女
院の御方の女房の候所とす」とあり。○永福門院 伏見帝の後、太政大臣實兼の一女、母は内大臣通成の女なり。
○昭訓門院 上(四七二)にあけたり。○治部卿筆業云々 前後の例によれば、治部卿の下、人名あるべし。公卿
補任に、「前権中納言藤冬定、二月廿一日任治部卿」とあれば冬定の二字を脱せるにや。○見給へねば云々 地
の文にて、即、物語する、尼の詞なり。おのれは、當日のありさまを見ざれば、この物語明ならずとの意。○さだ
かにはなし たしかに分明ならずとなり。○しどけなく とりしまりなきをいふ。○この中に云々 この聴き

る給ふ人たちの中には、この時のさまを、見給へるもおはすべし。くはしき事は、さる人に問ひきかまほしとな
り。○女藏人 下藤の女房なり。有職問答に、「禁中にて、朝夕下藤の女房の所役をつとむるなり」と見え、禁秘抄
女房の條に、「下藤、諸侍、賀茂、日吉社司女也、皆稱候名也、不及國名、但其内宿老者、或賀茂祭爲命婦、渡後、
或國名云々、國名ヲモヨビ、又候名モ有也、是近代如此、皆下藤藏人也、但近代中藤品、上品藏人多歟云々」
また拾芥抄に、「御櫛笥殿、在貞觀殿中、以上藤女房爲別當、有女藏人など見えたり。○兵仗たまはりて
隨身を賜はるをいふ。兵仗とは、武具をいへるにて、隨身は太刀弓箭を帶するものなれば、文官のこれを見する
ことを聽さる、を、隨身兵仗を賜ふといふなり。○太刀はき給へり 武官の外は、帶劍をゆるされざる制なれど、
文官の中にも、特に中務省の卿以下は、帶劍の職なれば、尊良親王も、中務卿に任じて、太刀を帶し給へるな
り。職原抄中務省の條に、「又當省卿以下、雖文官帶劍之職也」とあり。但し、この外の文官にても、勅授帶劍
とて、太刀を佩くことを許さる、ことあるは勿論なり。

萬歳樂より納蘇利まで、十五帖手をつくしたる、いと見どころおほし。青海波を地下ばか
りにてやみぬるぞ、飽かぬ心ちしける。暮れかゝるほど、花の木の間、夕日花やかにう
つろひて、山の鳥も聲をしまぬほどに、陵王のかゞやきて出でたるは、えもいはずおもしろ
し。その程、うへも、御引直衣にて、倚子につかせ給ひて、御笛吹かせたまふ。常より殊に
雲井をひかすさまなり。宰相、中將顯家、陵王の入あやを、いみじうつくしてまかづる
を、召しかへして、前、關白殿御衣とりてかげ給ふ。紅梅のうはぎ、二あゐのきぬなり。

地下一本にけ
しきに作れり

鳥も印本鳥の
とあり一本に
よりつ

二あゐ印本に

左の肩にかけて、いさゝか一曲舞ひてまかしてぬ。右の大臣太鼓うち給ふ。その後源中納言具行探桑老を舞ふ。これも紅の打ちたるかづけ給ふ。

○萬歳樂、納蘇利、青海波 皆舞樂の名なり。あすか川の卷(二八六)に註せり。○十五帖云々 帖は疊にて、樂のきりなり。老の波の卷(四一〇)に註せり。○青海波を云々 地下の人のみにて舞ひ、公達などの加らずしてやみぬるは、ものたらぬこちせりとなり。舞御覽の記には、「青海波は、物語のおもかけも思ひ出でられて、ことにめとまり侍りき」とあり。○暮れかゝるほど云々 日もくれかゝりて、咲匂へる花の梢に、夕日のはなやかに映じて艶なるに、ねぐらもとめて、山の鳥の聲も惜まず鳴ける夕暮の程にとなり。○うつろひて うつろを延べたる語にて、映り輝くこと。○陵王の云々 陵王も樂の名なり。あすか川の卷(二八五)に出でたり。さて陵王を、はなやかに舞ひ出でたるさまの、光るやうにて、えもいはず面白しとなり。○引直衣 草枕の卷(三二六)に註せり。○倚子 腰をかくるもの。老の波の卷(三五六)に註せり。○雲井をひやくす 笛のねの雲井まで響くやうに、すみわたるをいふ。源氏物語桐壺卷に、「わざとの御學問は、さるものにて、琴笛の音にも雲井をひやくし云々」と見えたり。○入あや 舞の手なり。あすか川の卷(二八七)に註せり。○いみじうつくして云々 いみじう手をつくして、舞ひをはり、退出せるを、召しかへして、御衣を賜れりとなり。○二ある 染色の名なり。桃花葉に、「二藍以赤花及青花染ルヲ云」と見えたり。赤花は、紅花、青花は、藍なり。後には下を藍に染めて、上に紅色を薄く附くとぞ。○探桑老 唐土傳來の樂にて、盤涉調なり。巴陵三江口の諸商客の作り謠へる、三州の曲に因りて作れるよし、音樂略史に見えたり。

又の日は、無量光院の前の花の木陰に、上達部たちつゞき給ふ。廂に倚子立て、うへは

おはします。御遊はじまる。拍子に治部卿まゐる。うへも櫻人うたはせ給ふ。御聲いとわか花やかにめてたし。去年の秋の頃かるとよ、資親の中納言に、この曲はうけさせ給ひて、賞に正二位ゆるさせ給ひしも、今日のためとにやありけむと、いとえむなり。物の音どもと、のほりて、いみじうめてたし。その後、歌どもめさる。花を結びて文臺にせられたるは、保安のためしとぞいふめりし。

○又の日 七日なり。舞御覽の記に、「くれかゝる程になりて、無量光院の八重櫻の下にて、花の宴あり」と見えたり。○無量光院 北山の第内にあり。内野の雪の卷(一三四)に見ゆ。○廂 母屋の外側の間をいふ。既に註せり。○倚子 上にも出でたり。○拍子云々 舞御覽の記には、「まづ御遊あり、拍子御所作、治部卿付歌」とありて、天皇みづから拍子をとりに給ひしよしなり。拍子の事、内野の雪の卷(一四八)に出でたり。○櫻人 催馬樂の呂の歌なり。梁塵愚案抄に、「櫻人、その船ちやめ、しまつたを、とまちつくれる、見てかへりこんや、そよや、さすかへりこんや、そよや」とあり。○去年の秋 元徳二年をいふ。○正二位ゆるさせ給 公卿補任、元徳二年の條に、「前參議藤原資親、廿八、四月七日叙正二位、公家神樂宮人曲御傳受賞、七月十七日、任權中納言ことあり。○今日のためとにや云々 今日、催馬樂をうたひ給はむとて、資親に、その曲の傳授を受け給ひしにやあらむとなり。○花をむすびて云々 花の枝をむすびて、文臺とせらるゝをいふ。舞御覽記に、「藏人めされて、のきの花を折らせらるゝ、弓のはすにて、一枝ひき折てまるらするけしきも、いとつきくし。それを文臺にて、和歌を講せらるゝ」とあり。文臺は和歌の懷紙を御前にするおく臺をいふ。○保安のためし云々 保安は崇徳天皇の御代にて、その時行はれし花の宴に、花の枝を折りて文臺とせられし例に倣ひたるをいふ。百練抄に、「崇徳天

皇保安五年閏二月十二日、兩院(白河、堀河)臨幸法勝寺、覽春花、太政大臣雅實、攝政以下騎馬前驅、内裏中宮女房、連車追後、男女裝束裁錦繡金銀、於白川南殿、披講和歌、内大臣有仁獻序と見え、そのさまは、今鏡白川花宴の巻に詳なり。

春宮、大夫公宗序か、れけり。海内艾安之世、城北花開之春、我君促宸臨於此處、調樂懸於厥中、重課六義之言葉、屢賞數柯之濃花、奉梢疑出雲之昔雲、再懸滿庭省廻雪之昨雪、猶殘雖小風情、愁瀝露詠、其詞曰、

時をえてみゆきかひある庭の面に花もさかりの色やひさしき

○海内艾安 天下安らけく治るをいふ。艾は、爾雅の釋詁に、「艾治也」と見え、史記の封禪書に、「孝文帝制曰、朕頼宗廟之靈、社稷之福、方内艾安、民人靡疾」と見えたり。正中三年三月中殿の御會に、從一位左大臣實藤公のか、れし、和歌の序にも、「四海艾安之歲、三陽花發之時」とあり。そは中殿御會部類に載せたり。○城北 西園寺の第なり。宮城の北方にあたるをもて、しかいへり。○促宸臨於此處 車駕臨幸あるをいふ。○調樂懸於厥中 調樂は音樂のしらべにて、御前にて、舞樂を奏するをいふ。○六義之言葉 和歌をいふ。六義は、詩經の風、賦、比、興、雅、頌にて、古今集の序に、「そもく、歌のさま六なり。からの歌にもかくぞあるべき。そのむくさの一にはそへ歌、二にはかぞへ歌、三つにはなすらへ歌、四にはたとへ歌、五にはたゞごと歌、六つにはいはひ歌(節略)とあり。なほ八雲御抄にも見えたり。○數柯之濃花 數樹の色こまやかなる櫻花をいふ。○奉梢 意明ならず。若くは奉梢の誤にや。下の滿庭の句と相對せるを思ふべし。○疑出雲之昔雲再懸 櫻花の咲きみてるさまを、雲にたとへたるなり。舞御覽の記に、「出雲の昔の雲、廻雪の昨日の雪、めづらしくおもしろく

公宗印本に宗
俊と改めつ
に安史集
安史集に
變り本を
覽本を
作本を
寔本を
に數本を
に出雲を
に情の風
下情の風
せり今正し
よりて正し
つ

侍りきとあり。出雲の昔雲とは、妻蓋男尊、出雲の須賀に大宮を作り給ふ折しも、八重雲の立出るを見そなはして、「八雲たつ出雲やへがきつまごめに八重垣つくるその八重垣を」とよませ給へる故事にて、古事記に見えたり。さて、この北山の第の櫻花は、むかし八雲たつとうたひましけん八重雲の、再びか、れるかと疑はる、ばかりに、咲きあへりとなり。この御歌の故事をとりて、上の課六義之言葉とあるをうけたるなり。○滿庭省廻雪之昨雪猶殘 落花の庭に滿ちたるさまを、雪にたとへたるなり。廻雪は回雪にて、願況舞の詩に、「落花遊樹疑無影、回雪從風晴有情」と見えて、花の庭に散りたるさまは、古人の回雪とうたひけん、その雪のなほ残れるにやと、思はるとの意なり。こも回雪といへるに、舞のことをよせて、上の調樂懸於厥中とあるをうけたるなり。○雖小風情云々 このおもしろき折にあひて、もとより深き風情はなけれど、たゞにえあらねば、いさ、か和歌をよめりとなり。露詠とあるによりて、瀟といへり。○時をえての歌 のどかなる春にあひて、行幸の榮を辱うしたるかひありて、この西園寺の庭に咲きみちたる櫻花も、うつろふ事なく、さかりの色は久しきさまに見ゆとなり。

御製、

代々の御幸のあとと思へば

このかみわすれ侍る、後にも見いだしてとぞ、中務のみこ、

代々をへてたえじとぞ思ふこの宿の花にみゆきの跡を重ねて

誰もく、このすぢにのみ惑はれて、花のみゆきの外は、めづらしきふしもなければ、さのみもしるしがたし。よろづ飽かず名殘多かれど、さのみはにて、九日に還らせ給ひぬ。

代々の御幸云
云十二字一本
りに分註とし

給ひぬ印本に
給ふとありつ
一本によりつ

○代々の御幸の云々 藤葉和歌集に、「元徳二年、中殿にて、花契萬春といへることを、講ぜられける時、大宰帥世良親王云々。次の年春、西園寺に行幸侍りて、庭花といふ事を講ぜられけるついでに、後醍醐院御製、「宿からは花も心にとまるかな代々のみゆきのあとと思へば」とあり。さて、歌の意は、後醍醐院以來、歴代の天子行幸ありし所と思へば、この西園寺の、家のよきは更なり、その庭園に咲ける花の艶なるも、朕が心にかなひて、満足におぼしめすと成り。宿からのからは、故にの意、その宿の品によりてとなり。後醍醐院、西園寺に御幸の事は、内野の雪の巻(一六七)に見えたり。舞御覽記にも、「代々の御幸のあと、思へばの御歌の、たけたかく、御ことばたくみに、ためしなく人々沙汰申侍りき、御あるじの面目も色そひて云々」とあり。○このかみ 此の御製の上句をいふ。こ、に下句のみ語りし故なり。○代々をへての御歌 かくさきあへる花御覽記に、この西園寺の第に行幸ありて、和歌管絃の御遊ありて、上下和樂し給へる例をつぎて、これより後、代々のみかどの御幸もたゆる事なかるべしとなり。みゆきは、行幸に、深雪をかねたるなり。○このすぢにのみ云々 花のみゆきなどいふ詞にのみ、か、づらひてよめるが多く、めづらしくかはりたる歌もなしとなり。

その夏の頃、御門例ならずおはしまして、御薬の事などきこゆ。いと重くのみならせ給ふとて、世の中あわてたるさまなり。時しもあれや、かの一年とられたりし俊基を、又いかに聞ゆる事の出できたるにか、からめとらむとしければ、内へ逃げてまゐるを、おひさわぎて、陣のほとりまで、武士どもうちこみの、しれば、こは何事と、聞きわくまでもなし。いとものさわがしく、肝つぶれて、あるかぎり惑ひあへり。うへも物覚え給はぬ御ありさまにて、おほ殿ごもれるに、かゝるよし奏すれば、いみじうおぼさる。遂に、又の日、六波

うちこみ一本あり

本にの二字印
に補ひつ本
いと印本に
めり一本にて改

羅へつかはしたれば、あづまへあて、たりぬ。うへは、御惱おこたらせ給ひて、いとゞ安からず思す事まさされり。日頃も、御心にかけてさせ給へる事なれば、速にこのあらし遂げてむと、ひたぶるにおぼしたちて、忍びてこゝかしこに、その用意すべし。

○その夏の頃 元弘元年なり。○例ならず 天皇御不豫をいふ。續史愚抄に、「元弘元年五月、爲御惱、典藥頭丹波長直朝臣、御祈被行佛眼法於宮中、阿闍梨東寺長者前大僧正道意」とあり。○時しもあれや 俗言に時節もあらうにといふ意なり。○一年とられたりし云々 大内記俊基、正中元年捕へられて、鎌倉に下り、後、赦免せられしをいふ。春の別の巻(五五七)に見えたり。○うちこみの、しる 衛府の陣までも濫入して、さわぎ立てるをいふ。○聞きわくまでもなし 事のゆゑよしを、とひたすまでに及ばずとなり。○あるかぎり 宮中に伺候せる人の、悉くあわて惑へるをいふ。○うへも物覚え給はぬ云々 天皇御惱重く、物も覚え給はぬ御容體にて御寝ありしが、俊基の捕へられしを奏したれば、甚残念に思召さるとなり。○又の日六波羅へ云々 俊基を武士に引わたされしなり。太平記に、「七月十一日に、また六波羅へ召捕られ、關東へ送られ給ふ」とあり。○御惱おこたらせ給ふ 御病氣平癒し給ふをいふ。續史愚抄に、「六月十二日丙辰、有二小除目一、典藥頭丹波長直朝臣、御藥平癒賞、叙二從三位一、十五日己未、御惱御平癒後、有二御湯一、醫師等蒙勸賞」とあり。さて、俊基の逮捕せられしは、御病中にて、御平癒は、六月なれば、太平記に、七月十一日としたるは誤なるべし。○日頃も云々 かねてより、北條氏を追討せんと、御心にかけてさせ給へるをいふ。○このあらし遂けてむ 速に、本意をとけむと思しめして、内々その支度し給ふとなり。

后明子の宮の御腹の一品内親王、御占にあはせ給ひて、去年の冬頃より、御きよまはりありつ

る、今日明日、齋宮に居給ふ。八月二十日、まづ河原へいてさせたまひて、やがて野の宮に入らせ給ふ。その程の事ども、いみじうきよらなり。この御いそぎ過ぎぬれば、まづ六波羅を御かうじあるべしとて、かねてより宣旨にしたがへりしつはものどもを、しのびてめす。源中納言具行とりもちて事行ひけり。

○御占にあはせ給ひ 齋宮は、龜トを以て占ひ定むるにて、その占形にあはせ給へるをいふ。女院小傳に、「宣政門院、懽子、院后、後醍醐女、母後京極院、元徳二年十二月十九日ト定齋宮」とあり。○御きよまはり云々 齋戒して初齋院に入り給へるをいふ。延喜式に、「凡齋内親王定畢、即ト宮城内便所、爲初齋院、祓禊而入、至子明年七月、齋於此院」とあり。○齋宮に居給ふ 齋宮となり給へるをいふ。○河原へいてさせ給ひて云々 河原にて、祓禊し給ふなり。延喜式に、「更ト城外淨野、造野宮、八月上旬ト定吉日、臨河祓禊、即入野宮、自遷入日、至子明年八月、齋於此宮、九月上旬ト定吉日、臨河祓禊、參入伊勢齋宮」とあり。○野宮 嵯峨の有栖川にあるよし、花鳥餘情に見えたり。○この御いそぎ 齋宮の御支度をいふ。○六波羅を云々 六波羅は、六波羅櫻題にて、この時、北條時益、仲時、南北にあり。○御かうじ 勘事の字音にて、勘當におなじく、勅勘によりて、追討せしめらるべしとなり。新島守の巻(七三)にも出でたり。○宣旨にしたがへりし云々 かねてより、勅命に應じて、御方に參るべき兵士どもを、密にめしあつめ給へりとなり。○宣旨 史學指南に、「宣、天子親賜詔命云々」また、「旨者、立意於内、發言於外云々」と見え、有職小説に、「宣旨、上卿口宣ヲ受取、是ヲ副本トシテ、我家ニ納メ、別ニ寫シテ外記ニ達ス、是ヲ口宣案ト云。官一通、位二通、合二通ナリ。外記是ヲ受ケ書出ス文書ヲ、宣旨ト云、云々」とあり。○源中納言具行 具行は、從三位師行の子なり。○とりもちて云々 具行

上卿となりて、兵士徵集の宣旨を下したりとなり。これによりて、北條氏の咎をかうぶり、近江國にて、うしなはれし事、下の久米のさら山の巻に見えたり。

むかし龜山院に、御子など産み奉りて候ひし女房、この頃は、後の宮の御方にて、民部卿、三位と聞ゆる御腹に、當代の御子もいでものし給へりし、山の前座主にて、今は大塔の二品法親王尊雲と聞ゆる、いかでならばせ給ひけるにか、弓ひく道にもたけく、大かた、御本性は、や、りかにおはして、この事をも、おなじ御心におきての給ふ。又中務のみこのひとつ御腹に、妙法院の法親王尊澄と聞ゆるは、今の座主にてもものし給へば、かた、比叡の山の衆徒も、御門の御軍に加はるべきよし奏しけり。

○民部卿三位 權大納言源師親の女なり。○后の宮の御方 中宮禧子の御方の女房にて仕へたるをいふ。○當代の御子 後醍醐天皇の皇子を生みたりとにて、即、尊雲法親王をいふ。○山の前座主 天台座主をいふ。天台座主記に、「尊雲法親王、嘉暦二年十二月六日任、三年四月罷、元徳元年十二月十四日還補、二年四月罷」とあり。座主は、延暦寺の法主なり。○弓ひく道 武士の家業にて、弓箭のわざ、軍陣の道なり。○たけく 猛くなり。○はやりか 敏活にして氣ばやきさまをいふ。○おきての給ふ みかどの御くはだてに同意し給ひて、謀議にあづかり給ふをいふ。○中務のみこのひとつ御腹云々 御母は冷泉爲世卿の女、贈正三位爲子なり。○妙法院 愛宕郡にあり。今の下京區妙法院前側町なり。延暦寺三千坊の内にして、天台座主三院の一なり。○今の座主にて云々 天台座主記に、「三品尊澄、元徳二年十二月十四日任」と見えたり。○かた、かれこれの意にて、兩法親王の座主となり給へる縁によりてとなり。○衆徒 延暦寺三千の僧兵をいふ。

かうじ一本に
たいち一本に
事行一本に
あり

宮の二字印本に
に補ひつ本に
山の下前の字
印本よりて補

印本の字ありて
一本の字ありて
削る

あなれ一本に
あれに作れり

わたり印本に
いたく一本に
れり今一本に
なりつる一本
にならる一本
とあり

つゝむとすれど、事廣くなりければ、武家にもはや漏れ聞えて、さにこそあなれと用意す。まづ九重をきびしくかため申すべしなどさだめけり。かくいふは、元弘元年八月廿四日なり。雑務の日なれば、記録所におはしまして、人の争ひうれふる事どもを、行ひくらすせ給ひて、人々もまかせて、君も本殿にしばしうち休ませ給へるに、今夜既に、武士どもきほひ参るべしと、忍びて奏する人ありければ、とりあへず、雲の上をいでさせたまふ。中宮の御方へわたらせ給ひても、しめやかにあらず、いとあわたし。かねて思しまうけぬにはあらねども、事のさかさまなるやうになりぬれば、よろづうき／＼と、我も人もあきれゐたり。内侍所、神璽、寶劔ばかりをぞ、忍びてゐてわたらせ給ふ。うへは、なよらかなる御直衣たてまつり、北の對より、やつれたる女車のさまにて、しのび出させ給ふ。かの二條院のむかしも、かくやと思ひ出でらる。

○武家にもはや漏れ聞えて、もとより、御謀は秘密にし給へども、こゝかしこより、御方にくは、るものいできて、事廣くなりければ、いつしか、武家、即、北條方にもれ聞えて、兩六波羅にても、さやうなる事あるべしとて、用心せりとなり。○さにこそあなれ、左様にあるの意。あなれは、あるなれの略。○九重をきびしくかため云々、宮城を嚴重に警固すべき事を、六波羅にて議定したるをいふ。○雑務の日、定まりたる政にはあらで、人民の貸借賣買などの雑訴を、聞しめさる、日をいふ。當時記録所にて沙汰せらる、ことを、日を分ちて、所務沙汰、雜務沙汰、檢斷沙汰の三つとして、番を定めてせられしなり。○争ひうれふる、訴訟争論をいふ。○

御本意印本御
用意とあり一
本にて改めつ

人々もまかせて、退出するをいふ。○本殿、常の御所にて、清涼殿なり。○武士ども云々、六波羅の武士ども、争うて禁中へ押寄すべしとの意。○忍びて奏する云々、太平記には、八月廿二日、東使兩人、三千餘騎にて上洛すと聞えしかば、廿四日、夜に入て、大塔宮より、竊に御使を以て、主上へ申させ給ひけるは、今度、東使上洛の事、皇居を遠國に遷し奉り、尊雲を死罪に行はん爲にて候なる、今夜、急ぎ南都の方へ御忍び候べしと申さる〔探要〕とあり。○しめやかにあらず、落つき給はず、そは／＼としたまふをいふ。○事のさかさまなるやうこなたより、六波羅を攻めむとおぼしたるを、かへりて、かなたより寄せ來りて、御はかりごと相違したればとなり。○うき／＼と、心のうかる、さまにて、人々、たいそは／＼として落ちつかず、あきれたるのみなりとの意。○内侍所云々、三種の神器ばかりを、御身にとりそへて、出でさせ給へるをいふ。○なよらかなる、萎え／＼として、やはらかなるをいふ。○北の對、北の對の屋なり。○やつれたる女車のさま、さまあしく粗末なる、女房の乗れる車のさまにてとなり。太平記には、「三種の神器を乗奉り、下簾より出絹を出して、女房の車の體に見せ、主上を扶け乗せ進らせて、陽明門よりなし奉る」とあり。○二條院のむかし云々、平治の亂に、二條天皇、及び後白河上皇、信頼のために幽閉せられ給ひしを、經宗、惟方等、相謀りて、天皇に女房の裝束をめさせたまつり、あやしき車にのせ奉りて、藻壁門より忍び出だし奉りしをいふ。平治物語に詳なり。

日頃の御本意には、まづ六波羅を攻められむまぎれに、山へ行幸ありて、かしこへつはものどもを召して、山の衆徒をも相具し、君の御かためとせらるべしと定められければ、かの法親王たちも、その御心して、坂本に待ちきこえ給ひけれど、今はかやうに事違ひぬれば、あへなしとて、俄に道をかへて、奈良の京へぞ赴かせ給ふ。中務の宮も、御馬にて追ひ

て参りたまふ。九條わたりまで御車にて、それより、御門も、かりの御衣にやつれさせ給ひて、御馬にたてまつるほど、こはいかにしつる事ぞと、夢のこゝちしておぼさる。御供に按察、大納言公俊、萬里、小路、中納言藤房、源中納言具行、四條、中納言隆資などまゐれり。いづれもあやしき姿にまぎらはして、暗き道をたどりおはするほど、げに「闇のうつつ」の心ちして、我にもあらぬさまなり。

○日頃の御本意 かねてよりの御心算にはの意。○かしこへ云々 延暦寺に、諸國の兵士をめし給ふをいふ。○かの法親王たち 尊雲、尊澄の二皇子をいふ。○坂本 比叡山の麓なり。近江國滋賀郡にありて、延暦寺をもち、やがて坂本といへり。さてかの尊雲尊澄兩法親王は、延暦寺にて、行幸をまち奉れるをいふ。○あへなし はりあひのなき意なり。○奈良の京 大和國添上郡にあり。○かりの御衣 狩衣をいふ。○御馬にたてまつる云々 御馬にのせ奉るをいふ。太平記には、「三條河原にて云々、此より御車をば止られ、怪しげなる張輿に、召し替へさせ進ませたれども云々」とありて、本書といさ、かたがへり。○いかにしつる事ぞ云々 かく御装束もかはり、なれ給はぬ馬に乗らせ給ひし時には、何としたる事かと、あさましく夢のやうに思しめさるとなり。○公俊 洞院左大臣藤原實泰の子なり。○藤房 大納言宣房の子なり。○隆資 左近中將隆實の子にて、權大納言隆顯の孫なり。太平記には、具行、公俊、六條少將忠顯、藤房、及び、その弟季房の五人なるよし見えたり。○あやしきすがたに云々 賤しきさまに裝ひなして、夫と覺られざる様に、紛らすをいふ。太平記には、「供奉の諸卿、皆、衣冠を解きて、折烏帽子に直垂を着し、七太寺詣する、京家の青侍などの、女性を具足したる體に見せて、御輿の前後にぞ、供奉したりける」と見えたり。○くらき道を云々 暗夜にて、さだかならぬ道を、たどりのゆきをいふ。○

闇のうつつ、源氏物語桐壺の巻に、「面影にうつと添ひて思さる、も、闇のうつつ、にはなほ劣りけり」ともありて、古今集戀三に、「ぬば玉のやみのうつつ、はさだかなる夢にいくらもまさらざりけり」とある歌の詞によれるなり。現ながらも、闇路をたどるは、夢のこととく、おぼつかなきものなるよしなり。○我にもあらぬさま 願集に、「たがために君をこふらむ戀ひわびてわれはわれにもあらずなりゆくと見えて、我が身ながら我が身とも思しめさぬ程の御容子となり。物も覺えず、正體なきさまをいふ。

丑三つばかりに、木幡山過ぎさせ給ふ。いとむくつけし。木津といふわたりに、御馬とめて、東南院の僧正のもとへ、御消息つかはす。それより御輿を参らせたるに奉りて、奈良へおはしましつきぬ。こゝに中一日ありて、廿七日、わづかの鷺峯山へ行幸ありけれども、そこもさるべくやなかりけむ。笠置寺といふ山寺へ入らせ給ひぬ。所のさま、たやすく人の通ひぬべきやうもなく、よろしかるべしとて、木丸殿のかまへをはじめらる。これよりぞ、人々、すこし心ちとりしづめて、近き國々の兵どもめしにつかはす。

○丑三つばかり 今の午前三時過る頃なり。さて、當時、漏刻の制、夜の九つ時を起點として、これを子の時とし、亥の時まで、十二時に割り、更に一時を四刻にわかち、丑の一つ、丑の二つなどとなへしなり。○木幡山 山城の國宇治郡（今は紀伊郡に屬す）にて、宇治の北方にあり。○むくつけし 氣味わろく、恐ろしき意なり。○木津 山城國相樂郡にありて、木津の渡口は、京師より、奈良にかよふ街道なるよし、都名所圖會に見えたり。○東南院 奈良にあり。○東南院の僧正 聖尊にて、關白基忠の子、かの中宮御産の御祈の時、六字法を行ひし人なり。○わづかの鷺峯山 鷺峯山金胎寺にて、山城國相樂郡和東郷内原山村の嶺にあり。開基は、役行者にて、中

これより印本
より二字なし
一本にて補ひ
つ兵ども印本に
つ一本にて改め

典は泰澄和尚なるよし、山城名勝志、郡名所圖會に見えたり。さて、金胎寺へ行幸ありしかども、然るべき要害の地にはあらざりけむ、更に笠置へ行幸ありたりと也。○笠置寺 同國相樂郡にあり。名勝志に、「笠置、在木津渡東南四里許、寺在山上、自笠置寺迄、八町ノ坂ヲ登ル」とあり。○所のさま云々 笠置山は、嶮峻にして、人のゆき、もたやすからずとなり。山城志に、「笠置村、東峯聳、溪深、樹木繁茂、巖岩崔嵬、泉河遠、東北、南帶、柳生川、西通一徑云々」と見えたり。○木丸殿 あら木のま、にて、削り磨かぬ宮殿の稱なり。十訓抄に、「天智天皇世につ、しみ給ふ事ありて、筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に、黒木のやを造りておはしけるを、木丸殿といふ、丸木にて造る故なり云々、朝倉や木の丸殿に我居れば名のりをしつ、行くはたが子ぞ」是天智天皇の御歌也」と見えて、木丸殿の名、これより出でたり。さて、その舊跡は、郡名所圖會に、「後醍醐帝の皇居は、當山の嶺にして、本丸、二の丸の跡は、藥師石、彌勒石の上の平地なり」とあり。○人々すこし云々 かく行在所も定まりぬれば、人々も、すこしは心持を落つけて、安堵の思をなしたりとなり。こは、前段に、「よろづうきくと、我も人もあきれるたり」とあるを承けたるなり。

さて都には、廿四日の夜、六波羅より、常陸守時知馳せ参りて、百敷の中をあさりさわぐ。その程、人の曹司などに、おのづから落ち残りたる女房の心ち、いはむかたなし。おはします殿を見れば、近き御づし、御調度ども、なにくれ、硯なども、さながらうち散りて、只今までおはしましけるあと、見えながら、宮人などだに一人もなし。女房の曹司々々より、ひすましめく女の童など、我先にと走りいて、調度ども運びさわぎ、くづれいづる氣色ども、いとあさましく目もあやなり。錦の几帳の内にいつかれまし／＼つる後の宮も、何の

廿四日の下の
の字印本に
り今一本にな

儀式もなく、忍びてあわて出てさせ給ひぬれば、あたり／＼かきはらひ、時の間に、いとあさましく、御簾几帳など、ふみしだきひきおとして、火の影もせず。こゝもかしこちくらがりて、うちあれたる心ちす。

○常陸守時知 伊賀守小田知宗の長子なり。さて常陸守、實は常陸介なり。もと常陸は、上野上總と共に、親王の任國と定められて、世の常の守をおかず。親王の受領をば大守と稱したり。されど、大守は、大方、遙任なれば、實際は、介、すなはち長官の事務をとる故に、遂に、介のことを、かみといひならへること、源氏物語などに見えれば、こゝも、常の稱呼のま、に書きたるなり。○百敷 禁中をいふ。既に註せり。○あさり 搜索するをいふ。○曹司 用部屋をいふ。人の、人の親、人の子などいふに同じく、只そへていふまでなり。○落ち残りたる云々 いまだ遁げやらず、残りといまれる女房の、くれまどへる心ち、いはむかたなしと也。○おはします殿 清涼殿なり。○御づし 御厨子にて、北野の雪の卷(二六八)に註せり。○御調度 道具なり。○さながら そのま、にの意。○ひすましめく 桶洗のやうなる賤しき女の意。桶洗は、便器など掃除する女にて、おりる雲の卷(二二六)に註せり。○くづれいづる云々 道具など運びさわぎ、みだれ出る桶洗などの様子も、あきる、ばかり、あやしく見ぐるしとなり。○めもあやなり 目もきら／＼する意なれど、それよりうつりて、ここは、あやしく見にくきさまをいへるなるべし。○錦の几帳の内に云々 立派なる錦繡などの帷したる几帳のうちにまし／＼て、あまたの女房達かたはらに侍ひて、大切にかしづかれ給へる中宮もとなり。○几帳 綾織物などの帷をたれたるものにて、婦人の座席におく具なり。こち、おりる雲の卷(二一七)に註せり。○いつかれ 大切に崇めかしづかる、こと。○何の儀式もなく云々 中宮の出御を行啓といひて、行列なども嚴重なる

を、かゝる騒ぎなれば、その儀式もなく、忍び出でさせ給へるをいふ。○あたりく云々 中宮御座所のまはりなる御調度、なにくれのものどら、とり拂ひて、運び去りたるをいふ。○時の間に云々 わづかの間に、あきる、ばかりに、御座所の容子もかはり、簾几帳などもうちおとし、踏み折られたるをいふ。○うちあれたる 荒廢したるをいふ。うちは語の上にそへて、つよめていふ詞なり。

今朝まで、九重の深き宮の中に、出入りつかへつる男女、ひとりとまらず、えもいはぬ武士ども打散り、あらくしげなるけはひに、續松たかくさ、げて、細殿、渡殿、何くれ、まかげさしてあさりたるけしき、けうとくあさまし。世はうきものにこそと、時の間に、げに心あらむ人は、やがて修行の門出にもなりぬべくぞ覺ゆる。中宮は、忍びて、野宮殿の傍にぞおはしましつきにける。宣房の大納言の二郎季房の宰相ばかり、御とのゐにさぶらふ。

○ひとりとまらず 禁中に伺候せる男女、残る者一人もなく、逃行きしをいふ。○續松 たい松と同じく、松明ともいひ、松に火を點して、燈とするものなり。今日の日影の卷(四二〇)に註せり。○細殿 廊なり。和名抄に、「廊、殿下外屋也。和名保曾土乃」とあり。○渡殿 殿より他の殿に渡る通路なり。廊と共に、おどろの下の卷(二一)に出でたり。○まかげさして云々 目の上に手をかざして、捜し見るをいふ。源平盛衰記に、「眞平ハ我黨モ猶不審シ、我館モイカガアラント思ヒテ、高峰ニ上リ、眼影ヲサシテ見ワタセバ云々」とあり。さしては、弱してなり。○けうとく 練ましき意なれど、夫よりうつりて、恐ろしきをいふ。○世はうきものにこそ 世の中はものうくらきものにこそありけれとなり。○時の間に云々 時の間は、しばしの間になり。この下、かゝるありさまとなれるを見れば、などあるべき文を省けるなり。○心あらむ人 道心あらむの意。○修行の門出云

こその下と字
印にて補ひつ
本にぬる印本
覺ゆる印本に
りえぬる印本
つ一にぬる印
改つてあ

云 かゝる世のはかなきさきを見ては、それに感じて、直に佛門に入り、修行の道に出立ちもしつべしと思はるとなり。○野宮 齋宮権子内親王のおはします所なり。そは上(五九六)に出でたり。

廿五日の曙に、武士どもみちくして、御門の親しく召しつかひし人々の家々へ、押入り押入りとりもてゆくさま、ごくそつとかやの現れたるか、いとおそろし。萬里小路、大納言宣房、侍從、中納言公明、別當實世、平宰相成輔、一度に、皆六波羅へみて行きぬ。かやうの事を見るに、いと肝心もうせて、おのづからとりのこされたる人も、心と、皆かきけち行きかくる、ほどに、ぬしなき宿のみぞおほかる。

○親しく召しつかひし云々 後醍醐帝に親近せられし人々をいふ。○とりもてゆく 捕へてゆくをいふ。○ごくそつ 地獄にて、亡者を苛責する惡鬼をいふ。書言字考に、「獄卒、世云地獄惡鬼」と見え、佛祖統記に、「熱地獄者有八云々、四名二叫喚、獄卒捉人、擲鐵鑊中云々、八名無間、獄卒捉罪人、剥皮纏身、著火車上云々」などあり。○萬里小路大納言宣房 從二位資通の子にて、權中納言藤房の父なり。○公明 從二位實仲の子。○實世 太政大臣公賢の子。○成輔 權中納言平惟輔の子なり。さて、光明寺殘篇に、「二十五日、萬里小路大納言宣房卿云々、以上四人被召捕之、於宣房被預、因幡左近大夫將監、公明者被預、波多野上野前司、成資者被預、丹後前司、實世卿者筑後前司被預之」とあり。○肝心もうせて 肝も魂も消えてなくなりての意。○心とかきけち云々 捕へられざる人々も、物おそろしくおぼえて、自分の心からと、いづちともなく遁れゆくをいふ。○ぬしなき宿 かく人々にけかくれたれば、主人のなき家のみ多しとなり。

心の下と字印
本にぬる印
本にぬる印
ひ本にぬる印
つ一にぬる印
改つてあ

坂本には、行幸を待ち聞え給ひけるに、引きたがへ、南さまへおはしましたぬれば、そのよし衆徒に聞かれなばあしかりぬべし。又とまれかくまれ、まことのおはしました所を、さうなく武家へ知らせじのたばかりにやありけむ、花山院の大納言師賢を山へつかはして、忍びて御門のおはしますよしにもてないて、かの兩法親王事行ひ給ひつゝ、六波羅のつはものどものかこみを防がせ給ふ。その日は、大納言も、大塔の前座主の宮も、うるはしき武士姿にいてた、せ給ふ。卯花をどしの鎧に、鍬形の兜たてまつり、大矢おひてぞおはする。妙法院の宮は、すゞしの御衣の下に、萌黄の御腹巻とかや着給へり。大納言は、からの香染の薄物の狩衣に、けちえむに赤き腹巻をすかして、さすがに、巻繪の細太刀をぞはき給ひける。

○坂本 延暦寺をいふ。行幸をまちし事、前段にあり。○南さま 奈良をいふ。○衆徒に云々 天皇、御約束をたがへて、奈良へ行幸ありし事の、延暦寺の僧徒に聞えなば、恨み奉りて、離叛すべしと也。○さうなく 左右なくにて、わけもなしにの意なり。○たばかりにや 謀計にやあらむの意。○もてないて もてなしての音便にて、天皇御坐あるよしに取つくらふをいふ。太平記には、尹の大納言師賢の驛は、玉上の内裏を御出有し夜、三條河原まで供奉せられたりしを、大塔の宮より、さまざま仰られつる仔細あれば、臨幸の由にて、山門へのぼり、衆徒の心をも窺ひ、又勢をも付て、合戦いたせと仰られければ、師賢、法勝寺の前より、袈籠の御衣を着して、盛輿に乗りかへて、山門の西塔院へ上り給ふ云々、西塔の釋迦堂を皇居となされ、玉上山門を御願ひ有り

さうなく印本に
にさふなく印本
作りに一本より
今一本に作りより

またつり下り
又おひてのあり
本の字なして下
し本のよりて訂

て、臨幸なりたる由、披路有ければ、山上坂本は申に及ばず云々、我先にと馳参る、その勢東西兩塔に充滿して、雲霞の如くにぞ見えたりける」とあり。○事行ひ給 萬事を指揮せられてとなり。○卯花をどしの鎧 平義器談に、「これは緋威也。卯の花はうつ木の花なり。花白く葉萌黄なるにかたどりて威すなり。一段は白く、一段はもえぎに、段々色を替ても威し、又上半分は萌黄にも威すなり」と見えたり。さてこは、大塔宮の御姿なり。○鍬形 前立とて、かぶとの目庇の上に、雙角の如く立つる物をいふ。○大矢 通常の矢よりは、長く大なるものなり。平家物語富士川の條に、「齋藤別當あざわらつて、さ候へば、君はさねもりを、大矢とおぼしめされ候けるか、わづか十三束をこそつかまり候へ。ばんどうに大矢と申ぢやうのもの、十五束に劣つてひくは候はず云々」と見えたり。さて束といふは、人の手して握りたる指四本の長さをいふ。されば十三束三伏などいひて、十三握の上に、指三本の長さをいへるもあり。其他、二伏といへば、二本の指の長さをいふなり。○すゞしの御衣 生絲織の練らぬ絹をいふ。○萌黄の御腹巻 萌黄糸を以て、威したる腹巻をいふ。○腹巻 鎧の一種なり。背後にて合はするわり具足にて、肩と腰とに引合せの緒あり。平義器談に、「腹巻は、元來、鎧の下に著し、腹を厚く保護する爲の物なれば、腹巻と名付しなるべし。鎧の下に著すべき爲に作りたる物故、草摺も細かにわりて、七間にしたるは、鎧の草摺に障るまじき爲なり。又鎧の下に著すべき物なる故、本は背板もなきなり。(背板を、臆病の板とも云ふ)腹巻に袖付てと云事は、右に云ふ如く、腹巻には、元來、袖なき物なる故、腹巻を、鎧の代りに着する時には、鎧の袖を取て付なり云々」とあり。○からの香染の薄物 唐よりわたれる薄物の香染なるをいふ。今日の日影、つけの小櫛の巻にも、「からのうすものの御裳」など見えたり。○薄物 羅にて、今の紗の如きもの。○香染 淡紅に黄を帯びたるものなり。○けちえむ 掲焉にて、きはやかに目たつ程の意。○腹巻をすかして 薄物の狩衣なれば、下に着たる赤き腹巻の、きはやかに見え透くをいふ。○さすがに云々 腹巻を着たれど

も、公卿なれば、軍陣の太刀を用ひず、裝束の時の細太刀を佩びたりとなり。○卷繪の細太刀 鞘に蒔繪したるをいふ。新野問答に、「螺鈿劔、蒔繪劔、皆細太刀にて候。儀刀木刀の類にて、眞劔にあらず、なまがねにて作りたるにて候云々」と見え、貞丈雜記に、「儀刀は、たゞ威儀にばかり備るを云ふ。實用にあらず。威儀のため計にする故、なまがねにて刃をほそく作るに依て、細太刀といふなるべし」とあり。

六波羅より、御門（御門）におはしますと心えて、武士どもおほくまゐりかこむ。山法師（山法師）もたかひなどして、海東とかやいふつはもの討たれにけり。事のはじめに、東うせぬる、めてたしなどぞいふめる。か、れども、御門笠置（御門笠置）におはしますよし、程なくきこえぬれば、謀られ奉りにけるとて、山の衆徒（山の衆徒）も、せう／＼心がはりしぬ。宮々も逃げいでたまひて、笠置へぞまうで給ひける。大納言は都へまぎれおはすとて、夜ぶかく、志賀の浦を過ぎ給ふに、有明の月くまなくすみわたりて、寄せかへる浪の音もさびしきに、松ふく風の身にしみたるさへ、とりあつめ心ぼそし。

思ふ事なくてぞ見ましほの／＼とありあけの月の志賀の浦波
その後、辛うじてぞ、笠置へはたどり参られける。かやうの事ども、例のはや馬にて、あづまへ告げやりぬ。

○こ、におはします云々 帝の延暦寺に御坐ある事と思ひてとなり。光明寺殘篇に、「元弘元年八月二十七日、被

差向佐々木大夫判官、海東備前左近大夫、波多野上野前司等於山門東坂下、被向長井左近大夫將監、加賀前司於西坂下、被向常陸前司於勢多云々とあり。太平記にも詳に見えたり。○山法師 延暦寺の僧兵なり。○海東とかや云々 海東は敵の大將なり。同書に、「二十八日、海東備前左近大夫將監、其勢十七騎、於東坂下致合戦、主従十六騎討死了」とあり。○事のはじめに云々 手はじめに、東と名におへる敵の大將海東將監を討ちとれるは、吉兆なりとの意。○謀られ奉り云々 欺むかれぬと知りて、衆徒の中にも、變心して離叛するもありとなり。○宮々も云々 太平記には、「妙法院は、笠置へ越えさせ給へば、大塔の宮は、十津川の奥へとこ、ろざして、先南都の方へぞ落ちさせ給ひける云々」また、大塔の宮熊野落の條に、「大塔宮二品親王は、笠置の城の安否をきこしめされむために、しばらく南都の般若寺に、しのびて御座ありける」とありて、本書といさ、か違へり。○おされおはす それと知られぬやうに、雜人にまじりて、都へ出で給へりとなり。○夜ぶかく 明方にはまだ程ある頃をいふ。○志賀の浦 近江志賀郡にて、琵琶湖のほとりなり。○くまなくすみわたる 明かにすみわたるをいふ。○よせかへる浪の音 岸べに打よせては、澳へかへる浪の音をいふ。○こりあつめ云々 月影、松風、浪の音、いづれも心ぼそくさびしきをいふ。○思ふ事の歌 うれひに沈める身にては、志賀の浦波に、くまなく照らす月影も、心ぼそくのみ思はれて、そのかひなければ、何とぞ、物思ひもなくして、この月を見たしとなり。ほの／＼とは、俗にほんのりといふにおなじく、ありあけ月の、微に明きさまをいふ。新古今集にも、「ほの／＼と有明の月の月かけに」など見えたり。この歌、新葉集にも載せて、「元弘元年八月、俄に比叡山に行幸なりぬとて、かの山にのぼりたりけるに、湖上の有明、ことにおもしろく侍りければ、文貞公」とあり。文貞公は、即、師賢卿の諡號なり。○かやうの事ども云々 六波羅より、都のさわぎを、鎌倉に注進するをいふ。○はや馬 早打の使なり。馬にてひた走りにゆく急使をいふ。

愛しける一本
にその一本
るに一本
時改り一本
にあたり一本
に改り一本
よりの一本
みよりの一本
りなこの一本
あ

只今の將軍は、むかし式部卿久明親王とて、下り給へりし將軍の御子なり。守邦の親王とぞ聞ゆる。相模守高時といふは、病によりて、いまだ若けれど、一とせ入道して、今は世の大事どもいろはねど、鎌倉のぬしにてはあめり。心ばへなど、いかにぞや、うつ、なくて、朝夕このむ事とては、犬くひ、田樂などをぞ愛しける。これは最勝園寺入道貞時といひしが子なれば、承久の義時よりは、八代にあたり。この頃、私のうしろみには、長崎入道圓基とかやいふものあり。世の中の大小事、只この圓基が心のま、なれば、都の大事かばかりになりぬるをも、かの入道のみぞ、とりもちておきて計らひける。重き武士ども多くのぼすべしときこゆ。大かた、京も鎌倉も、さわざの、しるさまけしからず。承久のむかしもかくやと、今さらに思ひやらる。

○久明親王 後深草帝の皇子なり。鎌倉へ下向の事は、つけの小橋の巻(四五三)に見えたり。○守邦親王 花園帝徳治三年八月二十六日、征夷大將軍になり給へり。○一とせ入道して云々 將軍執權次第に、「高時、正和五年七月十日任執事、嘉暦元年二月十三日依病出家、法名崇監」とあり。時に二十四歳なり。○世の大事ども云々 高時出家の後、相模守時を執權に、修理大夫經貞を連署として、自身には、政事に手をそめねども、北條氏の嫡流なれば、鎌倉の主として、衆人にあがめられし様子なりとなり。○いろはねば 手をつけて物を拵り玩ぶをいろふといふ。即、大事の政に手を出し與らねばとなり。○心ばへなど云々 されど、その性質は、時頼時宗などには似もやらで、本氣にてはなく、狂人のさまなりとなり。○いかにぞや 如何ぞと、打傾かる、やうなるさま

をいふ。○うつ、なく 現し心、正氣の有様なく、狂痴の體なるをいふ。○犬くひ 犬をくひ合さるをいふ。即、闘犬なり。○出樂 北野の雪の巻(二六九)に註せり。さてこの事は、太平記に、「大名たちに、田樂法師を一人づつ預けて、裝束をかざらせける。宴にのぞみ一曲を奏すれば、相模入道を始として、一族大名、我劣らじと、直垂大口を脱てなけ出す、これを集めてつむに、山の如し云々。犬のくひ合ひけるを見て、面白き事に思ひ、これを愛する事骨髓に入り、則、諸國へ相ふれて、或は正税官物に募りて犬を尋ね、或は權門高家に仰せて、是を求めける間、輿にのせて路次を過ぐる日は、道をいぞぐ行人も、馬よりおりて是にひざまづき、農をす、むる里民も、夫にとられて是を昇く、如此賞瓶輕からざりければ、奇犬鎌倉中に充滿して、四五千疋に及べり。月に十二度、大合の日とて定められしかば、一族、大名、御内、外様の人々、或は堂上に座をつらね、或は庭に膝を屈して見物す。時に兩陣の犬共、一二疋づ、はなち合せたりければ、入ちがひ、追合て、上になり下になり、噉合ふ聲、天をひやかし、地をうごかす、云々(節略)と見えたり。○八代にあたる 義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時の八代をいふ。○私のうしろみ 後見にて、太平記には、これを執事とし、保暦間記には、内管領としたり。○長崎圓喜 左衛門尉光綱の子なり。たゞし、同書には、この時、圓喜は老耄によりて隱退し、その子左衛門尉高資権を專にして、北條氏の政おとろへしよし見えたれば、こゝに圓喜とあるは、「高資の誤にはあらじか。○重き武士ども しかるべき威望ある大名をいふ。○けしからず 異様なる意なり。○承久のむかしも云云 承久の事は、新島守の巻に詳なり。

持明院殿には、春宮おはしませば、思ひの外にめてたかるべき事なれど、今日あすは、いまだ軍のまざれにて、何のさたもなし。御とのもの、うべくしきもなくて、離れお

さわぎの下に
なす印本に
りて補ひつ
いれせ給ふ
本に作れり
め本に作り
つよりて改

はしますも、あぶなき心ちすればにや、せめても六波羅近くとて、六條殿へ、本院、新院、春宮、引き續きてうつらせ給ひぬれど、日にそへて、天の下さわぎみち、おそろしき事のみ聞ゆれば、猶これも危しとて、六波羅の北に、代々の將軍の御料とて、つくりおける檜皮屋ひとつあるに、兩院春宮いらせ給ふ。大かたは、いとものしきやうなれど、よろしき時こそあれ、かばかりのきはには、何の儀式もなかるべし。

○持明院殿 後伏見上皇の御所なり。○春宮 量仁親王は、後に光嚴院と稱せられし御方なり。○思ひの外に云々 かく後醍醐帝、京師を出で給ひしかば、持明院殿がたにては、思ひがけなく、東宮速に踐祚し給ふべきなれど、今日あすのほどは、戦争のさわぎにとりまぎれて、未だ踐祚の沙汰もなしとなり。○うべくしきもなくて 宿直の武士のもの、役にたつべきはなくての意。○はなれおはします云々 持明院殿は、今の上立賣の北、新町の西、安樂小路といふところにて、六波羅との間、いみじくへだたりたれば、敵方より春宮を奪ひ奉る事もやあらんと、あやふきこと、ちせらる、故にやあらんとなり。○六條殿 後深草院のおはしまし、御所にて、六條の北、西洞院にあり。鴨川をへだてたれど、六波羅に近き所なれば、そこへ遷幸ありしなり。○六波羅の北に云々 光明寺殘齋に、「八月二十七日、春宮自持明院殿、有行啓六條殿、即入御于六波羅（北方）供奉軍兵、丹後前司、筑後前司、備後民部大夫等數百騎也」とあり。また太平記にも見えたり。○御料とてつくりおける云々 將軍宗尊親王の時つくりしなり。北野の雪の巻（二五五）に見えたり。○ものしき 俗にいかゞしいといふ意。何の儀式もなく見苦しきをいへり。源氏初詣桐壺の巻に、「いとすさまじう物しときこしめす」などあり。○よろしき時こそあれ 世の穩に無事なる時こそ、御幸行啓など、仰山なる儀式も、いと花やかにて、見所もあれとの意なり。

○かばかりのきは か、るさわぎの時に際してはの意なり。

笠置殿には、大和、河内、伊賀、伊勢などより、兵ども参りつどふ中に、事のはじめより頼み思されたりし、楠木兵衛正成といふものあり。心猛くすくよかなるものにて、河内國に、おのがたちのあたりを、いかめしくした、めて、このおはします所、もし危からむをりは、行幸をもなしきこえむなど、用意しけり。あづまのえびすども、やうく攻め上るよしきこゆ。もとより京にある武士ども、我先にときほひまゐる。木丸殿には、さこそいへ、むねくしきものもなし。いかになりゆくべきにかと、いと心ほそくおぼしみだる。我が御心もての御事なれば、かこつかたなけれど、故郷の空も、あはれにおぼしいてらる。秋も深くなりゆくまゝに、山の木の葉のうちしぐれ、谷の嵐のおとづる、も、あたのきはふかと、肝をけす御すまひ、いつしか、御身をかへたる心ちし給ふもあぢきなし。

うかりける身を秋風にさそはれて思はぬ山のもみぢをぞ見る

○笠置殿 後醍醐帝のおはします所なり。○楠木兵衛正成 橘諸兄の裔にて、楠木正遠の子なり。○すくよか しつかりとしたるをいふ。○おのが館のあたり 自分の居館のある邊にて、赤坂城をいふ。太平記に、「九月十一日河内より早馬を立て、楠木兵衛正成といふ者、御所方に成て、旗を舉る間、近邊の者ども、志あるは同心し、志なきは逃隠る。即、國中の民屋を追捕して、兵糧のために運取、己が館の上なる赤坂山に城廓を構へ、その勢五百騎にて桶籠候」とあり。○いかめしくした、めて 嚴重に、城柵を構ふるをいふ。○このおはします所 笠置

れの一あにの御に物いけ本も
りお本たて字事て字とれにの
そにの補な印除あの下とのなし
ふのきひし本きり下とのなし
にたほつ一に一印あもし
作きふ 本御 本本りな

殿をいふ。○あづまのえびす 鎌倉の武士をいふ。○京にある武士 兩六波羅なる兵士をいふ。○さこそいへ 笠置殿には、諸國の武士参りつどふとはいへども意なり。○むねくしき 重だちたる人をいふ。○いかになりゆくべきにかと云々 かく關東より、あまたの軍兵攻め上り、六波羅の武士さへうちまじりて、押しよせたるに、こなたにては、はかしくしき大將もなければ、とてもかなふまじきを、もし打ましたらむには、いかになりゆくべきにかと、こゝろばそく思召さるとなり。○我が御心もての云々 我が心よりしいで給へる事なれば、いかになりゆくとも、恨み歎き給ふべきかたはなけれど意。○故郷の空も云々 かく思ひつゞけ給ふにつけても、故郷なるみやこに、残り留まり給へる中宮、宮々の御事をさへ、あはれにおぼし出で給へりとなり。○あたのきほふかと云々 谷間に吹きすさぶ嵐の音は、敵兵の我さきにときほひて、襲ひ來るかと思はれて、肝心も消ゆるばかりに思はる、御住居となり。○いつしか云々 九重の雲深く住みなれ給へる御身にて、かゝるさびしき笠置の山奥の御すまひなれば、今は、もとの天子の御位にはあらで、いつのまにか、たゞ人にかはりたるこゝちし給ふとなり。○うかりけるの御製 北條氏を滅して、本意をとぐる事もかなはず、つらしと思へる此の身を、いづちともなく、禁中よりさそひ出されて、思ひがけぬこの笠置の山の紅葉を見る事よとなり。

既にあづまの武士ども、雲霞のいきほひをたなびかし上るよし聞ゆれば、笠置にもいみじうおぼしさわぐ。もとよりいとけはしき山のつゞらをりを、えもいはず、木戸、さかも木石弓などいふ事どもした、めらる。さりともたやすくは破れじと、頼ませ給へるに、後の山より、御かたきどもくづれ参りて、木戸ども焼きはらひ、おはしますあたり近く、既に煙もかゝりければ、今はいかゞせむにて、あやしき御姿にやつれて、たどり出でさせ給ふ。

座主の法親王御手をひき奉り給へるも、いとほかなげなる御ありさまなり。

○雲霞のいきほひ 新島守の卷(七三)にも、雲霞のつはものとなりて、あまたの軍兵の、抑寄するさまをたとへたるなり。元弘日記裏書に、「九月二十七日、貞直、直冬、高氏、發三向笠置城云々」と見え、太平記に、「武藏相模等五ヶ國の兵二十萬七千餘騎」なる由見たり。○つゞらをりを云々 つゞらは、葛藤なり。それに似て甚だしく折れまがりたる坂路にて、九十九折とかきても訓めるは、その意訓なり。山逕の羊腸たるをいふ。○木戸 城門をいふ。○さかも木 逆茂木、即、鹿岩なり。荆棘の枝をさかさまに立て、垣にむすび、敵の兵馬を障ふる者なり。○石弓 機ありて、石をはぢきやる兵器をいふ。源平盛衰記に、「道ニハ大木ヲキリテ、逆木ニ引キ、岡ニハ大石ヲ並ベテ、石弓ヲハル、而ヲムクベキ所ニアラズ云々、進ミ戰フ輩、射フセラレ、キリフセラレケル中ニモ、多クハ石弓ニ打レテゾ亡ビケル」と見え、後三年合戦の繪に、その圖を載せたり。○さりとも云々 かく要害よき所なるに、防備さへ嚴重なれば、雲霞のたなびけるが如き大軍攻め寄すとも、たやすくはえ破らじと、たのみ給へるにどなり。さて、笠置城のさまは、太平記に、「彼笠置の城と申すは、山高くして、一片の白雲峰を埋み、谷深くして、萬仞の青岩道をさへぎり、つゞらをりなる道を廻りてあがる事十八町、岩を切て堀とし、石をたみ、て屏とせり。されば、たとひ防ぎた、かふ者なくとも、たやすくのぼる事を得がたし」とあり。なほ、山城志にも見えて、前段に引けり。○後の山より云々 太平記には、備中の人陶山藤三義高、小見山次郎某、城北の石壁よりよちのぼりて、火を放ちしよし見たり。○いかせむにて 何とせん、すべき方もなくてといふ意なり。○あやしき御姿 いやしくさまあしき姿に、御身装を、やつれたるさまになさせ給ふをいふ。太平記に、「泰も十善の天子、玉體を田夫野人のかたちにかへさせ給ひて、そこともしらす、まよひ出でさせ給ひける御有様こそあさましけれ」とあり。○たどり出でさせ給 道を尋ね迷ひ出でさせ給ふとなり。○はかなげなる云々 はかなき

本にども二字
補ひつ一本にて
座主の法親王
一法親王とあり

あづまの武士ども
あづまの武士ども
あづまの武士ども
あづまの武士ども

は、物事のたしかならぬ意にて、しつかりとせず、力にならぬやうなる御ありさまとなり。

中務の御子、大塔の宮などは、かねてより、こゝを出てさせ給ひて、楠木がたちにおはしましけり。行幸もそなたさまにやと思し心ざして、藤房、具行、兩中納言、師賢の大納言入道、手をと리카はして、ほのほの中を免れいづる程の心ちども、夢とだに思ひもわかれず、いとあさまし。少しのびさせ給ひてぞ、御馬たづね出て、君ばかりたてまつりぬれど、ならはぬ山路に、御心ちもそこなはれて、誠にあやふく見えさせ給へば、たかまの山といふわたりに、しばし御心ちをためらふ所に、山城國の民にて、深須の五郎入道とかいふもの、参りかゝりて、案内聞えたるしも、いとめざましう口をし。上達部思ひやるかたなくて、只目を見かはして、いかさまにせむとあきれたるに、あづまより上れる大將軍にて、陸奥國の守貞直といふもの大勢にて参れり。今はたゞ、ともかくものたまはずきやうなれば、遂にかひなくて、敵のために、御身をまかせぬるさまなり。

○中務の御子云々 太平記には、この時、尊良親王は、笠置におはしまし、尊雲法親王は、奈良の般若寺に御座あるよしに見えて、本書といさ、か違へり。○そなたさまにや云々 正成の居城赤坂に、行幸し給はむと思しめさるとなり。○藤房具行云々 太平記には、藤房、季房の兄弟のみ供奉せるよしに見えたれど、この時、季房は、中宮に従ひ奉りて、京師に留りたれば、誤なるべし。○ほのほ 火の穂にて、火焰をいふ。○夢とだに云々 夢とも、うつ、つとも、思ひわけられずとなり。○のびさせ給ひ云々 逃げ延び給ひしをいふ。○ならはぬ山路に

わかれず印本にて補ひる

いふもの印本にて補ひる

云々 なれ給はぬけはしき山路をこえさせ給へば、御心ちあしく、疲勞し給ひてとなり。○たかまの山 山城國綴喜郡にあり。山城名勝志に、「多賀、中村南、市野邊村異、有る多賀村」と見えて、下に引ける光明寺殘篇に、「タカノ山」とあり。たかまの山とある、まの字衍なるべし。○御心ちを云々 ためらひは、躊躇にて、えもゆきやらず、御疲勞をやすめんとて、しばし躊躇し給ふをいふ。○深須 ミスと訓むべし。深瀬は、山城紀伊郡にあり。名勝志に、「伏見西南有上三栖下三栖二村、土人云、太平記に、山城國深瀬入道あり、此所の住人也云々」とあり。即、敵の武士なり。○案内聞えたるしも云々 案内は、みちびきにて、御歸洛あるべきよし申して、導き奉るをいふ。○めざましう口をし あきる、程のありさまにて、殘念なりとなり。さて、この事は、光明寺殘篇に、「九月三十日、先帝タカノ山へ御落之處、山城國人、深瀬三郎入道参向有王山、告申陸奥殿、先帝、妙法院、源中納言具行、萬里小路中納言藤房卿、六條少將忠顯、四條少將以下生捕了」と見え、また太平記にも詳なり。○上達部 具行、藤房等をいへり。○思ひやるかたなく云々 思ひやるは、思ひをのべはらす意にて、敵のためにかく見つけらる、うへは、もはや何の分別もつかず、いづれも、たゞ顔を見あはするのみにて、いかにせんかと、あきれたる様子なりとの意。○陸奥國の守貞直 北條時政六世の孫、民部少輔大佛宗泰の子なり。○今はただ云々 かく敵の大將貞直、あまたの軍兵にて参りたれば、いかにすとも、遁るべき道なければ、御身の進退を敵に任せ給へりとなり。

やがて宇治に行幸あるべきよし奏すれば、御心にもあらで、ひかさねおはします程に、心うしといふものめなり。具行、藤房、忠顯、少將など、やがておのが手のものどもに隨へさせつ。大納言入道、御馬のしりに走りおくれ、こゝかしこの岩かけ、木のもとに休みつ

つ、とかくためらふ程に、それも見つけられてとられぬ。君をば宇治へ入れ奉りて、まづ事のよし、六波羅へ聞ゆる程に、一二日御逗留あり。かくいふは九月三十日なれば、空のけしきさへ時雨がちに、涙もよほしがほなり。平等院の紅葉御覽じやらるゝも、かゝらぬ行幸ならばと、あへなし。後冷泉院かよ。こゝに行幸し給ひて、三四日おはしましける。その世の人の心ち、上下何事かはと、うらやましくあはれにおぼさる。

○御心にもあらで 御心はず、み給はねど、貞直に引かれ給ひて、行幸あるをいふ。太平記には、十月二日、六波羅の北の方、常葉駿河の守範貞、三千餘騎にて、道をけい、主上を宇治の平等院へなし奉る云々、三日まで平等院に御逗留ありてぞ、六波羅へは入れ給ひける」とあり。○心うし云々 なのめは、一通の意にて、只心うしなどいふは、普通の詞にて、つらき事、この上もなしとの意なり。○おのが手のもの云々 大佛貞直、部下の兵士をして、具行藤房等につけ随はせて、警護せしめたりとなり。○御馬のしり 笠置より落らさせ給ひしとき、御馬の後に従ひしをいひ、走り後れては、師賢卿は、徒歩なれば、つひに、君の御馬に後れてとなり。○見つけられて云々 敵の武士に見つけられて、捕へられたりとなり。公卿補任に、元弘元年、大納言正二位藤師賢廿九、出家、法名素貞、山城國寺田郷地頭野邊若熊丸、召捕之進武家云々と見えたり。○六波羅へ聞ゆる 帝を宇治へ行幸なし奉れるよしを、大佛貞直より、六波羅へ注進せしなり。○時雨がちに云々 空のけしきさへあはれをそへて、涙をもよほすやうに、時雨するをいふ。○かゝらぬ行幸云々 かゝるあさましき事にはあらで、御なぐさみの行幸ならましかば、いかにおもしろからましと思しめせば、はりあひなしとなり。○後冷泉院かよ云々 帝王編年記に、治暦三年十月十五日、行幸平等院、河上備樂屋、立錦帳、遊之興古今絶賦、十六

日、依雨還宮延引、十七日有御作文云々、今日還御、有種々賞こと見えたるをいふ。○その世の人の心ち云々 昔、後冷泉帝、宇治に行幸ありし時、供奉し奉りし人々の心地は、貴賤とも、何の物思もなかりけむとらやましく、こたびとらはれの身となりて、心ならず行幸し給ふ事を、あはれにかなしく思召さるとなり。

十月三日、都へ入らせ給ふも、思ひしにかはりて、いとすさまじげなる武士ども、衛府のすけの心ちして、御輿近くうちかこみたり。鳳輦にはあらぬ網代輿ののやしきにぞたてまつれる。六波羅の北なる檜皮屋には、もとより、兩院春宮おはしませば、南の板屋のいとあやしきに、御しつらひなどしておはしまさするも、いとほしうかたじけなし。間近きほどに、よろづ聞しめし、御覽じふるゝ事ごとにつけても、いかてか御心動かぬやうはあらむ。口をしようおぼしみだる。ならばぬ御やどりに、時雨の音さへはしたなくて、

まだなれぬいたやの軒のむら時雨音をきくにもぬるゝ袖かな

○十月三日云々 光明寺殘篇、歴代皇紀、皇年代略記等には二日とし、太平記、天正本、後花園院宸記には、四日とあり。御歸洛のさまは、同宸記に、十月四日、此曉、先帝被奉入時益宿所云々、見物者等云、云々、及寅終刻、先帝又乘輿、數萬騎武士打圍之、就中、貞直着鎧不着甲、在御輿前、其外軍士圍繞前後、左右每手取松明、又在地人燒松明、最如白晝云々と見え、太平記には、日比の行幸に事かはりて、鳳輦は、數萬の武士に打かこまれ、月御雲客は、あやしけなる籠の輿傳馬にたすけのせられて、七條を東へ、河原を上りに、六波羅へといそがせ給へば、見る人なみだをながし、聞く人心をいたましむ」とあり。○思ひしにかはりて 常の行幸の

さまには違ひ、思の外にてとなり。○すさまじけなる武士 恐ろしけなる武士をいふ。すさまじは、枕草子に、「すさまじきもの、晝吠ゆる犬、火おこさぬ火桶云々」などありて、興さめて、おもしろからぬ意なるを、轉じて、物すごき意にも用ひ、また恐しき意にもいへり。○衛府のすけ 六衛府のすけにて、近衛は中將少將をいひ、衛門兵衛は佐をいふ。いづれも、行幸の供奉の官なるよし、延喜式に見えたり。●鳳輦にはあらぬ 鳳輦とは、天子の御乗物にて、輦車の屋形の上に、金鳳を立てたるものなり。新島守の卷(七四)に註せり。さるに、太平記には、鳳輦に御したまへるよしに見えたれど、前に擧げたる花園院宸記にも、本書と同じさまに見ゆれば、こは誤れり。近頃永井一孝の著せる新釋には、これを難じて、あらぬを、下の網代輿に掛けていふ説もあれど、上に衛府のすけの心ちしてとあるを承けて、鹵簿の嚴重なる、普通の行幸めきたるさまなれば、鳳輦にてもあるべきを、中々さにもあらで、あやしき網代輿なるをいへるにて、特に鳳輦ならぬをことわりたるなり。さてこそ、いとも畏く、いとも悲しきさまの思ひやらる、なれ。●網代輿 網代ばりにて、疎末なる輿をいふ。○北なる檜皮屋には云々 兩院春宮のこ、にうつりおはしますよし、前(六一二)に見えたり。○南の板屋の云々 六波羅の南方にうつし奉るをいふ。光明寺延篤、梅松論にも見えたり。○板屋 板葺の家なり。○御しつらひ 御造作などつくらふをいふ。○間近き程に云々 六波羅の南方におはしまして、間近き程なれば、北條氏のわがま、に振舞ふ事を見給ひ聞き給ふにつけても、御心の動かせ給はぬ事の、いかでなかるべき、事毎に残念におぼしめすとなり。○はしたなくて けしからず不都合とおぼゆるまでにありてとなり。○まだなれぬの御製 いまだ住みなれし事もなき、この板屋の軒端に、ふりかゝる時雨の音を聞くにつけても、かくあさましきあばら屋に、幽閉せらるゝ事の、口惜しくかなしきに、おのづから、涙をもよほして、時雨のものにはあらで、わが涙のために、袖のぬるゝ事かなとなり。こは、新葉集雜上に載せて、「題しらす、後醍醐天皇」と見え、太平記には、「遠からぬ雲の上の御すまひ、いつ

にわたらせ給
印本にあり
給とありつ
て改めつ

御孫にて印本
ひつよりて補
本に御字なし

出できぬるな
印本に出で
ぬなをに作
り改めつ

中務の宮は、正成がもとにおはしましたつれど、御門のかくならせ給ひぬれば、今はかひなしとて、それも都へ入らせ給ひて、佐々木判官時信といふものゝ家にわたらせ給ひぬつれど、物思しみだるゝより外の事なし。

世のうさを空にもしるや神無月ことわりすぎてふる時雨かな

この御子は、藤大納言爲世の御うまごにてもものし給へば、かの家に、常はすみ給ひしほどに、大納言のするの女、大納言の典侍と聞ゆるに御覽じつきて、その御腹に、姫宮などいできたまへり。又中宮の御匣殿は、宮の御せうとの右の大臣公顯と聞えし御女なり。その御腹にも、男みこなどおはします。思ふまゝなる世をも待ちいて給はゞと、誰も行末頼もしく思ひ聞えつるに、かくおもひの外に、あさましき事の出できぬるを、深う思ひなげく人かずしらす。御匣殿はうせ給ひしかば、この頃は、たゞこの典侍の君をのみ、またなきものに思しかはしつるに、吹きかふ風も、ま近きほどにはおはすれど、御對面はおもひもよらず。おぼつかなきの慰むばかりなる御消息などだに、通ふこともかなはぬ御ありさまを、哀にいぶせう、思しむすほれたり。

○正成がもとに云々 尊良親王は、護良親王と共に、楠木正成の居城にうつり給へる事、上に見えたり。○かくならせ給ひ云々 父御門、六波羅に幽閉せられ給ひし上は、今はいかにせん、力なしと思しめしてとなり。○都に入らせ給ひ 自ら京師に入り給ひしなり。光明寺殘篇には、十二月二日、右馬助殿家人□□四郎、於三河内國、奉捕一宮」とありて、本書とたがへり。○佐々木判官時信 左衛門尉頼綱の三男にて、檢非違使左衛門尉なり。○判官 職原抄に、「檢非違使尉稱之判官」とありて、尉は、四部官とて、官等を、長官、次官、判官、主典の四にわかつて、判官に當れるをもて、しかいへり。こは、光明寺殘篇に、「元弘元年十月九日、宮預、佐々木大夫判官」と見えたり。○つれづれと物思しみだる、獨さびしく、つくんと、物をのみ思しめすをいふ。○世のうさをの御歌 神無月は、十月をいふ。ことわりすぎては、道理にもすぎにて、例よりも多くの意なり。さて、一首の意は、世をつらく思へる我が心をくみしりて、大空も、あはれと思ひけるにやあらむ、この十月は、わきて時雨の降ることよとなり。こは新葉集雜上にも載せて、「元弘元年、百首よみ侍りける中に、中務卿尊良親王」とあり。○藤大納言云々 尊良親王は、大納言爲世卿の女、贈從三位爲子の腹にて、春の別の巻(五六九)に見えたり。○かの家 爲世卿の家をいふ。○中宮の御匣殿 御匣殿の別當にて、中宮につかへたるをもて、しかよべり。○御匣殿 烟の末々の巻(一八六)に註せり。○右の大臣公顯 實兼の二男なり。○思ふまゝなる世を云々 この尊良親王は、まうけの君にそなはり給ふべき皇子におはせば、つひには、天位にもつき給ひて、思ふまゝに、世をしらすべき時をも待ちつけ給ひたらば、いかばかりめでたからましと、人々の望みをかけるたるとなり。○吹きかふ風も云々 この皇子の預けられ給へる佐々木時信の家と、大納言の典侍のすまひとは、風も吹きかよふべき程に、いと間近きところなれどとなり。○おもひもよらず 御對面の事は、かけても思ひよらず、難き事ぞとなり。○おぼつかなさの云々 逢ひ給ふ事のかなはぬ心もとなさの、すこしばかりにても慰むべき御消息

なりとも、典侍の君に、つかはし給はまほしけれど、それもかなはぬうき御さまとなり。○いふせう いふせくの音便にて、心のはれぬさまをいふ。○思しむすばほれたり 心の鬱々として開きとけぬをいふ。

ひとつ御腹の座主の法親王も、長井の高廣とかやいふ者、あづかりたてまつりぬ。御門遠くうつらせ給はむほど、この御子達も、おのがちりくになり給ふべしなど聞えけり。春宮は、世をつゝしみて、六波羅に渡らせ給ふ。先帝はあたのため、同じ御やどり、葦垣ばかりをへだてておはしませば、主なき院の内、いとさびしくて、衛士のたく火も、かげだに見えず。内には、いつしか、けしかるものなどすみつきて、或時は、紅の袴長やかにふみたれて、火ともしたる女、見るまゝに、丈は軒とひとしくなりて、後にはかきけち失するもあり。又いみじう光を放ちて、髪を前にみだしかけたる童なども見えけり。鬼殿などはかくやありけむと、おそろし。人すまで年経あれぬる所などにこそ、かゝる事も、おのづからありけれ。僅に一月二月の中に、かゝるべきにはあらぬを、これかれ、いと怪しきわざなるべし。

○ひとつ御腹 尊良親王と御同腹なるをいふ。○長井の高廣云々 光明寺殘篇に、「妙法院宮、預長井因幡左近大將監」と見えたり。○おのがちりくになり云々 後醍醐帝遠島へうつされ給はむ程は、この尊良親王、尊澄法親王たちも、國々へわかち流され給ふべしなど、うはさせりとなり。○葦垣ばかりを云々 葦垣は、葦をもて作れる垣をいふ。只一重の隔てにて、間近きよしなり。後醍醐帝は、六波羅南方におしまし、東宮は同じき北方にま

法親王一本にあり

其の上一本にあり
髪の前一本にあり
髪の一まへ一本にあり
あり改一本にあり
童の下改一本にあり
部の字あり一本に

しませば、其間、唯、一重隔るのみにて、いと間近しとなり。さて、東宮は既に踐祚ありて、この時は、内裏におはしませば、このさまは誤なり。詳に下條に辨せり。○ぬしなき院 今までの皇居にて、二條宮小路殿なり。そは秋のみ山の卷(五二三)に見えたり。さて御門も、東宮も、六波羅におはしませば、二條内裏を、ぬしなき院とはいへるなり。○衛士のたく火云々 衛士は、衛門府に属する兵士にて、禁中を守衛し、夜は火をたきて守るなり。こも秋のみ山の卷(五二〇)に註せり。○けしかるものども云々 異やうなるものにて、禁中には、いつの間にか、狐狸などのすまひせるをいふ。○紅の袴長やかに云々 以下妖怪のさまをいへり。ふみたれては、足のさきまで長く引き垂る、をいふ。○鬼殿 妖怪のすめる家にて、俗に、ばけものやしきといふに同じく、世に鬼殿などいへるは、かゝるものにやとの意なり。今昔物語にも、「三條東の洞院の鬼殿の跡に、大なる松木ありけり」など見えたり。○僅に一月二月の中に云々 この時は、十月なかばなれば、後醍醐天皇、八月廿四日、笠置に行幸し給ひしより、未だ二月には満たざれば、しかいへり。さて、住む人もなく、年久しくあはれてたる處にこそ、妖怪は棲むものなれ。一月二月の程にては、いまだ、かゝる事は、あるまじきわざなるを、これやかれやを思ひあはすれば、甚、不思議にたへぬ事よとなり。

さて、れいのあづまより御使のぼれり。代々のためしとかやとて、秋田の城のすけ高景、二階堂出羽の入道道雲とかやいふものぞ参れる。西園寺、大納言公宗卿に事のよし申し、春宮御位につきたまふ。さるべき御事といひながら、今日あすとは見えざりつるに、いとめてたし。さて六波羅より、この度は、世のつねの行啓の儀式にて、持明院殿へ入らせ給ふ。兩院もひきつくるひたる御幸のよしなり。ひしめきたちぬる世の音なひを聞しめ

公宗の御下印
に字補ひし
に御事つ
に本に改
中印に本
印に本に改
め本に改

仕奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御
に奉らるる御

す先帝の御心ち、たとしへなく、ねたく人わろし。もとの内裏へ、新帝うつらせ給ふ。上達部のこりなく仕う奉らる。院も常磐井殿へおはしまいて、世の政事聞しめせば、後宇多院のむかし思ひ出されてあはれなり。いつしか十月十二日給旨下されて、前の御代の人々、大中納言宰相すべて十人、宣房、公明、藤房、具行、隆資、實世、實治、季房、隆重、忠顯、つかさやめらる、よしきこゆるも、昨日までの時の花と見えし人々、つかのまの夢かとははれなり。

○御使のぼれり 光明寺殘篇に、「九月十八日戊刻、(秋田城介殿、二階堂出羽入道殿)京着、自路次六波羅北方被參」とあるをいふ。○代々のためし云々 この高景道雲の先祖の、承久の時、かゝる御使にて上れる例によりて、此度も、この二人を使者として、上洛せしめたりとなり。後醍醐天皇踐祚の時、高景の祖秋田城介義景、道雲の祖出羽前司行義の二人、上洛せるなどをいへり。そは、保曆間記に見えて、三神山の卷(一二七)に引けり。○高景義景の曾孫左兵衛尉時顯の子なり。○道雲 行義の曾孫出羽守行藤の子、從五位下出羽守貞藤なり。道雲は法名にて、尊卑分脈、太平記には道濫に作れり。○御位につき給ふ 皇年代略記に、「元弘元年辛未九月廿日癸巳踐祚、(十九、被下)太上天皇詔命、于時劍璽不渡之、壽永之例也)十月六日、渡劍璽、(自六波羅奉)土御門東洞院皇居。或説、神璽聊有子仔細云々」とあり。○さるべき御事とは云々 皇太子の踐祚あらむは、しかあるべき事とはいへども、いまだ、今日あすと思はざりしに、かくいち早く帝位につかせ給へるは、いとめてたしとなり。こは上の條に、「持明院殿には、春宮おはしませば、思ひの外にめでたかるべき事なれど、今日あすは、いまだ軍のまぎれにて、何のさたもなし云々」とあるを、承けたる文なり。○六波羅より云々 續史愚抄に、「九月二十

の御一流に定り給ふべきかと、世人の思へるにとなり。○龜山院の御流 大覺寺殿の系統をいふ。○先坊 邦良親王をいふ、その薨去のこと、春の別の卷(五六二)に出でたり。○雅藤の宰相 參議顯雅の子なり。○坊に定り給ふ云々 公卿補任に、「元弘元年十一月八日、以康仁親王爲皇太子、關東計申之」とあり。○今は思ひのたえぬる云々 先坊邦良親王薨じて後、光嚴帝東宮に居給ひしかば、この皇子の東宮にそなはり給ふ事は、よもかなふまじと、望みもたえぬる心ちせしにと也。○松が浦島に云々 陸前國松島のことにて、こゝには尼宮の御所をいふ。後撰集雜に、「西院のきさき、おほんぐしおろさせ給ひて、おこなはせ給ひける時、かの院の中島の松をけづりて、かきつけ侍る、素性法師、「音にきく松がうらしまけふぞ見るうべこ、ろあるあまもすみけり」とあるをとりて、しかいへるなり。季吟の抄に、「松がうら島、陸奥也。松ある中島を比してよめり。蟹を尼によそへて、西院の後の行ひたまふ事を、ほめ申す心なり」と見えたり。この御息所謀子内親王御出家の事は、春の別の卷(五六六)にあり。○御親の心ちにて云々 謀子内親王は、先坊邦良親王の御息所にて、この康仁親王の御生母にはあらねど、まことの御親のやうにておはしませばとなり。こも春の別の卷(五六二)に見えたり。○崇明門院ときゆ 女院小傳に、「崇明門院、謀子、先坊妃、後字多女、正中三年月日爲尼、元弘元年十月廿五日准三宮、同日院號」とあり。○斧の柄の朽ちにし云々 晋の王質の故事なり。斧の柄の朽ちはてたる如く、先坊のかくれ給ひて後は、世にさしはなれて、さびしけなりし昔のさまを、改めたる宮の内なりとなり。さて王質の事は、列仙傳に、「王質晉衢州人也、入山伐木、至石室山、見石室中、有數童子圍棋、質置斧觀之、童子以物如棗核與質、令含咽其汁、便不覺飢渴、童子云、汝來已久可還、質取斧、柯爛已盡、質憂還家、已數百年、親舊無復存者、復入山得道、人往々見之」と見えたり。○ありし後云々 先坊の薨じ給ひし後には、女房、上達部、殿上人など、思ひ／＼に退散して、世の中の事を、おもしろからず思ひて、ひきこもり居れるをいふ。

○くむじ 屈しの意なり。氣折して心の引た、ぬをいふ。○谷の鶯の云々 この人々の、再び御子の東宮に仕へ奉りて、今までの愁の眉を開きたるさまは、冬ごもりせる谷間の鶯の、春を待ちつけて、長閑なる光に逢へるが如き、心ちするならむと也。○傳 皇太子輔導の官をいふ。東宮職員令に、「傳一人、掌以道德輔導東宮」とあり。○久我右の大臣云々 公卿補任に、「右大臣從一位源長通、(五十二)十一月八日兼春宮傳、」長通は、太政大臣久我通雄の子。○大夫 東宮大夫をいふ。東宮職の長官なり。公卿補任に、「大納言正二位源通顯、十一月八日兼春宮大夫」と見えたり。通顯は、内大臣中院通重の子なり。○なべて世に云々 後醍醐帝の、かくならせ給へる後は、この東宮附の人々のみならず、これまで用ひられずしてひきこまれる人々も、いつの間にか官位をたまはりて、得意なる様子どもを見るとなり。○目の前に云々 もとより、定めなき浮世の状態なれば、今更驚くべきにあらねどとなり。○いとしく云々 けちえむは、揭焉にて、きはやかにある意。さてかく變遷のいぢるくきはやかなるを見れば、あまりになさけなきわざなりとの意なり。○ことしもくれぬ 元弘元年の暮れゆくをいふ。

第十九 久米のさら山

はじめは一本あり

まかづる顔印
本まかへる顔印
とあり一本に
て改めつ

元弘二年の春にもなりぬ。新しき御代の年のはじめには、思ひなしさへはなやかなり。うへも若うきよらにおはしませば、よろづめてたく、百敷の内、何事もかはらず。さるべき公事のをりく、さらても、院内おなじ陣の中なれば、ひとつに立ちこみたる馬車隙なくにぎはしけれど、見し世の人は、ひとりもまじろはず。参りまかづる顔のみぞかはれる。

○久米のさら山 元弘二年三月、後醍醐天皇隠岐に遷幸し給へる御道すがらの事ども、および尊良親王、尊澄法親王以下、諸忠臣の配流せられ、又は殺害せらる、さまを、委しく記し、光嚴院の大嘗會の儀、隠岐の御ありさま等、同じ年の終までの事をのべたり。卷の名は、後醍醐天皇の、美作國にて、「聞きおきし久米のさら山こえゆかむ道とはかねて思ひやはせし」とよませ給へる御歌によれり。○新しき御代 元弘元年九月廿日、北條高時、後伏見院の皇子量仁親王を、位につけ奉りたれば、今は代始の新年なり。○うへも若う云々 去年御踐祚の時、御年十九とあれば、今年は二十にならせ給へるなり。○何事もかはらず 續史愚抄に、「元弘二年正月一日辛未、節會、三日癸酉、有殿上淵醉、七日丁丑、節會、八日戊寅、女叙位、御齋會始、後七日法、十六日丙戌、節會」などあれば、よろづの公事ども、常にかはらず行はせ給へるをいふ。○さらでも院内云々 主上は、二條富小路殿におはし、後伏見、花園兩院は、常盤井殿におはしまして、間近ければ、仙洞も一構として、衛府の陣の内となれるなるべし。こは、秋のみ山の卷(五二三)および、むら時雨の卷(五七六)にも見えて、そこに圖をあけたり。

さて然るべき公事あるときは、御所に、馬車のたちこむは勿論なるに、同じ所に、仙洞御所さへあれば、院と内とに参る百官の馬車、一つ所に、すき間もなくたちこみて、にぎはひたりとなり。○見し世の人は云々 先朝より見知りたる人は、一人も在らずして、皆、新参の見なれぬ顔のみになれりとなり。○参りまかづる 参内し退出すること。

御代は、先帝は、いまだ六波羅におはします。二月の頃、空の氣色、のどやかにかすみわたりて、ゆるやかに吹く春風に、軒の梅なづかしくかをりきて、鶯の聲うららかなるも、うれはしき御心ちには、ものうかるねにのみ聞し召しなさる。ことやうなれど、かの上陽人の宮の中思ひよそへらる。長き日影も、いとぐくらし難き御なぐさめにとや、聞え給ひけむ、中宮より、御琵琶奉らせ給ふついでに、いさかなる物のはしに、

思ひやれちりのみつもる四の緒にはらひもあへずかゝる涙を
げにとおぼしめしやるに、いとかなしく、玉水のながるゝやうになむ。御かへし。
かきたてしねをたちはて、君こふる涙の玉の緒とぞなりける

○六波羅におはします 村時雨の卷(六一九)に、「六波羅の南の板屋の、いとあやしきに、御しつらひなどしておはしまするも、いとほしうかたじけなし」とありし御所に、年をこえさせ給へるなり。○ゆるやかに吹く春風 春風の、習々として、ぬるく徐にゆく程をいふ。○うら、か うら／＼と長閑なるをいふ。○うれはしき御心ち 憂ひありけなる御心ちの意。うれはしは、憂ふることを、形容にいひなせる詞なり。○ものうかるね

おぼし
し印の
下本に
て
おぼし
し印の
下本に
て
補ひつ
本に
て
おぼし
し印の
下本に
て
おぼし
し印の
下本に
て
おぼし
し印の
下本に
て

懶くある音の意にて、俗語に、いやさうなる聲といはんが如し。さて、うら、かなる鶯の聲も、憂ある御心には、物うけに鳴きぬる如く思はれ給ふとなり。この詞は、古今集に、「春たてど花もにははぬ山里はものうかるねに鶯のなく」とあるによりてかけり。○ことやうなれど たとへを上陽人にとるは、異様にて、ふさはしからぬやうなれどとなり。○上陽人の宮の中 白氏文集新樂府に、「上陽白髮人」あり。註に、「天寶五載已後、楊貴妃專寵、後宮人無復進幸矣、六宮有美色者、輒置別所、上陽是其一也、貞元中尙存焉」と見えて、上陽とは宮の名なり。そこに居れば、上陽人と呼びて、固有名詞のごとくなれるなり。さてその詩に、「上陽人、紅顏鬢老白髮新、綠衣監使守宮門、一閉上陽多少春、玄宗末歲初選入、入時十六今六十、同時采擇百餘人、零落年深殘、此身憶昔香悲別親族、扶入車中不教哭、皆云入内便承恩、驗似芙蓉胸似玉、未容君王得見面、已被楊妃遙側目、妬令潛配上陽宮、一生遂向空房宿、秋夜長、夜長無寢天不明、耿耿殘燈背壁影、蕭蕭聞雨打牕聲、春日遲、日遲獨坐天難暮、宮闈百轉愁厭厭、梁燕雙栖老休妬、鸞歸燕去長悄然、春往秋來不記年、唯向深宮望明月、云々」とあるより、歌にも多く讀める中に、夫木集に、長方卿、「はかなしや空しき床に明暮れて年のむそぢの空にすぎぬる」、定家卿、「しらすりき塵も拂はぬ床の上にひとりよはひのつものるべし」とは、いと多かり。○いとくらし難き云々 たゞさへ長き春の日を、かゝるところにわびるさせ給ひて、つれなくにおはしませば、一しほ暮しかねさせ給ふべきを、その御慰みにもやならんと、御琵琶を奉らせ給ふついでに、次なる御歌をも、きこえ給ひつるならむとなり。○いさ、かなる物のはしに 御消息を通はし奉ること叶はねば、僅かなる物の端に、次の御歌をかきて、窃に聞え奉れりとなり。○思ひやれの御歌 君ましまさずなりて後は、うきに月日をおくりつ、かきたつる事もなければ、四つの緒に、塵のみつもりて、拂ひもあへぬ涙のはふりかゝるを、せめてあはれと思ひやり給ひてよとなり。この御歌、新葉集雜下、及び太平記にも載せたり。○四の緒 琵琶を

いふよし、八雲御抄に見えたり。○玉水のながる、やうに 御涙のせくかたちなく、玉水のごとくに流るとなり。玉水とは、雨などふるとき、軒端よりおつる滴の、玉をなして垂る、をいふ。式子内親王の御歌に、「山ふかみ春ともしらぬ松の戸にたえんかゝる雪の玉水」などもよめり。○かきたてしの御製 そのかみ、共にかきたてならして、たのしみし琵琶の音も、今は絶え果て、かぐさき世ながらに、わかれ奉りつ、いつあふべしと定めなき身となりたれば、そのたえし琵琶の緒も、やがて君を戀ひしの涙の玉をぬくべき、緒となりけりとなり。琵琶をおこせ給へるにつけて、ねといひ、緒などいひつかけ、さて玉を貫く緒といふに、涙の玉といひ下せり。太平記には、「ひき返して御返事ありけるに、「なみだゆるなかはの月はかくるとも共に見しよのかけはわすれじ」とありて、これとたがへり。

かの承久のためしにとや、あづまよりの御使には、長井の右馬助高冬といふものなるべし。これは頼朝の大將の時より、鎌倉に重きもの、ふにて、いまだ若けれども、かゝる大事にもおぼせけるとぞ申しける。遂に隱岐國へうつし奉るべしとて、三月のはじめの七日に、都を出てさせ給ふ。今はと聞しめす御心まどひども、いへばさらなり。所々のなげき、近うつかまつりし人々の心ちども、おき所なくかなし。御門もかぎりなく御心悩むべし。いとかうしも人に見えじと、かつはおぼしむれど、あやにくにすゝみ出づる御涙を、もてかくしつ、おはします。ふりにし事を思しいづるにも、立ちかへり、また世をやすく思さむ事のいとかたければ、よろづ今をとぢめにこそと、思しめぐらすに、人やりな

のためしにとや
の字に一本
になき一本
にあづまよりの
あづまよりの
下の字一本に
七本の下に
補ひつ

加りける印本
加り侍るとあり
り改めつより
て改めつより
生れひけむと
に思ひけむと
あり

らず、口をしきちぎり加りける前の世のみぞ、つきせすうらめしき。

つひにかく沈みはつべき報いあらば土なき身とは何生れけむ

○かの承久のためし云々 後鳥羽、土御門、順徳三上皇を、遠所に遷し奉れる例をいへり。このこと新島もりの巻(八〇)に詳なり。○長井の右馬助高冬云々 續史愚抄に、「元弘二年三月五日甲戌、關東使右馬助高冬、被_レ召_レ入_レ六波羅_一云々、六日、自_レ鎌倉_一奏言可_レ有_レ御落_レ筋_一由于先帝、而不_レ被_レ聞_レ食_一、因疑_レ重_レ祚_レ散_レ慮_一云、七日丙子、爲_レ相模守入道高時商量、奉_レ遷_レ先帝于隱岐、已刻出_レ御六波羅館、加_レ御車寄西園寺中納言、(公重不_レ供奉_一)殿上人頭中將行房朝臣、前左少將忠顯、女房二人(藤内侍三位某、大納言宰相某)等供奉、武士貞胤(千葉)已下、率_レ數百騎_一警固とあり。○今はと聞しめす云々 かねて期し給へる事にはおはしませど、今はいよくと、御遷幸の事を聞しめし給へるにつけて、いかにせんと、御心まどはし給ふも、けにさる事にて、そのかしこさは、いへば更なりとの意。○所々のなけき 女院、中宮、その他の宮たち、および、近侍の男女房どもにいたるまで、とつおひつ、心もそらに、いかにせましと、惑ひかなしむとなり。○御門もかぎりなく云々 さすがにわが御身の上を、かなしき事に、なやみ思召したまふなるべしとなり。○いとかうしも云々 かく歎きかなしむさまを、人には見られまじと、かたつかたには、御心を鎮め給へども、かたつかたよりは、又あやにくにも、涙の何となくはふりおつるを、袖などにて抑へ置しつ、しのびおはしますとなり。○あやにく 生憎、意地わるくの意。○ふりに事云々 かの承久の昔をいふべし。○立ちかへり云々 昔、後鳥羽順徳兩上皇も、御志をもたらして、遂に遠所ながらに、崩れさせ給へるが如く、御みづからも、今かくて遠所にうつらせ給ひて、再び立ちかへり、天の下を知食し、世をやすく治め給はむと思すことは、萬の一もかなひがたかるべければ、すべての事ども、今日をかぎり

の事と、思召し給ふにつけてもとなり。○人やりならず わが心からにて、人にひかされたる事ならずの意なり。古今集の歌に、「人やりの道ならなくに大方はいきうしといひていざ歸りなん」ともよめり。○口をしきちぎり云云 みづから求めたる事ながら、わが御上のあさましくおぼされて、つたなき前世の宿因を、盡ることなく、口をしき恨めしく、思召し給ふとなり。○つひにかくの御製 ありく、て、天下のあるじとは、えおはしまさで、つひにこの度の如く、遠所に遷され、おきの小島に沈淪して、身をはたしつべき果報の者ならば、その業因によりて、はじめより、あまの子などにも、生れてありぬべきを、何故に、上もなき天子の身とは生れたるならん、今更に、宿因のつたなきを、恨めしく思ふとの御意なり。三の句、天正本太平記には、「身とならば」とあり。

巳の時印本
の時とあり一
本及び改めつ
抄にて改めつ
公軍印本に公
宗とあり一本
白綾印本にひ
にて改めつ本
藤の下印本に
本人の字あり
本人にて除きつ

巳の時ばかりにいでさせ給ふ。綱代の御車に、御前どもなどは、故院の御世より仕う奉りなれにしもものども、あるかぎりまわれり。御車寄に、西園寺、中納言公重さぶらひたまふ。うへは、御冠に世のつねの御直衣、指貫、白綾の御衣一かさね奉れり。こそこの今日は、北山にて花の宴させ給ひしも、あはれにおぼしいでられて、その日の事かきつらね、こひしくおぼさる。人々の祿にこそはたまはせしを、今日は御旅衣にたちかふるも、あはれに定なき世のならひ、今さらこゝろうし。御車にたてまつるとて、日ごろおはしましつる傍の障子に、書きつけさせたまふ。

いさしらず尙うき方の又もあらばこの宿とても忍ばれやせむ

○巳の時 今の午前十時頃なり。○綱代の御車 新島もりの巻(八〇)に註せり。○御前 御前駈なり。内野の

○おのがじし 各自銘々の意。さて御供の人々も、おの／＼都を離る、事なれば、とり／＼に、親戚知人、その他の名残の惜さも、いひつくすべくもあらずと也。○さならでも さうでなくてもの意。平素よりその名聞え高き立派なる武士となり。○六波羅より云々 太平記に、「明れば三月七日、千葉介貞胤、小山五郎左衛門、佐々木佐渡判官入道道譽、五百餘騎にて、路次を警固仕て、先帝を隱岐國へ遷し奉る」とあり。○千葉介貞胤 胤宗の子なり。○おぼえ異なる限り 鎌倉幕府の信任あつき武士となり。○いろ／＼の綾にしき云々 警固の武士の装束のさまなり。○水干 老の浪の巻(二七四)に註せり。○直垂 貞丈雜記に、「直垂は、本は地下人無位無官の者の服なり。堂上の人の着給ふべきものにあらず。鹿苑院將軍義満公の頃より、堂上衆も着用し給ふなり。堂上に着給ふは袖括の緒あり。これ地下の直垂と、わかたん爲なるべし。本は武家のも袖く、りあれども、今關東の制には袖括なし。露ばかりなり」とあり。さてその袴は、素襖の袴に、や、おなじく、前後の腰に上刺あるを用ふ。猶委しくは、同書に見えたり。○かくてしも云々 かく遠所に遷幸ある事なれば、臣子として、いかにかしこく、はた、かなしび奉らでは、えあらぬわざなれど、さてもその行列のきよらに、装ひつくしたるさまは、世にも珍らしき美觀なりとの意なり。○東寺 壬生の東、大宮の西、九條坊門の南、九條の北にて、今の京都下京八條町にあり。また教王護國寺と稱し、桓武天皇の御代、これを創建せらる。後、弘法大師に屬して、永く密教流布の道場と定められたり。○御車をおさへらる 御車を駐め給へるをいふ。○御念誦あるべし 御心中、御恢復などの事を祈念し、御經を讀誦せさせ給へるをいふ。○物見車云々 物見車は、遷幸を拜觀にたちいでたる車をいふ。天正本太平記に、「由々シキ見物ニテゾ有シ。サレバ、車ハ軒ヲキシリ、轎ハ雙ヲ所モノク、壘裝束ノ女房ドモ、其數ヲ不知、如何ナル柴取山賤マデモ、今日ノ別ヲ悲ミテ、置所ナク吟ヒケル」とあり。○よろしき女房 極めて上臈にはあらねど、や、よき品の女房の意なり。○つばさうぞく 河海抄に、「俊成卿女説に云、市女笠に薄衣

つてののみに印
ありつ本に
改めつ本に
あはれつ本に
てはよとあはれ
に印はよとあはれ
本はよとあはれ
に印はよとあはれ
せはよとあはれ
今補ひつべし
本に補ひつべし
とありつべし
にありつべし
まありつべし
りありつべし
めありつべし
空ありつべし
本にありつべし

きたるをつばさうぞくといふとありて、源氏物語、枕草子等にも見えたり。○山がつ 樵夫などをいふ。○付のはやし 物見る人の、立ちこみてすまもなきを、密生せる竹の林に譬へたるなるべし。○目押し拭ひ鼻す、り 遷幸を見奉る貴賤老少の、御別をかなしみて、涙をおとし泣くさまをいふ。○うき世のきはめ云々 世の中の憂き事のかぎりは、今日この處に、盡きたりと思ふほどに、心うく悲しくありしとなり。

崇徳院の讃岐におはしけむ程のありさま、後鳥羽院の隱岐にうつらせ給ひけむ時なども、さこそはありけめなれど、つてにのみ聞きて、見ねば知らず。これを始めたる心ちぞする。日頃は、何の御にほひにもふれず、數ならぬ人、及ばぬ身までも、今日の御別のあはれさ、なべておき所なげにぞ、惑ひあへるかし。君も、御簾すこしかきやりて、このもかの御覽じわたしつ、御目とまらぬ草木もあるまじかめり。岩木ならねば、武士の鎧の袖ども、しほとけげにぞ見ゆる。都のこずるを、かくる、まで御覽じおくるも、猶夢かとおぼゆ。鳥羽殿におはしましつきて、御よそひあらため、破子などまゐらせけれど、氣色ばかりにてまゐらず。これより御輿にたてまつれば、留るべき御前どもの、空しき御車を、なく／＼やりかへるとて、くれまどひたるけしき、いと堪へがたげなり。

○崇徳院の讃岐に云々 崇徳院讃岐へうつされ給へるは、保元元年七月廿三日の事にて、保元物語に見えたり。○後鳥羽院の隱岐に云々 後鳥羽院隱岐へうつされ給へるは、承久三年七月十三日の事にて、新島守の巻(八〇)に詳なり。○さこそはありけめ さぞかし、御送りの武士を始め、物見る人の歎きのさまなど、いかに悲しく

あはれなる事ありつらんとは推すれども意。さて崇徳院、後鳥羽院の遷幸の時のありさまも、こたびの如く、さこそめざましき事にてありつらめど、その程は、たゞ人づてに、しかぐと聞きたるのみにて、まさしく見ねば、いかにありけん、よくも知らず。今日まのあたり見奉れるにつけて、かゝるありさまは、此度こそ、はじめてのやうなる心地すれとなり。○つて 人傳、また聞の意。○始めたる心ち かばかり悲しき事は、これぞ初めなるやうに思はると也。○何の御にほひに云々 日頃は、御傍近く、御にほひにふれ、親しく仕うまつりしにもあらず。また賤しくて、物の數にもあらざる人、下が下の、かけても及ばぬ臣民までも、かく遠くおはします御別のあはれなる事は、立ちこみ見おくり奉る人々、なべて心もそらに、せんかたなき様に、惑ひをるとなり。○御にほひ 玉體の御やうすをいふ。○數ならぬ人 世の人数に數へられぬ程の微賤の者をいふ。○及ばぬ身 貴賤高下の懸隔甚しくて、到底とゞかぬ身分からの卑者をいふ。○御簾少しかきやりて云々 御簾は、車の簾にて、後醍醐天皇の、御車ながらの御ありさまをいふ。○このもかのち 此面彼面にて、あちらこちらの意なり。○御目とまらぬ草木も云々 草木にまでも、御目をとめて御覽せらる、よしにて、道のべにならび立ちて、見送り奉れる臣民の上をも、ふくめたる意なり。○岩木ならねば 岩木は非情のものにて、うきもかなしきも、知らぬものをいふ。○さて武士とて、あらぐしきものにはあれども、さすがに情ある人なればとなり。書言字考に、「行路難云、心非石木豈無感、又見遊仙窟」とあり。○鎧の袖 鎧の綿上の半に、袖つけの緒といふがあり。そこより袖をつく。その左なるを射向の袖といふ。さて武士ども、さすがに、君の御上をかなしび奉りて、おとす涙に、着たる鎧の袖も、しほどけたる如く、濕ひわたれりとなり。○しほとけけ しほの溶けて、じめめと濕へるさまの如くなるをいふ。○都のこすゑを云々 都のかたの梢を、かくれて見えずなりゆくまで、なごりをしけに見かへり、見おくらせ給ふも、驚うつ、におはしますとはおぼえ給はず、夢かとのみたどらせらる、なり。こは大鏡、菅原道真公筑紫下向の條に、「都とはくなるま、に、あはれに心ばそくおぼされて、君がすむやどのこすゑをゆくもかくるま、でにかへり見しはや」とあるさまをうつせり。○鳥羽殿 山城國紀伊郡にあり。おどろの下の卷(二二)に註せり。○御よそひあらため 御冠直衣の御裝束を、烏帽子狩衣などに改めさせ給へるなるべし。○わりご 破子にて、晝の御膳をいふ。○けしきばかり云々 御わりごも、御氣色ありしのみにて、いさ、かも間食し給はずとなり。この所のさま、花園院宸記に、「先帝御裝束、御直衣下結云々、於鳥羽棧敷殿、供御破子之後、有數刻出御、今度御輿四方輿、被卷三方簾云々、裏書に、「先帝入御鳥羽事、承久之例云々、中寢殿被相憚之間、於棧敷殿儲破子之旨公宗申之」と見えたり。○これより御輿に云々、こ、より、鄙路に入ることなれば、御輿に乗りかへさせ給ふなり。○留るべき御前ども云々 御前驅の公卿以下、京に留るべきかぎりは、こ、より別れ奉りて、これまで乘御ありし網代の空車を、京へ遣りかへるとて、なくくも、途方にくれぬるありさま、まことにかなしさに堪へかねたるやうすなりとの意なり。○御前 前驅のもの、内野の雪の卷(一三八)に出でたり。

かくて君は遙に赴かせたまふ。淀のわたりにて、むかし八幡の行幸ありし時、橋わたしの使なりし佐々木の佐渡の判官といふもの、今は入道して、今日の御おくりつかまつれるに、その世の事おぼしいてられて、いと忍びがたさにたまはせける。

しるべする道こそあらずなりぬとも淀の渡りは忘れしもせじ

○かくて君は云々 遙に鹽岐國をさして、西のかたへ赴かせ給へるをいふ。○淀のわたり 淀川の渡なり。○八幡の行幸 石清水八幡宮へ行幸あらせらる、なり。こは正中元年三月二十三日の事にて、秋のみ山の卷(五三六)

にあり。○橋渡の使 桂川淀川に浮橋をわたす役にて、檢非違使これをつとむ。そは、山槐記久壽三年三月十日石清水行幸の條に、「於桂川西野邊、暫休御輿、爲馱船所、在切立、供奉公卿、近衛司下馬、大理令着督長掃、雜人給、駕輿丁相代昇立御輿、互浮橋於桂河、(檢非違使實能志令渡云々)淀浮橋、行事檢非違使資經(行幸之時候橋北頭)など見えたり。○佐々木佐渡判官 檢非違使宗氏の子高氏なり。正中三年、北條高時と共に出家して道譽といへり。○判官 檢非違使尉をいふこと、村時雨の卷(六四五)に註せり。○その世の事云々 天皇、其時の事どもを思召し出でられ、懷舊の情禁じがたくおはしまして、道譽に、御歌を賜はせたりとなり。○しるべするの御製 そのかみ、八幡行幸の節、橋わたしの使にて、先導したりしに、こたびも、わが遠所遷幸の先導として、警固にまゐれる、これかれおなじく先導にはあれど、昔にかはれるあさましきみゆきなりとも、この今往く淀のわたりは、昔に變らねば、さこそ忘れはすまじきに、今昔の感、いかに覺ゆるぞとの御意なり。この條の事ども、天正本太平記に、「佐々木道譽は、去正中元年三月二十三日、石清水行幸ノ時、橋渡ノ使ニテ有シカバ、思召出テ、道譽ヲ召レ、「シルベスル云々」ト仰下サレケルニコソ、道譽頭ヲ地ニツケテ、涙ノ袖ヲ抑ヘツ、シバシハ御前ニ伏沈ケレ」とあり。

又の日は、中務のみこ土佐の國へおはします。御供に爲明、中將まゐる。日頃かくあやしき御やどりにものし給ふを、辱く思ひきこえつるに、遙なる世界にさへゐておはしませば、まして、いかさまなるわざをして御覽せさせむと、あるじ時信けいめいしさわぐ。宮既

にた、せ給ふとて、瓶にさしたる花を折らせ給ひて、
花は猶とまるあるじにかたらへよわれこそ旅にたち別るとも

折らせ給ひて
印本に折りて
よりて補ひ本に

おなじ日、やがて妙法院の座主尊澄法親王も、讃岐國へおはします。

妙法院の云々
座主妙
法親王の宮とあり

○又の日は云々 續史愚抄に、「八日丁丑、爲鎌倉沙汰、流中務卿尊良親王于土佐、(中將爲明朝臣供奉)無品尊澄法親王(妙法院)于讃岐、(己上先帝皇子)東南院某于硫磺島」とあり。○日頃かくあやしき御やどりに云々 前篇むら時雨の卷(六二二)に、「中務の宮は、云々、都へ入らせ給ひて、佐々木判官時信といふもの、家に、わたり給ひぬ」とあり。○あやしき宿 賤しき宿所の意。○辱く思ひきこえつる 時信の、畏れ多き事に思ひ奉れるよしなり。○遙なる世界 土佐の國をいふ。世界とは、只國といはむが如し。○ましていかさまなる云々 日頃もいぶせき御やどりを、畏れ多き事に思へるに、今また遠國へわたらせ給ふべきにつけて、御名残に、いかなる事をして御覽に供へ、なぐさめ奉らむかと、さまざまのいとなみをして、騒ぎの、しると也。○けいめい 經營にて、いとなみ儲くるよしなり。○瓶にさしたる云々 尊良親王、御前の花がめに挿したる花を折りとらせ給ひて、御歌をよませ給へるなり。○花はなほの御歌 日ごろかたらふものもなく、たゞ花にのみ馴れるたるが、今はわれも、遠き國へうつさるべきにて、やがて旅だち別れゆけども、花はなほ、わが居る時の如く、京にとゞまるこの家のあるじに、語らひてあれ、やがて主人も、この花を、わが形見と思ひてよとの意なり。○おなじ日云々 上に引ける、續史愚抄の文を合せ見るべし。

先帝は、今日、津の國こや野の宿といふ所につかせ給ひて、夕づく夜ほのかにをかしきを
ながめおはします。

こや野下印本
の字を脱せり
一本にて補ひ

命あればこやの軒端の月も見つまたいかならむゆくする空

こや野より出てさせ給ひて、武庫川、神崎、難波、住吉など過ぎさせ給ふとて、御心のうち

て本いこ給一生活と原本すあ
とにとのやふへ本田改あすあめし
あげせ宿のるるにのめりすし
りにめと宿にに里下つ一めや松の
せてあ一と印と森 本 の の 原 里
め一り本す本し字 に 森 松 印

におぼすすぢあるべし。廣田の宮のわたりにても、御輿とゞめて、拜み奉らせ給ふ。あしやの里、すゞめの松原、布引の瀧など御覽じやらるゝも、ふるき御幸どもおぼしいてらる。生田の森をば、とはて過ぎさせたまひぬめり。湊川の宿につかせ給へるに、中務宮は、こやの宿におはしますほど、間近く聞き奉らせ給ふも、いみじうあはれにかなし。宮、いとせめてうき人やりの道ながら同じとまりと聞くぞ嬉しき。福原の島より、宮は御船にたてまつる。

○津の國こや野の宿 昆陽野は、攝津國河邊郡にあり。伊丹町の西にて、今は稻野村といへり。○ゆふづく夜 夕月夜にて、夕ぐれに月のいでたるほどをいふ。○ほのかに かすかにの意。○命あればの御製 命のながらへてあればこそ、思ひもかけざる昆陽野の宿に假寝して、軒端に出る月をも見つれ。さて是より行末には、この上また、いかなるめづらしき事にも遇ふ事ならん。思へば、はかなく悲しき事ぞとの御意にて、かくても命あらば、又たちかへりたのもしき事もなからじやはと、思召し給へるさまをも、下にふくめ給へるなるべし。行末の空とは、空は、月の縁にいへるにて、唯、行末とのみいへらむが如し。こは、天正本太平記に、「其日昆陽野宿ニ著セ給ヒニケリ。芦カリフケル軒フリテ、トモニ傾ク夕月夜、ホノカニ見エテヲカシカリシカバ、寂覽有テ、命アレバ云々」ト、遊バサレテ、明レバヤガテ宿ヲ出給フ」とあり。○武庫川 攝津志河邊郡の條に、「自武馬郡生瀨川ニ流曰武庫川、至領家莊、納逆瀬溪仁溪、經小松崎入海」とあり。○神崎 河邊郡にある驛の名なり。○難波 西成郡にて、今の大阪の地なり。○住吉 菟原郡にあり。住吉社のある所なり。○御心のうちに云々 住吉の社を遙拜し給ひて、御心のうちに、行末の事ども、御祈念ありしなるべし。○廣田の宮 武庫郡廣田村にあり。

り。延喜式に、「廣田神社、名神大、相嘗新嘗」とありて、天照大神の荒魂を祭れるよし、日本紀に見えたり。○葦屋の里 菟原郡にて、今の街道の北、山際にあり。この邊の海を、葦屋灘、または、あしやの浦などいふよし、攝津名所圖會に見えて、新古今集に、業平朝臣、「あしやの灘の鹽やきいとまなみつけのをくしもさ、す來にけり」とよめる所なり。○すゞめの松原 こも同郡にて、御影の森の、ほど近き所なるよし、名所圖會にあり。○布引の瀧 攝津志菟原郡の條に、「布曳瀑布、在熊内村西、源自武庫山流、高十丈餘、如垂白布、因名」とあり。○ふるき御幸ども 後嵯峨院、建長五年三月、大宮院と共に、後三條天皇の跡をおひ奉りて、津の國天王寺住吉等に詣でさせ給へる事、烟の末々の卷(二〇三)に見えたり。布引の瀧なども、ほど近き所なれば、かならず見そなはし給へるなるべし。さて今その所を見給ふにつけて、われも、遊覽のための行幸ならましかばと、遠き世の事を思ひ合せ給ふなるべし。○生田の森を云々 生田の森は、矢田郡にて、生田神社あり。今、生田宮村といふ。さてこの里、詞花集に、「君すまばとはましものを津の國の生田の森の秋の初風」、新古今集に、「昨日だにとはむと思ひし津の國の生田の杜に秋は來にけり」など、古くよりよめるをもて、特に、とはて云々とはいへり。○湊川の宿 兵庫の北口にあり。○こやの宿におはしますと云々 尊良親王は、天皇御京出の翌日、京を發せられしが、この日、昆陽野の宿につき給ひて、御父帝のおはします湊川には、間近き程なるよしを聞食されて、同じ道ながら逢ひ奉りがたきを、悲しみなけき給ひてとなり。○いとせめての御歌 まことにわが心から出で立ちし道にはあらで、逆臣の爲に、遠く浦々に遷さるゝ、いとさしせまりて憂きかぎりの道ながらも、父帝もともに、同じとまりにおはしますと聞くが、よに嬉しき事ぞとなり。上句、人やりのいとせめてうき道ながらと、詞をおきかへて意得べし。○いとせめて 甚くさしせまりての意。○人やり 前に人やりならぬとある反對の意にて、わが心より思ひたらしにはあらで、人の爲に、あながちにせらるゝ、よしなり。さてこの條の事、新葉集に、「元弘二

年三月、遠き方に赴かん事も、只けふあすばかりになり侍りしに、雨さへ降りくらし、いと心細きもたぐひなくおぼえしかば、宗良親王、「うき程はさのみ涙のあらばこそわが袖ぬらせよその村雨」打出と云ふ所にとまり侍りしに、尊良親王、よべこの處にしちとまりけるよし聞くに、何となくかたはらはなる壁を見れば、ともなりける爲明卿が筆にて、「いとせめて云々」とあるを見て、また見るべき事はしらねど、書きそへ侍りし、「末までもおなじやどりの道ならば我いきうしと思はましやは」とあり。○福原の島 今兵庫なる築島をいふ。さて兵庫の地は、古の福原の庄にて、かの平相國清盛の、都を遷し、所なり。兵庫の津、一名輪田の泊ともいひて、島を築きて泊舟の便となし、經が島となづけたるよし、攝津志、名所圖會等に見えたり。さてこゝより、四國へは舟を出せるなり。

御門は、和田のみさき、苅藻川を打わたして、須磨の關にかゝらせ給ふ。かの行平の中納言、關ふきこゆる」といひけむは、浦よりをちなるべし。あはれに御覽じわたさる。源氏の大将の「なくねにまがふ」とのたまひけむ浦なみ、今もげに、御袖にかゝること、ちするも、さまざま御涙のもよほしなり。播磨の國へつかせ給ひて、しほや、たるみといふ所をかしきを、問はせ給へば、「さなむ」と奏するに、「名を聞くより、からき道にこそ」とのたまはせて、さしのぞかせ給へる御さまかたち、ふりがたくなまめかし。けぢかきかぎりは、あはれにめてたうもと、思ひ聞ゆべし。

○和田のみさき 即、和田の泊の岬をいふ。兵庫より南出せる角なり。これ清盛の築きたるなりとぞ。○苅藻川

打わたしたし印本に補ひつてより

あはれに云々一本にありしと思ひ聞ゆべし

攝津志矢田郡の條に、「源自熱越經長川、至尻池、入于海、相傳、虜平重衡處とあり。○須磨 攝津國八田郡にて、兵庫より西一里半にあり。西須磨、東須磨、落須磨など、三村にわかつてり。今は播磨明石郡に屬せるよし、名所圖會に見えたり。さて關は、金葉集に、源兼昌、「淡路島かよふ千鳥のなく聲にいくよねざめぬ須磨の關守」また、千載集に、師俊卿、「はりま路やすまの關屋の板庇月もれとてやまばらなるらむ」などよめる如く、そのかみ關ありし所なれど、今詳ならず。或は、今、源光寺の西、街道の左右に、一堆の臺ある所なりと、名所圖會にいへど、詳ならず。○かの行平の中納言の云々 續古今集に、「津の國すまといふ所に侍りける時、中納言行平「旅人は袂すしくなりにけり關ふきこゆるすまの浦風」とある歌なり。さて行平卿のかくよめる所は、この浦よりは、遠きあなたなるべしとなり。中納言行平の、須磨にさすらへしは、正史に見えざれど、このほか、古今集、および撰集抄などにも見えて、文徳天皇の御代のことなり。○源氏の大将の云々 此は源氏物語の須磨の巻に、源光大將の、須磨にながされたる事をかけるを、作り物語ながら、まことにありさまに思ひなして、かく書けるにて、行平の中納言云々以下、皆、その文の詞によれり。さて須磨の巻に、「心づくしの秋風に、海は少し遠けれども、行平の中納言の、關ふきこゆるといひけむら波、よるくは、けにいとちかうきこえて、またなくあはれなる物は、かゝる所の秋なりけり云々。おもしろき夕ぐれに、海見やらる、廊に出で給ひて、た、すみ給ふ云々、沖より船どもの、うたひの、しりて、漕行くなども聞ゆ。ほのかに、たゞ小さき島の浮べると見やらる、も心細けなるに、雁のつらねてなく聲、かちの音にまがへるを、打ながめ給ひて、御涙のこぼる、云々、「こひわびてなくねにまがふ浦波は思ふかたより風やふくらむ」とあるによれり。○今もげに御袖に云々 昔、源氏の君のしかよめる如く、今もなるほど、ほど近くよする浦波の、御袖にかゝる心ちして、うらさびしく思召すととなり。○さまざま御涙の云々 さまざまにをかきし所を見、名所を過ぐるにつけても、皆御涙をもよほし給ふ種子

となるよしなり。○鹽屋 播磨國明石郡にて、梅がはなどいふ所の西にあり。昔は鹽を焼きし所なれども、今はなきよし、播磨鑑に見えたり。○垂水 こも同郡にて、薄野の西より、舞子の濱の東までをいふ。今東西二村に分てるよし、同書に見えたり。○をかしきをとせ給へば 所のさまのをかしきによりて、此處はいづくぞと、御門の問ひ給ふなり。○さなむと云々 しかぐと、鹽屋垂水など侍臣の傳へ奏するなり。○名をきくより云々 御門の御詞にて、所をとへば、その里の名よりして、鹽屋などいひて、辛き所にて、けにいとつらき御旅道にこそはありけれとの意なり。からきは、しほからきに、辛勞の意をそへて、されのたまはせたるなり。○さしのぞかせ云々 御輿より、外の方を窺ひ見たまふなり。○ふりがたく云々 御さまかたちの、艶にをかし、今めきて風流なりとなり。ふりがたくは、舊しがたくにて、即、今めきたるをいふ。○けぢかきかぎりは云々 御輿の傍に候じて、御門の御様子を、近く見奉るかぎりの警固の武士どもは、御門の御ありさまを拜するにつけて、あはれに、又めでたくおはします事と、思ひ奉るなるべしとなり。

大くら谷といふ所少し過ぐるほどにぞ、人麿のつかはありける。明石の浦をすぎさせ給ふに、「島がくれゆく船」ども、ほのかに見えてあはれなり。

水のあわのさえてうき世をわたる身の羨しきはあまのつり船

野中のしみづ、ふたみの浦、高砂の松など、名ある所々御らむじわたさるゝも、かゝらぬ御幸ならば、をかしうもありぬべけれど、よろづかきくらす御みだり心ちに、御目とまらぬも、我ながらいたうくむじにけるかなとおぼさる。いと高き山の峯に、花おもしろく咲きたりて、白雲をわけゆく心ちするも艶なるに、都の事かず／＼思しいてらる。

花はなほうき世もわかずさきてけり都も今やさかりなるらむ
あと見ゆる道のしをりのさくら花この山人のなさをぞ知る

○大くら谷 これ今の明石の驛なるよし、播磨鑑に見えたり。風雅集に、「世の中さわがしく侍りけるころ、みくさ山をとほりて、大蔵谷といふ所にて、前大納言尊氏、今むかふかたはあかしの浦ながらまだはれやらぬ我が思ひかな」とあり。○人麿の塚 大蔵谷の西、忠度塚の北、三丁ばかりにあり。もとは、今の明石の城の跡にありしを、元和中、築城のために、今の所に移され、なほ小祠は、城中にもありよし、播磨鑑に見えたり。○明石の浦 そこらわたりの海邊を、廣くさしていへり。○島がくれゆく船ども云々 古今集に、題しらす、ほのかくと明石の浦のあさ霧に島がくれ行く舟をしぞ思ふ。裏書に、「此歌は、ある人のいはく、柿本の人麿が歌なり」とあり。人まろが塚といへるより、この歌の詞をとりいでて、文をなせり。さてこの歌、古くしかいひ傳へたれど、今昔物語には、小野篁の歌として載せたるを、よしといへる説もあり。○水のあわの云々 水の泡の浮きては消ゆる如く思ひきえつ、憂き世の中を、経ゆくわが身のはかなさに、そのかみはきはめてはかなきものと見てし、蟹のつり船も、今は中々に、美しく思ふとなり。消えては、思ひきゆる意。うき世は、憂きに、浮く意をかねて、ともに水の泡の縁語なり。○野中の清水 明石郡の驛道、清水村の東北野中村にあり。播磨國十水の第一にして、古くよりこれを賞するよし、播磨鑑にあり。○ふたみの浦 加古郡にて、明石の浦の、西續きの海濱をいふよし、同書に見えたり。夫木集に、「美作國へ下りけるに、播磨の國二見の浦にて、時鳥を聞て、兼輔中納言、たまくしけ二見の浦の時鳥あけ方にこそ鳴きわたりけれ」とあり。○高砂の松 高砂も同郡にありて、古より、いと名高

水のあわのさえてうき世をわたる身の羨しきはあまのつり船
野中のしみづ、ふたみの浦、高砂の松など、名ある所々御らむじわたさるゝも、かゝらぬ御幸ならば、をかしうもありぬべけれど、よろづかきくらす御みだり心ちに、御目とまらぬも、我ながらいたうくむじにけるかなとおぼさる。いと高き山の峯に、花おもしろく咲きたりて、白雲をわけゆく心ちするも艶なるに、都の事かず／＼思しいてらる。

き所なり。古今集に、「高砂住吉の松も、相おひのやうにおぼえ」とかけるを始めとして、歌どもいと多し。○かからぬ御幸ならば云々 かゝる心外の御たび路ならで、まことに遊覧のための行幸などにてあらば、名高き所々につけて、をかしく思召し給ふべきに、をかしき所も、御目にとまらせ給はぬを、御自身ながらも、かばかり痛く思ひ屈じたる事かと、はかなく思しめすと成り。○いと高き山の峰に云々 明石郡の大山寺山などをさしていへるにや。こは、天正本太平記に、「久米佐良山ニテ小山五郎左衛門尉秀朝、花ヲ一枝折テ、六條少將ニ進ラセケルヲ、叡覽有テ、『花ゾ猶云々』『聞置シ久米ノ佐良山云々』又興ニ召シツ、是高峯ノ雲ヲ分、スソ野ノ霞ヲ凌テ、樵サヘ通ヒ兼タル山路ヲ、泣過サセ給フニモ、承久ノ君ノ遷幸ノ時、『シヲリノ道ヲ分送ヒヌル』ト、遊バサレシ、ゲニヤト思召サレテ、『跡見ユル云々』ト口占マセ給フ」とありて、美作久米血山の事とせり。明石加古川間の地理など推はかり見れば、けにさる方や正しからん。○かきくらす云々 悲しみに心も昏亂し給ひ、惱ましくおはして、名所にも、御目の留まらせ給はずとなり。○白雲をわけゆく云々 花の下道をゆくが、白雲をかきわけてゆく心地すと成り。○かすく 種々數多の意なり。○花はなほの御製 心なき花は、憂き世の中なりとも、わきまへ知らずして、例年のごとく、なほ咲きいでて、今越えゆく山にも、雲の如くみちたり。さてこれにつけても、わが別れ來し都の方も、今はさぞ盛なる頃ならんかと成り。天正本太平記、三句を「さきにけり」とし、五句を「春になるらむ」としたり。○あと見ゆるの御製 ところ／＼に、花の枝を折り散してゆきしあとを見れば、さながら道のしをりにとて、おきたるが如くにて、さてはこの山人の、わがみゆきのしるべにとて、心ありて、しかせるわざと知らると成り。それとなく散りばひたる花の枝を見そなはして、かくとりなしよませ給へるなるべし。○しをり 山などに、しるしのために、柴など折りて、さしおく事にて、即、道のしるべとするをいふ。

十二日に、かこ川の宿といふ所におはします程に、妙法院宮讚岐へわたらせ給ふとて、

おなじ道、少しちがひたれど、この川の東野口といふ所まで、参り給へるよし奏せさせ給へば、いとあはれに、相見まほしう思さるれど、御送りのつはものども、許し聞えねば、宮むなく歸らせ給ふ御心のうち、堪へがたく亂れまざるべし。さらなる事なれど、かばかりの事だに、御心にまかせずなりぬる世の中、いへはえに、つらくうらめしからぬ人なし。

歸らせ印本に
本にて改めつ
又一本にあり
つらとありま
つらとありま
めりつらとあり

○かこ川の宿 今加古郡にありて、即、加古川町といへり。播磨監に、「加古川の宿は、西國官道の驛路なり」と見えたり。○妙法院宮讚岐へ云々 尊澄法親王は、讚岐へ遷され給ふ御道なれば、御門のおはします道とは、いささかかはりたれど、御門に逢ひ奉らむと思しめて、道をひきたがへて、後より追ひつきおはしましてとなり。○この川の東野口云々 川は加古川をいふ。野口は、加古川の東岸にて、今、野口村といへり。○いとあはれに云々 御門の御あとを慕ひ奉りて、尊澄法親王の、わざ／＼道を引違へておはしましたるを、あはれに思しめして、御對面あらまほしくて、そのよし、警固の武士に仰せられたれど、然るべからずとして、ゆるし奉らざりしかばとなり。○宮空しく云々 わざ／＼、對面し奉らむとおはしたれど、ゆるされ給はねば、折角の思召も空しく、徒にもとの道にかへりおはします御心の中、たゞさへあるに、まして堪へがたきほど、かなしくも、恨めしくも、思し亂れ給ふなるべしとなり。○さらなる事なれど云々 御門も法親王も、共に流され給ふ御身なれば、思ふ事のかなはせられぬも、勿論の事にはあれど、格別の大事といふにもあらず、御父子御對面し給ふばかりの事は、何かは苦しがるべきなれど、それだにも、御心に任せ給はぬ程になりたる世の中を、さてありのまゝに、いひもつくされねば、いはでこそあれ、なべて皆、つれなく、はた、恨めしき人ならぬはなしとなり。即、警固の武士よりはじめて、なさけといふ事つゆもなきことを、思召しかなしみ給ふ御心を、推しはかり奉りたる意なり。

○いへばえにの言ひは得ずなり。えには、えずといふに同じ。古言に、にを打消に用ひたる例は、萬葉集に、知らに、飽かになどあまたあり。さて俗に、ありのまゝにもいはれずといふ意なり。

十七日、美作の國におはしましたつきぬ。御心ちなやましくて、この國に、二三日やすらはせ給ふほど、かりそめの御やどりなれば、物深からで、候ふかざりのものゝふども、おのづから、けぢかく見奉るを、あはれにめてたしと思ひ聞ゆ。君もおもほしつゞくる事ありて、

あはれとはなれも見らむ我が民とおもふ心は今もかはらず

おはしますに續きたる軒のつまより、煙の立ちくれば、「いほりにたける」と、うち誦せさせ給へるもえむなり。

よそにのみ思ひぞやりしおもひきや民の籠をかくて見むとは

○御心ちなやましくて云々 御門の、御不豫におはしますによりて、二三日、この美作國に、御逗留あらせられたりとなり。この御駐輦の所は、苦西郡院庄なるよし、作陽志に見えたれど、御路順の地理を案するに、いかにぞやおぼゆるふしあるよしの説もあれば、猶よく考ふべきなり。○かりそめの御やどりなれば云々 御旅の假の御宿所なれば、御門のおはします所も、物深く、奥まりおはしますまで、警固したる武士どもまでも、自然、御傍近く立ちならして、龍顔をも、目のあたり拜するやうにあるを、武士ども、さすがに玉の御姿を、あはれめでたしと思ひ奉りたりとなり。○君も云々 御門も、御傍近く、武士どもを見給ふにつけて、我が民を思ひ給ふ御心の、今も變らぬに、賤しき民も、さすがに朕をあはれと思ふならんなど、思召し續け給ふ事もおはしまして、

次の如く、御歌をよませ給へりとなり。○あはれとはの御製 今わが、かく遠くさすらふるを、あはれいとほしき事とは、心なき汝等も思ふ事ならむ。されば、朕もかくの如きあさましき身ながら、猶汝等をわが民と思ひ、赤子といつくしむ心は、いさ、かも、そのかみにかはらずとなり。○おはしますに續きたる云々 行在所に續きたる家の軒の端より、煙のたちのぼれば、そを見そなはしてとなり。つまは、端の意なり。○いほりにたける 源氏物語須磨の巻に、源氏の君のよめる歌に、「山がつの菴にたけたるしばくもこと、ひこなむ戀ふる里人」とあるを誦せさせたまへるなり。○うち誦せさせ 御聲をあけて、この歌をうたはせ給ふなり。うちは、接頭語なり。○よそにのみの御製 これまでは、高き雲におはしましたれば、民の籠のけぶりをも、遠くよそにのみ、とあらむか、らむと、想像してありしが、今かく軒端つゞきに、民の籠の煙を見むとは、思ひかけし事ならんや、つゆも思ひかけざりし事ぞとの御意なり。

廿一日、雲清寺といふ所にて、いとおもしろき花を折りて、忠顯、少將奏しける。

かはらぬを形見となしてさく花の都はなほもしのばれにける

御かへし、

色も香も變らぬしもぞうかりけるみやこの外の花のこずゑは

又小山の五郎とかいふ武士に、おなじ花をやるとて、少將、

うきたびと思ひははてじ一枝の花のなさけのかゝるをりには

かくてなほおはしませば、來し方は、そこはかとなく霞みわたりて、「あはれに遠くも來に

歌の及はら御のなへ
印の四に字共の
本のてに補なし
し一本にひし
るの一本にひし
れ少將の二
本に字とあ
りなするし
に少將の二
本に字とあ

物深からで
本に字な
ひ一本に
つ一本に
我が民と一
に我が民と
作り今も
つはもと
いはれり
つはもと
つはもと

けるかな」と、日數にそへて、都のいと隔たりはつるも、心ぼそうおぼさる。ほのかに咲きそむと見えし花の梢さへ、日數も山も重るにそへて、うつろひまさりつゝ、上り下るつづらをりに、いと白く散りつもりて、むら消えたる雪の心ちす。

花の春また見むことの難きかなおなじ道をばゆきかへるとも

いとかたしとはおぼすものから、猶さりとも、たひらかにだにあらば、おのづから御本意遂ぐるやうもありなむなど、御心もて慰めおぼすもはかなし。

○雲清寺 その所在、今詳かならず。○かはらぬをの歌 か、る遠き所ながらも、都に見しにかはらで咲きぬるを、せめて形見と思ふにつけて、なほ都にあらば、この頃、花は盛ならむをと、却て思ひいで、慕はしく思はるとなり。さく花の都は、さく花につけて、花の都は云々と、いひ下せるなり。○色も香もの御製 都の外のか、る遠きひな路の花の梢は、ひなびてさかばこそあらめ、その色も香も、なほ都の花にかはらねば、それにつけても、都の方の思ひ出でられて、慕はしければ、却りてなぐさめとはならずして、そを憂くつらき物に思ふとなり。○小山の五郎 上に引ける太平記に、小山五郎左衛門とありて、下野守貞朝の子秀朝なり。○うきたびとの歌 唯一枝の花のなさけの深きにつけて、かく外になぐさめもなき折には、かばかりのものにもなぐさめて、いさか心ゆけば、末が末まで、物うき旅とは思はじとなり。この秀朝、折につけて、なさけありし事多かりしなるべし。さて花にそへて、しかほめつかはし給へるならむ。○かくてなほ云々 さて御不豫もよろしくならせ給へば、なほ隠岐の方を心ざして、美作路を、遠く行かせ給ふよしなり。○來し方はそこはかとなき云々 過ぎ來し方は、遠くなりゆきて、かへり見給へば、そこといふあてどもなく、霞に隔たりて、かすかになりてとの意なり。そこは

かたしとはおぼすものから、猶さりとも、たひらかにだにあらば、おのづから御本意遂ぐるやうもありなむなど、御心もて慰めおぼすもはかなし。

かとなき、上に出でたり。○あはれに云々 御門の思しめし給ふさまなり。過ぎ來し跡も、霞みて見えぬほどに、あはれ、遠くも來にける事よと思召して、それにつけても、一日一日と、日數を経るにそへて、都のますく遠くのみ隔りゆくも、いよく心細く思召さるとなり。○ほのかに云々 播磨路のほどは、わづかに、花咲きはじむと思ひしも、日數をも重ね、過ぎ來し山も、幾重となく重なるにそへて、花もはや、一日々々に時過ぎ、散りがたにのみなりゆきて、山路の坂の、上りつ下りつ、つゞらをりに、かたへの櫻の散りて、花の白くつもりたるが、初春のほど、むら／＼消え残りたる雪の如き心持のせらるとなり。○つゞらをり 葛蔓の、折曲れるが如き意にて、左に折れ右に宛りて、上り下る坂路をいふ。○むら消え 斑々に消えたる雪の意。○花の春の御製 よし思ふ事かなひて、再び都にかへる事を得べくして、この今ゆく同じ道を往反すとも、花のさき散りて、かくの如くをしき春を、再びこの道に見むことは難き事よ、まして再び都にかへるべしとも、行末さだからぬわが身なれば、これや限りならんもしられずとの御意なり。○いとかたしと云々 上の御歌の意をうけて、御門の御心を、おしはかり奉りて書けり。再び都に立ちかへらむの御たのみは、甚だむづかしき事とは思召させ給ひながらもとなり。物からは、事なれども意。○さりとも しかありとも意にて、猶難しといふともとなり。○たひらかに云々 御身すこやかに、無事にてさへおはしまさば、長き月日の中には、自然、御恢復の御本意を遂げて、都に立ちかへる事も得給はむとなり。○御心もて云々 今のうきをも、わが御心もちて、我が御心を慰めつゝ、たのみ難き行末をたのみ思召すも、はかなき御わざとなり。

久米のさら山といふ所越えさせ給ふとて、

聞きおきし久米の皿山越えゆかむ道とはかねて思ひやはせし

逢坂といふは、東路ならでもありけりと聞しめして。

立ちかへりこえゆく關と思はばやみやこに聞きしあふ坂の山

三日月の中山にて、昔後鳥羽院の仰せられけむ事思し出るさへ、げにうかりける例なり。

つたへきく昔がたりぞうかりけるその名ふりぬる三日月の森

こえゆく關と
印本關もとあ
その名印本に
一本よりあり
一本の森一つ
本に里或は松
ともあり

○久米のさら山 美作國久米南條郡にて、その麓に、皿村といふ里あり。この山、ふるく歌にもよみて、名高き所なれば、下の御歌に聞きおきしともよみ給へるなり。そは、古今集大歌所歌に、「みまさかや久米のさら山さらさら」に我が名はたてじ萬代までに」など見えたり。○聞きおきしの御製 都にありし程、この國は、久米のさら山といふ名所ありとは、かねてき、おきたる事なれど、さて、その久米のさら山の山道を、今日越えゆかん物とは、思ひかけし事ならんやは、つゆ思ひもかけざりきとの御意なり。○逢坂 作陽志眞島郡に、相坂、草加部初村界日相坂峠と見えたり。○東路ならでも云々 近江の相坂山は、古く關などもあり、京より東路に下る要所にて、名高き所なり。さて東路にのみと思召したるに、それならずして、この美作にも、おなじ名の、相坂といふはありけりと、聞食してとの意なり。○立ちかへりの御製 都近くありとき、し相坂山は、こゝにもおなじ名所ありて、ともに逢ふといふ名に負へれば、再び立ちかへり越えゆきて、都の人々にも、逢ふよしの關と思はまほし、何とぞ、その名の如くあれかしとの御意なり。○三日月の中山 美作と伯耆との界にある山なり。○昔後鳥羽院の云々 この中山を越え給ふにつけても、昔、承久に、後鳥羽院の隱岐に遷され給ひしとき、こゝを過ぎさせ給ひて、よませ給ひけむことさへ思ひ出でられて、けにこれも物うきためしなりとなり。さて、後鳥羽院のことは、承久軍物語に、「美作と伯耆とのさかひなる中山をこえさせ給ふとき、むかひの岸に細き道あり、

いづくへかよふ道ぞと、御たづねありければ、都へかよふ古き道にて待ると申しければ、「都人たれふみそめてかよひけむむかひの道のなづかしきかな」とあるをいへり。○つたへきくの御製 この三日月の森は、昔後鳥羽院の感慨あらせられて、世に名高く、人の耳になれ、ふりたる所なるが、その昔物語を傳へ聞くに、物憂きかぎりなりけり。まして今は、そのかみの、同じ道に出で立ちて、同じ所を過ぐるにつけては、いと身にしみて、感慨の情に堪へがたく思召すとの意なり。この御歌、上下打反して意得べし。ふりぬるは、俗に、ふるくさくならりたるの意にて、その名高く、人のいひなれ、耳に熟したるよしなり。

御道なかばになりぬれば、御送のものども、上下、都いでしよりも、猶花やかに、今めかしうさうぞきかへたり。大方は、あやしうさまことなる御幸なれど、道すがらの御まうけ、國々に心づかひしたる氣色などは、かうさまの御ありきとは見えず、いとやむごとくなくなむ。さはいへど、今まで、國のあるじにて、世をもいみじう治めさせ給へりける名殘にやあらむ。いとねむごろにのみつかうまつれり。いにしへの御幸どもには、かうはあらざりけりとぞ、ふるき事知れる人々いひ侍りける。四月一日の頃、百敷の宮の中おぼしいてられて、

さもこそは月日もしらぬ我ならめ衣がへせし今日にやはあらぬ

○御道なかばに云々 京より隱岐に至るまでの御道中の、半ばに及びたれば、護送し奉る武士以下のものども、貴賤をいはず、皆裝束をば改めて、都を出發せし時よりも、一層華美に、當世様のきらびやかなるに、裝束しか

さうぞき云々
十五字一本に
なるべければ
従はず

衣一本に又も
とあり

へたりとなり。○さうぞき 裝束することを活用したる語なり。○大方は云々 あやしうは、御装も粗末なるをいふ。さまことなるは、様子の變りたるの意。さて大むね、このたびの御幸は、世の常のとはかはりて、鎌倉より、強ひて遷幸なし奉る儀なれば、かしこき事ながら、御行装も粗末に、且罪人などの如くに、あつかひ聞えまつる事なれば、總べておろそかにてあるべきなれどとなり。○道すがらの御まうけ云々 御道すがらの國々に、うまや／＼よりはじめて、諸事の經營、さるべく設けなし、さまざまに用意して、おろそかにせじと、つとめたる様子などは、かく異様なる御幸の儀とは見えずして、いとねもころにせられたりとなり。○さはいへど云々 しか道すがらの國々に、そのまうけねもころに、おごそかなるが、あやしきやうにはあれど、それはた、これまで、一天下の君主とおはしまして、世の中をも、よくした、め治めさせ給ひし名残と、思ひ奉りてならむか。されば、せめて御道すがらだに、さきの聖恩に報い奉らむとて、國々にも、ねもころにまうけなして、仕うまつれりとなり。○古の御幸どもには云々 異様なる御幸なれど、國々のまうけの、よろづ懸到なる様は、いにしへの後鳥羽の院の御幸などには、かほどに整りそなはらざりしと、ふるき事を聞き知りたる人々は、いはれたりとなり。○四月一日の頃云々 四月朔日の更衣にて、秋のみ山の巻(五四一)に註せり。さて衣がへの日なれば、禁中の事を、思召しいで給へる也。○百敷 大宮の枕詞なり。單に宮の意に用ふることもあり。○さこそはの御製 都をいでてより、はや春も過ぎて、今日は四月の朔日となりたりと聞くにつけて思へば、禁中にありし程は、衣がへをせし日にはあらずや。けにこの日は、更衣の日なるを、そよとも思はざりしは、さまで月日をも忘れて、われは物思ひみだれたるならむとの御意なり。月日もしらぬは、月日の經ゆくをもおぼえぬとの意なり。下の句は、そよく／＼今日は、更衣せし日ならずやと、驚き思し給へる意なり。この條、天正本太平記には、「都ヲ出サセマシテ、十三日ト申スニ、出雲國八杉浦ニ着セ給ヒケリ。是ヨリ美尾湊へ遷幸成テ、渡海ノ順風ヲ待程ニ、彌生程ナ

ク暮ハテ、卯月朔日ニゾ成ニケル、御警固ノ武士トモガ、今日ハ更衣トテ、如何都ノ面白カルランナド申ヲ聞召テ、雲ノ上人ノ平座、御意ニ浮ブ様ナレバ「サモコソハ云々」とて、この歌を載せたり。

出雲の國やすきの津といふ所より、御船にたてまつる。大船二十四艘、小舟どもは、數も知らずつゞきたり。遙におしほすほど、今一かすみ、心ぼそうあはれにて、誠に「二千里の外」の心ちするも、今さらめきたり。かの島におはしましたつきぬ。昔の御跡は、それとばかりのしるしだになく、人のすみかもまれに、おのづから、蟹の鹽やく里ばかりはるかにて、いとあはれなるを御覽するにも、御身のうへはさしおかれて、まづかの古への事思しいづ。かゝる所に世をつくし給ひけむ御心のうち、いかばかりなりけむと、哀に辱くおぼさるゝにも、今はた、さらにかくさすらへぬるも、何により思ひたちし事ぞ。かの御心のすゑやはたし遂ぐると、思ひしゆるるなり。昔の下にも、あはれと思さるらむかしと、よろづにかき集めつぎせずなむ。

○出雲の國やすきの津 能義郡安來の港なり。前に引ける天正本太平記には、八杉浦より美尾湊へうつりまして、そこより、御乗船あらせられしさまに記せり。さてこの條、太平記には、「去程に、先帝は、出雲三尾湊に、十餘日御逗留有て、順風になりければ、船人纜を解て、御艦して、兵船三百餘艘、前後左右に漕並べて、萬里の雲に赤る時に、滄海沈々として、日西北の浪に没し、雲山迢々として、月東南の天に出づ。漁船の歸る程見えて、燈柳岸に幽なり。暮れば蘆岸の烟に船を繋ぎ、明れば松江の風に帆を揚げ、浪路に日數を重ねれば、都を御出有て

小舟ども云々
印本に小舟ども
しらはしに小舟ども
りしとありついで
にて改めつ本
はるかに一本
りすかに一本
世をつくし印
本世をすぐし印
とあり今一本
にありついで
よろづにの四
字印本にの四
補一本にの四

後、二十六日と申すに、御船隠岐國に著にけり」とあり。梅松論にも、三尾浦より御船にめされしよしに記せり。
 ○今一かすみ心ばそう云々 今一しほかすみわたりて、都の方遠くへだたりゆけば、いと心細く、あはれに思召すとあり。○二千里の外云々 白樂天の詩の句によれるにて、新島守の巻(八八)に見えたり。○かの島 即、隠岐の國也。○昔の御跡 後鳥羽院のおはしまし、御遺跡なり。○それとばかりの云々 こそ、その御跡といふほどのしるしだにもなくて、昔をとらひ奉るたよりもあらぬにとなり。○人のすみかままれに云々 ましてそのわたりは、人家もまわにて、自然、目にふる、ものとは、海士どもの鹽を焼くところのみ、それも遠くて、あはれけどほく物さびしき所よと、見そなはし給ふにつけてもとなり。○御身のうへは云々 このたびもかくあらむ所に、今よりおはしつべき御身の上のことは、さしおかれ思召し給はずして、何よりもまづ、かの昔の後鳥羽院の御事を、思召しいでさせ給ふとなり。○かゝる所に云々 御門の思召すよしなり。さてかく、物さびしき所に、世を終ふるまで、すぐし給ひけむ後鳥羽院の御心中は、いかばかり心細くも、恨めしくもおはしましつらむと、そのかみの御事を、あはれにも、また恐れおほき事に、思召し給ふにつけてもとなり。○今はた云々 すらへぬる、流浪すること。さて所につけて、昔の後鳥羽院の御心中を察し奉るにも、今、わが身も亦、かく同じさまに、かゝる所に流浪して來ぬるも、恢復の志の達せざるが爲にて、その恢復の企も、そのもとに溯れば、何によりて思ひたたる事ぞ。みなわが一心より起りたる私利慾望をみたさむがためにはあらずして、かの横憲無道なる北條氏を滅し、朝權を恢復せむが爲なりとなり。○かの御心の末を云々 それ實に、かの後鳥羽院の御心なれば、その御遺志を果し遂げ、御積憤をもはらし奉らむと、思ひし故のしわざなりとなり。○昔の下にも云々 されば、今かく事敗れて、同じ道にさすらへぬるを、昔の下におはします後鳥羽院の御靈も、わが上を、あはれやさしきものぞと、思召し給ふならむとなり。○よろづに云々 いにしへにつけ、今につけ、いろくかきあ

つめて、御感慨の情つくることもなく、思召し給ふとなり。

まづこれ印
 本にあり今
 本によりつ

今日は印本に
 けふぞとあり
 一本によりて
 改めつ

海づらよりは少し入りたる、國分寺といふ寺を、よろしきさまにとり拂ひて、おはしまし所に定む。今はさは、かくてあるべき御身ぞかした、おぼししづまるほど、猶夢の心ちして、いはむ方なし。そこら参りしつはものども、まかづれば、かいしめりのどやかになりぬる、いと心ぼそし。昔こそ、受領ども、任のほど、その國をした、め行ひしか。この頃は、只名ばかりにて、いづくにも、守護といふもの、目代よりはおぞましきをする。たれば、武家のなびきにてのみ、おほやけさまの事は、よろづおろそかにぞしける。葛城の大君を陸奥國へ遣したりけむも、かくやとあはれなり。中務の御子も、土佐におはしましつきて、御おくりの武士にたまはせける。

思ひきや恨めしかりし武士のなごりを今日はしたふべしとは
 かやうのたぐひ、あまた聞えしかど、何かは、さのみ皆人もゆかしからず思さるらむとなむ。

○海づらよりは云々 御門の御すまひのさまをいふ。さて海邊よりは、いさ、か引きこみたる、國分寺といふ寺を、然るべき様にとり拂ひ、そこにしつらひなどして、御所と定め奉れりとなり。○國分寺 隠岐國知夫郡にて、今別府村といふ處に、その趾ありとぞ。又同郡知夫湊にも、皇居の趾ありと、地誌提安に見えたり。太平記に、「佐々木隠岐判官清高、府島といふ所に、黒木の御所を作て、皇居とす」と見え、續史愚抄には、「四月二日辛丑、

先帝著御隱岐國分寺とあり。○今はさは云々 これまでは御道中にて、いづくか、おちる給ふ所とも定らず、夢の如くにおはしましたるが、今はかくして、御すまひも定りて、いつまでも此處に、かくておはしますべき御身とさだまりたりと、御心をおちつけて思しめぐらすほど、猶夢心地にて、いはむ方もなく、かなしき事なりとの意なり。○おぼししづまる 心を落付くること。○そこら参りしつはもの云々 そこらは、數多の意。御道すがらの御警固のため、數多つきまゐりし武士ども、今はと退出して、おの／＼京のかたへ歸りゆけばとなり。○かいしめり云々 今までは、さすがにさわがしかりしも、ひつそりとしづまりかへりて、長閑かになりぬるにつけても、中々に、心細くおぼしめさるとなり。梅松論に、「先帝は、旅の日數十餘日を経て、御坐船出雲國三尾浦に著給ふ。當津にありける古き御堂を、一夜の皇居とす。次の日御船に召れしかば、御送の輩も、三尾津より、暇を申て留りける」とあり。○受領 諸國の守をいふ。交替式に、「遷任國司及新任三人分付受領」とありて、前任の國司より、引繼を受領して吏務をとる義也。任の程とは、年限にて、大寶の制、六年なりしを、後四年とし、また六年に復し、つひに四年となれるよし、類聚三代格に見えたり。又、百寮訓要抄に、「諸國の守をば、受領と申也、國司の事なり云々、當任は四ヶ年なりき。國司をば、重任とて、かかねて又四ヶ年を給、又延任とて、任をのべらる、事もあり云々」とあり。○昔こそ云々 古は、その受領在任の間、その國の政をとりおこなひしが、この頃に至りては、概ね遷任の職となりて、赴任するものもなく、有名無實となれりとの意。○守護といふもの、云々 いづくの國にも、受領の下せる目代よりも、一層おそろしくむくつけき、守護といふものを、武家よりすゑおきたれば、目代も、その權勢におされて、施すかたもなく、一向に、民も、武家がたにしたがひて、そなたにのみ靡きぬれば、朝廷につとむべき租調課役など、すべて粗略にしたりとなり。○おぞましき おそろしく、むくつけき意なり。○守護 國司の外に、武家より家人を遣して、國政をいろはしむる者にて、源賴朝の時、始

て之を置きたり。事は星野氏の守護地頭考などに詳なり。○目代 大日本史職官志に、「國守亦留京師、遣目代、代行國務、常留守護視事、故又稱留守職、云々」とあり。なほ守護を置きてより、國司、その職を失ひ、武人の跋扈せるさまは、愚宮抄、神皇正統記などに見えれば、併せ見るべし。○葛城の大君を云々 敏達天皇の玄孫美努王の子、始め葛城王と稱し、後姓を賜はりて、橘諸兄といへり。大君は君主の意にあらず、諸王をオホギミと訓るまゝに、大君の字を充てたるなり。さて萬葉集に、「安積香山影さへ見ゆる山の井の淺き心をわがもはなくに」といふ歌を載せて、次に、「右歌傳云、葛城王遣子陸奥國之時、國司祇承緩意異甚、於時、王意不悅、怒色顯面、雖設飲饌不肯宴樂、於是前采女、風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝、而詠其歌、爾乃王意解脫、樂飲終日」とあり。幕府の當時、守護の跋扈して、朝廷の命令行はれざるのみならず、今御門のここに遷幸ありても、祇承する事のいたくおろそかなるさま、かの葛城王のもてなされざりしも、かくやと思はるほどなりとの意なり。○中務のみこも云々 太平記に、尊良親王は、土佐の畑につき給ひて後、有井三郎左衛門尉が館の傍に、一室を構へて置き奉るよし見えたり。○御おくりの武士 卽、尊良親王を護送し奉れる、警固の武士なり。○思ひきやの御歌 都を立出づる時、武士どもにとりこめられて、遠くゐるゆゑ、事と、恨めしき事に思へりし、その武士も、道すがらなれゆきぬれば、今その任を果して、いよく引きわかれて歸ると思へば、何となく名残のをしく、したはしく思はる、を、かくありぬべしとは、はじめより、思ひかけし事ならむやは、つゆ思ひもよらざりしにとなり。○何かは 何とて多く語り聞えんかはの意。○さのみ云々 皆人もそれほどに聞きたしと思はざるならんとて、話をといむるよしなり。

都には、三月廿二日、御即位の行幸なれば、世の中めてたくのゝしる。本院新院ひとつに

たてまつりて、待賢門のほとりに、御車立て、見奉らせ給ふ。よろづあるべきさまに、とのほりてめてたし。まことや、中宮（中宮）は、そのまゝに、御ぐしもたぐる時もなく、沈み給へる御ありさま、いとことわりに、遠き御別（御別）のかなしさうちそへて、御胸のやすきまもなくおぼしこがる。後の位もとゞめられたまひて、院號のさだめなど、人のうへのやうに、ほのかに聞し召すも、うれしからぬ世なり。禮成門院とかや申すなり。

○御即位の行幸 續史愚抄に、三月二十二日辛卯、□時有微雨、天皇（御年二十）即位、因行幸太政官廳と見えたり。○ひとつにたてまつりて、一つ御車に乗御ありての意なり。○待賢門 宮城の東門にして、郁芳門の北にあり。○よろづあるべきさま云々 すべての儀式よりはじめて、よろづ整ひ備はれるをいふ。○中宮 後醍醐帝の中宮なり。○御ぐしもたぐる時もなく 御頭を持あぐる事もなく、泣きふして、悲に沈み給ふとなり。○遠き御別 御門の、隱岐に遷幸し給へるをいふ。○御胸のやすきまもなく云々 御門を慕ひ奉りて、御胸のやすらかに、はる、間もなく、思ひこがれ給ふとなり。○後の位も云々 續史愚抄に、「五月二十日戊子、中宮禧子、（先帝妃、入道前太政大臣實兼女）被_レ定_レ院號_二爲_レ禮成門院、（後元弘三年、更院號時、號_二後京極院_一）とあり。さて后の位をとむるとは、即、院になされ給へるよしなり。○人のうへのやうに云々 めでたくて、院號をかうぶるにはあらねば、更に、わが御身の御慶事とも思召さず、よその人の事の如く思はれて、さる事ありと、かすかに人づてなどにきこしめし給ふとなり。

年月は、御身の人わらへなる様にて、天の下のさわがれなりしをこそ思し歎き、御門も苦

しき事に思しのためはせけるに、今はなか／＼、そのすぢの事は、かけてもおぼさず、さまざまなりし御修法の壇ども、あとかたなく毀ちはて、かきさましぬ、ひたすらに、只かゝる世のうさをのみ思し惑ふに、日頃ふれど、御湯なども、絶えて御覽じいれねば、そこはかとなく、いとゞそこなはれまさりて、ながらふべくも見え給はず。隱岐よりは、たまさかの御消息（御消息）などの通ふばかりにて、おぼつかなく、いぶせき事多く積りゆくも、いつをあふせのかざりともなく、定なき世に、やがてかくてやとぢめむとすらむと、かたみにいみじうおぼさる。

○年月は御身の云々 この中宮、年來御産の事によりて、世間の笑ひ草となれるやうなるさまにて、その御産の御祈、何やかやと、上下萬人の、しりさわぎとなれりしも、そのかひなくて、つひに御産もなかりしを、はづかしく思召して歎かせ給ひ、御門も又、それを御心苦しき事と、常に思召し仰せられたるほどなるにとなり。御産御祈の事は、むら時雨の巻（五七六）に見えたり。○人わらへ 人わらはれにて、はれを約めて、へといへり。即、人に笑はる、よしにて、人の笑ひぐさとなるをいふ。後撰集に、「萬代とちぎりし事のいたづらに人わらへにもなりぬべきかな」ともよめるにて、その意をさとるべし。○今はなか／＼云々 さるに、かく御門に、遠く別れ奉れる御悲歎より、却りてさやうなる事は、更に御念頭に、かけても思召し給はぬのみならず、これまで、さまざま、御祈のために行はれし御修法の壇所なども、一切跡かたもなく取り毀ちて、さる事は、頓に停止し給へりとなり。○かきさましぬ かきは、接頭語にて、興のつくるを、興さむといふが如くに、その事をやむるを、さますとい

たてまつりて、待賢門のほとりに、御車立て、見奉らせ給ふ。よろづあるべきさまに、とのほりてめてたし。まことや、中宮（中宮）は、そのまゝに、御ぐしもたぐる時もなく、沈み給へる御ありさま、いとことわりに、遠き御別（御別）のかなしさうちそへて、御胸のやすきまもなくおぼしこがる。後の位もとゞめられたまひて、院號のさだめなど、人のうへのやうに、ほのかに聞し召すも、うれしからぬ世なり。禮成門院とかや申すなり。

年月は、御身の人わらへなる様にて、天の下のさわがれなりしをこそ思し歎き、御門も苦

しき事に思しのためはせけるに、今はなか／＼、そのすぢの事は、かけてもおぼさず、さまざまなりし御修法の壇ども、あとかたなく毀ちはて、かきさましぬ、ひたすらに、只かゝる世のうさをのみ思し惑ふに、日頃ふれど、御湯なども、絶えて御覽じいれねば、そこはかとなく、いとゞそこなはれまさりて、ながらふべくも見え給はず。隱岐よりは、たまさかの御消息（御消息）などの通ふばかりにて、おぼつかなく、いぶせき事多く積りゆくも、いつをあふせのかざりともなく、定なき世に、やがてかくてやとぢめむとすらむと、かたみにいみじうおぼさる。

ふ。○只かゝる世のうさをのみ云々 一向に、かく世の中の、憂けくつらき事ばかりを、只々思し感ひ給ふとなり。○御湯なども云々 日頃を經給へども、更におも湯なども、聞食し給はぬによりてとなり。○そこはかとな
 く云々 何となく御身もおとろへまして、ひとしほ、御病氣のやうになり、かくては、御命もながらへ給ふまじ
 きほどに、見え給ふとなり。○そこなはれ 御身の損はる、よしにて、御病氣をいふ。○たまさか たま／＼の
 意にて、今も俗語にしかいふめり。○おぼつかなくいふせき事 何となく、不安心に、御心もはれやかならずと
 の意。○いぶせき 鬱悒の字を、萬葉集などによめる意なり。心のはれ／＼しからぬをいふ。○いつをあふせの
 云々 かく遠くはなれおはしまして、この後、再び逢ひ奉るべき期の、いつといふ際限もなければとなり。○定
 めなき世に云々 無常迅速にして、いつまでと定めもなき此のはかなき世なれば、やがてかく別れ奉れるま、
 にて、世をつくし、生を閉めむ事かと、中宮の思召すは、さる事にて、隱岐にも、かなしき事におぼしめし給ふ
 となり。○かたみに お互にの意。天皇も中宮も御互にとなり。

かしこに参り給へる内侍、三位の御腹にも、御子たちあまたおはします。いづれも、いまだ
 いわけなき御程にはあれど、物思し知りて、いみじう戀ひ聞え給ひつゝ、をり／＼は、忍び
 てうち泣きなどし給ふ。稚うものし給へば、遠き國までは遷し奉らねど、もとの御後見を
 ばあらためて、西園寺、大納言公宗の家にぞ渡し奉る。八になり給ふぞ、御このかみなら
 むかし。北山におはするほど、夕暮のそら、いと心すごう、山風あらゝかに吹きて、常より
 も物悲しくおぼされければ、

庭松緑老秋風冷

蘭竹葉繁白雪埋

一家の下ぞ字
一本によりて
補ひつ

白雲一本に白
雲に作り

つく／＼とながめくらして入あひの鐘の音にも君ぞこひしき
 稚き御心にも、はかなくうちひそみ給へる、いとあはれなり。こゝもかしこも、盡きせず
 思し歎くさま、いはずとも皆推し量るべし。

○かしこにまゐり給へる云々 内侍三位の隱岐の島に御供せし事、上(六三八)に見えたり。さてその御腹の御子
 たちは、紹運録によるに、恒良成良義良の三親王なり。○物思し知りて 物心のわかりおはしますにて、文帝、
 さては御母内侍三位の、遠き所に遷されおはしまし、を悲しみて、甚く戀ひ慕ひ奉るとなり。○稚うものし給へ
 ば云々 さて關東にても、この宮たちは、みな幼くおはしますによりて、遠所へ遷し奉るまでにはなけれど、舊
 來、大覺寺殿がたに親しき公卿などの御後見にてありしをば、引放ち改めて、西園寺公宗を後見として、その家
 にうつし奉れりとなり。さてこの西園寺家は、そのはじめ、公經より以來、皆鎌倉に心をよせて、内外相應じ、そ
 れがために、いと榮えたるよし、本書のはじめより、次々の巻々にほの見えたり。太平記には、「第九宮は、いま
 だ、御幼稚におはしませば、中御門中納言宣明卿に預けられ、都の内にて御座ありける」と見えたるのみにて、
 その他の宮々の事を載せず。○八になり給ふぞ云々 太平記に、「第九の宮、今年は八歳にならせ給ひけるが」と
 あれば、同じ宮なるべし。さて三位の御腹にて、御このかみといへば、即、この宮は、恒良親王ならん。○北山
 即、西園寺第をいふ。○心すごう 何となく、心に物す／＼思はる、よしなり。○庭松緑老云々 古人の句なる
 べけれど、出典詳ならず。その意詞いとあきらけし。○つく／＼との御歌 晝のほど靜に思ひ沈みつ、一日を
 くらして、夕暮の物さびしきに、入相つぐる鐘の音をき、ては、一しほ哀を催して、遠く離れおはします父御門
 の戀しく思はるとなり。ながめは、長目にて、物を見つめををいふ。さて物思はしき時は、しかせらるゝもの

なれば、やがて物思ふ意のごとくつかひなれたり。太平記には、「よろづ物うき御けしきにて、中門にたせ給へる折節、遠寺の入相のかすかに聞えければ云々」とありて、二の句ながめを、「思ひ」とし、四の句鐘の音にもを、「鐘を聞くにも」に作り、○うちひそみ給ひつそりと、物靜におはしますよしなり。○こもかしこも云々遠き浦々國々よりはじめ、京におはします宮たちまでもの意なり。

若宮一本に若君とありはの字印本になし本にづつづきとあり

宮の宣旨も、いたう時めきて、三位してき。その御腹の若宮は、花山院、大納言師賢の御めのとにて、ことの外にかしづかれ給ひしも、この頃は、ひき忍びておはします。母君も、世のうさに堪へず、さまかへて、心深くうち行ひつゝ、涙ばかりを友にて、あかしくらすに、おば北の方さへうせたりと聞きて、時々いひかはしてけるなま女房のもとより、程經てのちなりければ、

うきに又かさぬる夢を聞きながら驚かさでもなげき來しかな
かへし、宣旨の三位殿、
うきに又重なる夢を聞きながらおどろかさではなど歎きけむ

○宮の宣旨 次にも見ゆる如く、冷泉中納言爲定卿の妹にて、爲世卿の孫なり。事は、春の別の巻(五六八)にも見えたり。○ことの外にかしづかれ 格別に、大切に御養育し奉られしとなり。○さまかへて 御剃髪せられしをいふ。○心深くうち行ひ 一心に佛道を修行せるをいふ。○涙ばかりを友にて云々 あけられ泣きかなしみて過すよしなり。○おば北の方 中宮の宣旨の祖母にて、爲世卿の室なり。○なま女房 なまは、物の熟せぬ意に

時なりし印本に時めきしとあり一本にて改めつ
ふよう印本にふようあり一本によりつ
鶴の下一本の字あり

このせうとの爲定の中納言も、前の御代には、おほえ花やかにて、いと時なりしにひきかへ、しめやかに、つれなくと籠り居たれば、おほちの大納言爲世、度々院の御氣色たまはられけれど、いとふようなれば、心もとなう思ひわびて、春宮、大夫通顯の君して、重ねて奏しける、

和歌の浦に八十あまりの夜の鶴子をおもふ聲のなか聞えぬ

○このせうとの云々 即、宣旨の三位殿の御兄をいふ。○前の御代 後醍醐帝を申す。さて先帝の時には、御寵臣にて、花々しく、勢ひあり、得意の時節なりしに、引きかへて、當代には、物靜に、徒然と閑居しをればとなり。こは、爲定卿、後醍醐帝の勅を奉じて、續後拾遺集をえらび、かしこき仰せごとをうけたまはりし事、春

の別の巻(五六七)に見えたるを、承けてかけるなり。○院の御氣色云々 後伏見院に、爲定卿の御勸當をゆるし給はるべく、御様子を伺ひては、歎き奉りしかどもなり。○ふよう 不用の字音にて、御採用なくて、免し給はざるよしなり。○心もとなう いつゆるさせ給はんかと、老の心に、待遠に思ひあぐみてとなり。○和歌の浦にの歌 わかの浦に、あまた年を経てすめる鶴の、闇の夜に、その雛の子を悲しく思ひてなく聲の、いかで高くは聞えあがらぬぞ。聞えば、あはれとも思し給ふべきにとの意にて、わかの子の爲に歎く事の、いかで天聴に達せぬにの道を、名所の和歌の浦にかね、わが身を、夜の鶴に譬へて、かく子の爲に歎く事の、いかで天聴に達せぬにか、あはれ爲定が勸當を、免し給はりてよとなり。八十餘りとは、みづからの年をいへり。さて夜の鶴の子を思ふといふことは、白氏文集新樂府に、「五絃彈、第一第二絃索々、秋風拂、松疎韻落、第三第四絃冷々、夜鶴憶、子籠中鳴」などあるより出でたるならん。詞花集にも、「帥前内大臣、明石に侍ける時、こひ悲しびて、病になりてよめる、高内侍、夜の鶴みやこのうちにこめられて子をこひつ、もなき明すかな」など見えたり。

大夫は、うけばりたる傳奏などにてはいませざりけれど、この大納言、歌の弟子にて、さりがたきうへ、事のさまもゆるあるわざなれば、直衣なほしのふところところに引き入れて、参り給へりけるに、院いんの上のどのどやかにいて居させ給ひて、世の御物語などおほせらる。折よくて、思ひ歎くさまなど、ねむごろに語り申して、ありつる文ふみひきいてつゝ、御氣色とり給ふ。大方、いとなごやかにおはします君の、まいて、何ばかり罪ある人ならねば、かうじおぼすまではなけれど、いさ、かも、武家ぶけよりとり申さぬことを、御心にまかせ給はぬにより、か

院の上印本に
後伏見とあり
傍註のまざれ
て本文に入
たるならん今
一本によりつ
より印本に補
ひし一本にて

くとこほるなるべし。いと不便ふべんにこそ」とのたまはせて、やがて御かへし、

雲くもの上のうへにきこえざらめや和歌の浦のうらに老いぬる鶴つるの子を思ふ聲

○うけばりたる 通顯卿は、おしはりて、専らに傳奏などいふ役を、つとむる人にてはあらざりしかどもとなり。○傳奏 名目抄に、「諸事傳上奏聞、謂之傳奏云々」。勸仲記に、「弘安七年正月八日、参院、奏々々事、傳奏二條前黃門也」と見え、貞永式目抄に、傳奏、文殿にて訴訟を尋問する事など見えて、院中に伺候せるものなり。朝廷にては、武家傳奏あり、また神宮、賀茂、諸社、諸寺にもこの職ありと、光臺一覽、故實拾要などに見えたり。○大納言歌の弟子 大納言は歌の師、即、通顯はその弟子にての意。○さりがたきうへ云々 さりがたきは、避け難きの意。師弟の契もあれば、その申狀を避けて、奏せざる事をえざる上となり。○事のさまも云々 その申狀も、道理ある事なれば、かたく黙止しがたくて、この歌を、直衣の懐中にをさめて、参院せられたりとなり。○院の上のどやかに云々 通顯卿参院によりて、後伏見院御出座あらせられ、長閑に、世の中などの御物語し給へりとなり。○をりよくて云々 よき折とて、通顯卿、かの爲世卿の、爲定勸當の事を歎きて、思ひしづめる様子などを、懇切に、院にきこえあけてとなり。○ありつる文 かの爲世卿よりあつらへられたる歌を、懐中より取出て、御機嫌を伺ひ奉りたりとなり。○いとなごやかに 後伏見院の御本性をいふ。もとより、物やはらかにおはします御性質の君にてとなり。○まいて 況てなり。○何ばかり云々 爲定とて、犯せる罪の、何ばかりあるといふ人にもあらざればとなり。○かうじ思す云々 君の御心より、勸勵し給はんと、思召す程にはなけれどとなり。○武家より云々 御心のま、ならぬ世の中にて、たとひいさ、かなる事にて、嫌倉の執權より、赦免すべきよしの執奏なき事は、御聖断に及びがたき故にとなり。○かくとこほるなるべし 自然かやうに勸免の

御沙汰も凝滞せるなるべしとの意なり。○不便にこそ 後伏見院の御詞にて、させる罪もなきに、かく籠居せさせおく事、且は、さばかり爲世のなげくも、まことに御心苦しく、不都合に思召すよしなり。○雲の上への御歌雲の上には、雲々の空に、禁中の事をかけたるにて、子を思ふ鶴の聲の、いかで天聴に達せざる事あらんや。そのあはれなる聲は、よくきこえたれば、やがて、勅勘を免しえさせんとの御意なり。

つくり一本に
造れり一本に
りくせりとあ
り車寄には印
本にてとあ
めり一本にて改

今年、祭の御幸あるべければ、めづらしさに、人々、常よりも、物見車心づかひして、かねてより、棧敷などもいみじう造れり。使ども、いかて人にまさらむと、かたみにいどみかはすべし。本院、新院、廣義門院、一品宮も、忍びて入らせ給ふなどぞ聞えし。御車寄には、菊亭の右の大臣の御子實尹の中納言参りたまへり。殿上人も、よき家の君達ども、色ゆりたるかざり、いと清らに、このましう出でたちつかうまつれり。御隨身なども、花を折れるさまなり。出車に、いろくの藤、つじ、卯花、撫子、かきつばたなど、袖口こぼれ出でたる、いと艶になまめかし。

○祭の御幸 祭は、賀茂祭にて、毎年四月中酉日に行はる、儀なり。これを葵祭ともいふ。その日は、近衛の中少將を勅使にて、かの社につかはさる。その行列、舞人陪従の類まで、おのゝ綺羅を装ひ、葵かけわたしなど、いとをかしきものなれば、上下きほひて、これを見物する事なり。御幸とは、上皇、その祭の勅使などの行列を、御見物のために、さるべき途筋に、棧敷などうたせて、御幸あるなり。○めづらしさに云々 下に引ける太平記の文によれば、後醍醐天皇御踐祚以來、持明院殿がたには、引きこもりのみおはしまして、兩院とも、更に御幸な

どおはせざりしに、今年、光嚴院御位につかせ給ひて、わが御世にかへりなりたるによりて、めづらしく御幸あるべければ、上下きそひたちて、見物の用意などせられたりとなり。○物見車云々 祭の行列を見物する車をいふ。心づかひは、用意して、殊に美麗など盡さる、よしなり。○棧敷 物見のために、假に路傍に、その床を構へたるものなり。○使ども 勅使以下、舞人陪従のたぐひをいふ。○いかで人にまさらむと云々 何とかして、他の人よりはまさりて、装束馬鞍のたぐひを、華美にしでんと、互に挑み合ひ、競ふなるべしとの意なり。○一品宮 一説に、権子内親王なるべしといへど、猶、壽子内親王にて、即、花園院の皇女の、光嚴院の御妃になれる御方をいふなるべし。○忍びて云々 一品宮も、御しのびにて、御見物ありたりなど、世には噂せりとなり。○御車寄 御乗車の時、傍に候するものをいふ。○よき家の君達 家すぢよきよしにて、華族の君達などをいふべし。○色ゆりたる 禁色をゆるされたるをいふ。禁色の事、既に草枕の巻(三二六)に註せり。○花を折れるさま 華美にいでたちたるをいふ。○出車 女房の乗車にて、衣の袖を打いだしたるをいふ。こも烟の末々の巻(二〇四)にいへり。○いろくの藤云々 藤、卯花等、いろくのといふ意なり。こは皆、五衣のかさねの色目どもなり。○藤 まづ三領薄色を匂はせ、二領は、白の表に、青の濃きと、薄きとをかさねたるをいふ。○卯花 表皆白に、二領は裏白きに、一領は黄に、二領は、青の濃きと薄きとをかさねたるなり。○撫子 表は蘇芳を匂はせたる三領に、白二領、裏は蘇芳、紅、紅梅、青の濃き薄きをかさねたるなり。○かきつばた 薄色の匂ひ三領に、青の濃きと薄きとをかさぬるをいふと、以上みな雅亮装束抄に見えたり。さて、この時のさま、天正本太平記に、「元弘二年四月十二日賀茂祭ナリシカバ、兩院(後伏見、花園)御同車ニテ御幸アリ。召次六人、牛飼二人、遣手ハ狩衣ヲ著シ、八葉ノ小車ニ、御簾ヲバ揚ラレズ。供奉ノ人々、皆狩衣ナリ。先一ニハ菊亭中納言實尹、(右大臣藤兼季子)山吹色ノ狩衣ニ、薄紅ノ衣ニ、薄紅ノ衣ヲ重ラル。花山院中將教通、萌黄ノ狩衣ニ、蘇芳ノ衣ヲ

重ナル。北面五位二人、河内守田使全職、越中大夫判官藤原景ナリ。此十餘年、御幸ト云事モ無カリツレバ、一條ノ御棧敷、珍敷ゾ見エシ」とあり。但し十二日は、續史愚抄に據れば、廿二日の誤なり。

祭など過ぎて、世の中のどやかになるぬる程に、先帝の御供なりし上達部ども、罪重きかぎり、遠き國々へつかはしけり。洞院按察、大納言公敏、頭おろして忍び過されつるも、なほゆりがたきにや、小山の判官秀朝とかやいふもの具して、下野の國へときこゆ。花山院、大納言師賢は、千葉、介貞胤うしろみて、下總國にくだる。五月十日あまりに、都出てられけり。思ひかけざりしありさまども、いみじともさらなり。

別るともなにか歎かむ君すまでうきふる里となれるみやこを

○先帝の御供なりし云々 後醍醐天皇の御企を輔け奉り、笠置などへも、御供せられし卿相をいふ。○罪重きかぎり 罪の重い者残らずの意。○遠き國々へ 遠流の刑に處せられたりとなり。○頭おろして云々 公卿補任に、「前權大納言正二位藤公敏、按察使、元弘元年八月廿四日供奉笠置城臨幸、十月十二日出家、法名宗肇、同十三日爲降人、出對、東使出羽入道道瀧伴之」とあり。○ゆりがたき 赦されがたきの意。○小山判官秀朝云々 下野守貞朝の子也。天正本太平記に、「公敏卿ハ、小山判官ニ預奉ル、下野國へ下向セシガ、總テ出家シ給ヒケリ」とあり。但し、下野に下向の後に、出家せるよしかけるは誤なるべし。○下野國へと 下野國へ下向すとあり。○うしろみて 警固してとなり。○思ひかけざりし云々 配流にまであはむものとは、かねてより思ひかけざりし事とて、今かく遠くうつさる、につけて、慮外におもふさま、いみじき事ぞなどいふも今更にて、實にあは

御供なりし上達部ども、罪重きかぎり、遠き國々へつかはしけり。洞院按察、大納言公敏、頭おろして忍び過されつるも、なほゆりがたきにや、小山の判官秀朝とかやいふもの具して、下野の國へときこゆ。花山院、大納言師賢は、千葉、介貞胤うしろみて、下總國にくだる。五月十日あまりに、都出てられけり。思ひかけざりしありさまども、いみじともさらなり。

その御腹とありし、御供なりし上達部ども、罪重きかぎり、遠き國々へつかはしけり。洞院按察、大納言公敏、頭おろして忍び過されつるも、なほゆりがたきにや、小山の判官秀朝とかやいふもの具して、下野の國へときこゆ。花山院、大納言師賢は、千葉、介貞胤うしろみて、下總國にくだる。五月十日あまりに、都出てられけり。思ひかけざりしありさまども、いみじともさらなり。

れなるかぎりなりとの意。○別るともとの歌 君のすませ給へばこそあれ、わが君には、遠く隱岐の小島に遷されまして、憂き故郷となれるこの都をば、今立ちわかれて、われも遠く遷さるとも、慕はしとも、戀しとも思はねば、はた何を歎くべきかは、歎くべき事もなしとの意。ふるさは、あるじの住ますなりし里をいふ事にて、この時、光嚴帝は立ち給へれど、わが仕へ奉りし後醍醐天皇のおはしまさぬにつけて、かくよめる也。こは天正本太平記に、「師賢公ヲバ、千葉介ニ預ラレテ、下總國へ下向ト聞エシカバ、花ノ都ヲ遠クト、關東ノ末ニ越サセ給ハズル御イタハシサヨナド、人々申ケルヲ聞給ヒテ」とありて、この歌をのせたり。

北方は、花山院、入道右大臣家定の御女なり。その腹にも、又こと腹にも、君だちあまたおはすれど、それまでは流されず。うへのいみじう思ひ歎きたまへるさま、あはれにかなしけれど、今はかぎりの對面だにもゆるされねば、はるくる方なく、くちをし、よろづに思ひめぐらされて、いと人わろし。

今はとていのちをかざる別路はのちの世ならていつを頼まむ

○北方 師賢の室をいふ。天正本太平記に、「彼北臺ト申ハ、花山院入道右大臣家定御女、繪書花結詩歌管絃ノ道ヲキハメサセ給フノミナラズ、ミメ形ナラビナクオハシマセバ、御情ノ色モ深カリキ」とあり。○こと腹 北方の出ならぬ、他の女の腹なり。○それまでは云々 あまたおはする公達までは、流罪に行はれずとなり。○うへの云々 うへとは北の方をいふ。師賢卿の北の方のかなしまる、よしなり。○今はかぎりの云々 今はこれがかぎり、遠く立わかれ給ふべききはにも、北の方に對面の事を、警固の武士のゆるさねばとなり。○はるくる

方なく言はまほしき事をもいはねば、きりふたがる思ひをも、晴らすべきやうもなくしてとなり。心のはれざるをいふ。○今はとての歌、今はいよく遠く遷されたまふとて、いまますこの旅は、常の旅にもあらねば、つひにいかになりゆかむともしられず、まことに、これを命の限として、再び立ち歸る事なども、もとより定めなければ、この別路は、生別、やがて死別にて、いはゆる後生未來の世ならでは、いつを逢ひ奉る時と、頼むべきぞ、この世にて再び逢見るべき頼みはなしとなり。こは、天正本太平記に、「サレバ、様々思心ノ奥ヲ御文ニ遊バサレテ、進ラセラレタリシカバ、北登御文ヲ御覽ジテ、又イツヲ待ツベキ別ナラネバ、今ハ是ヲコソ後ノ慰ニモト、カキ口説セ給ヒケル、御返事ノ様々ナル奥ニ、『今ハトテ云々』ト遊バシテ、伏沈マセ給ヒシ、理カナト覺エタリ」とあり。

源中納言具行も、同じ頃、あづまへゐてゆく。あまたのなかに、とりわきて重かるべく聞ゆるは、さまことなる罪に當るべきにやあらむ。内にさぶらひし勾當の内侍は、經朝の三位の女なりき。はやうより、御門むつまじくおぼしめして、姫宮などとうて奉りしを、その後、この中納言、いまだ下臈なりし時より、ゆるし給はせて、この年頃、ふたつなきものに、思ひかはして過しつるに、かくさまくにつけて、あさましき世を、なべてにやは。日にそへて、歎きしづみながらも、おなじ都にありと聞く程は、吹きかふ風のたよりも、さすがこと問ふなぐさめもありつるを、遂にさるべき事とは、人のうへを見聞くにつけても、思ひまうけながら、猶今はと聞く心ち、たとへむかたなし。この春、きみの都別れたま

はやうの二字一本
おぼしめして
にほしめて
印本おぼしめて
してと改めつ
本にて改めつ

ひしに、そこらつきぬと思ひし涙も、げにのこりありけりと、今一しほ、身も流れいてぬべくおぼゆ。

○あまたの中に云々 後醍醐天皇の笠置行幸に、供奉せられし卿相の中にも、この卿は、とりわけて、ことにその罪重かるべしと、世に聞ゆるはとなり。○さまことなる罪云々 死罪などに行はるゝにやあらむとなり。さまことなるとは、公卿は、大方の罪にては、流罪をかぎりとするに、様かはりて、死罪に當るを、さまことなる罪といへるなり。さてこの卿の、特に罪重きよしは、村時雨の巻(五九六)に、「まづ六波羅を御かうじあるべしとて、かねてより、宣旨に従へりしつはものどもを、忍びてめす。源中納言具行とりもちて事行ひけり」とあるによりて也。○内にさぶらひし 禁中に候ぜしの意。天皇附の女房をいふ。○勾當の内侍 掌侍の上臈なるをいふ。あすか川の巻(三三三)に註せり。この内侍の名詳ならず。○はやうより 以前よりの意。○とうて奉り取出にて、産みいでたるよしなり。姫宮の御名詳ならず。○ゆるし給はせて この勾當内侍を、具行の中納言に賜ひしをいふ。○下臈 官位卑きをいふ。既に註せり。○ふたつなきものに云々 世に二人となきものと、かたみに契りて、あだし思ひはなしと、思ひあひて月日を經來しにとなり。○かくさまくにつけて云々 御門より始めて、人々も遠く遷されなど、けにあさましき世の中につけて、わが上をも、一とほりに歎き思ふべきかは。大方ならず、かなしみ居給へりとなり。○日にそへて云々 具行中納言の捕はれしより、日を経るまゝに、いよいよ歎き沈み給ひつゝ、もとより。○同じ都に云々 猶遠く遷されずして、同じ京都の中にありと聞きをる間は、はれてこそたよりせられぬ。自然、ふく風の便につけても、さすがに、あるやうをば、き、得べきなぐさみもありしにとなり。○遂にさるべき事とは云々 人々遠く遷され給へるにつけても、具行卿も、つひには同様に、

遠方へ遷し流されなむこと、かねてより思ひまうけてゐながらもとなり。○今はと云々 やはり今はいよく配流と決して、そを聞く心ちのかなしさは、いかにもたへがたき事なるべしと也。○この春云々 後醍醐天皇隠岐に遷幸の事、上(六三五)に見えたり。○そこらつきぬと云々 そこらは、許多の意。御門の遷幸の御別の悲しさに、かぎりなく涙を流して、眼中に涙といふもの盡きたらむと、思はる、ほどなりしに、尙残りあればこそ、また今度、具行卿の都を別れいでらる、につけてとなり。○今一しほ云々 さきの度よりは、一層かなしく、この身も、流れて漂ひ出ぬべき程に、涙のいでくとなり。

中納言は、「ものもがなや」と、くやしうはしたなき事のみぞ、そこにはちゞにくたくめれど、め、しう人に見えじと、思ひかへしつゝ、つれなく作りて、思ひ入りぬるさまなり。去年の冬頃、あまたきこえし歌の中に、

ながらへて身は徒にはつ霜のおくかたしらぬ世にもふるかな
今ははやいかになりぬる憂身ぞと同じ世にだにとふ人もなし

○ものもがなやと云々 とりかへす事の出来るものにもあれかし、さらばかゝるうき目をも、見ざらん物をとの意にて、こは、河海抄宿木の巻の引歌にあるをもちひたるにて、既に新島守の巻(八〇)に擧げたり。○はしたなき事のみ云々 心のうちには、さまざまに、過ぎにし事を後悔もし、又不都合なる事をしたりと、思ひわづらふやうすなれどとなり。そこには、心の底にはの意。ちゞにくたくは、さまざまに、心をくだきて、思ひわづらふ意なり。○め、しう云々 今更に、女らしく心よわきさまに、物思ふとやうに、人に見られまじと思ひかへしつゝ、かなしき事をも、しらぬ顔に、やうすをつくりて、覺悟せるさまなりとの意。○つれなく作りて つれな

はしたなきの
補ひつゝ印本
ちとあり印本
うとあり印本
めづしう印本
り並に一本に
思ひるへし
本忍びかへし
とありぬる一
入つれぬとあ
はつれぬとあ
春の霜の印本
り本のよるあ

くは、強面にて、知らぬ顔に平氣なる意。つくりては、平氣を装ふこと。○思ひ入りぬる 深く思ひこむ意にて、覺悟せりとなり。○去年の冬頃 この聊捕はれとなりて後なり。○ながらへての歌 かくとらはれの身となりて、ながらへてゐるも、つまり、この身は、徒にはてぬべきを、さながら、初霜の、おくかたすれば、やがてはかなく消ゆるごとく、身のおき所も知らぬ有様なるよとなり。はつ霜に、徒に果つとかけ、さてはかなき事なかりて、おくといひ下したり。おくかたしらぬは、身のおき所もしらぬ意なり。○今ははやの歌 かくとらはれの身の上となりたるにつけて、猶同じこの世にありたりとも、今ははや何となりたる身ぞと、憂き我が上をとぶらふ人もなし。さてはこの後、罪にあてられて、遠く遷さる、か、もしくは命をも失はるべきを、さる時あたりては、尙更に、わが上を、あはれと思ひとぶらふ人もなき事ならんとなり。

佐々木佐渡判官入道、伴ひてぞ下りける。逢坂の關にて、

歸るべき時しなればこれやこのゆくをかざりのあふ坂の關

かしは原といふ所に、しばしやすらひて、あづかりの入道、まづあづまへ人を遣したる返事待つなるべし。その程、物語など、なさけくしううちひかはして、何事も、しかるべき前の世のむくいに侍るべし。御身一つにしもあらぬ身なれば、ましてかひなきわざにこそ。かくたけき家に生れて、弓箭とるわざにかゝづらひ侍るのみ、うきものに侍りけるなど、まほならねど、ほのめかすに、心えはてられぬ。

○佐々木佐渡判官入道 かの御門御遷幸の御警固にも仕うまつりし道譽なり。○逢坂關 近江國に在り。新島

御身一つ印本
御身一本にて改
り一本にて改
めつれば一本
みだれば一本
ほのめかすに
心えはてられ
わすれはるに
らつれぬとあ
一本のよるあ

守の巻(六三)に出でたり。○歸るべきの歌 再び歸るべき期のなき身なれば、是が彼の、かねて聞ける、行く人のみを通らしめて、立ちかへる事を停むといふなる、あふ坂の關とは、これをいふならんとの意なり。關といふにつけて、ゆくを限りとして、立ちかへることを停むるよしにいひなせるにて、かの蟬丸の、「これやこのゆくもかへるもわかれてはしるもしらぬもあふ坂の關」の歌の體をとりてよめるなるべし。これやこのは、これが彼の兼ねて知られたる何々ならんといふ意。さてこの歌、太平記にも載せたり。新葉集には、「元弘二年、世のみだれによりて、あづまにおもむき侍りけるに、あふ坂の關をこゆとて、思ひつゞけ、る、權中納言具行」とありて、二の句、「道しなれば」に作り、又新千載集には、「身にしあらねば」として入れたり。○柏原 近江國坂田郡にありて、醒井の東なる山驛なり。○あづかりの入道 佐々木道譽をいふ。○あづまへ人を云々 鎌倉へ使をやりて、具行卿の處置を請ひ、その命を待つ間、この柏原に逗留ありたりとなり。○そのほど物語など云々 その逗留の間、道譽の、具行卿に、物語など聞ゆるよしなり。○なさけくしう 情あるさまにの意也。○何事も云々 道譽の詞なり。○然るべき云々 すべて何事も、この世にはじめて出で来るにはあらで、かくとらはれ給ひ、またか、る處にさすらへ給ふも、皆かくあるべき前世よりの因縁にて、その罪業の、この世にうくる果報にてあるべしとなり。○御身一つにしも云々 さてこの度の罪科も、只御身一つの事ならむには、またせむすべもあるべけれど、黨類もあまたある事なれば、そを一々申宥めむこともかなはず、さりとて、そが中に、これを軽く、かれを重くなど、偏頗の處置もなしがたき事にて、いかにも助命の事は、そのかひあるまじきわざと思ふにつけて、實に心憂きかぎりとなり。○たけき家に云々 おのれかく猛き武士の家に生れて、あけくれに、弓箭をとりならして、その事にのみ關係せれば、かゝる情なきことを、辭することを得ずして、助け奉ることもならず、かゝる武士の身の上ぐる、心憂く、苦しきものはあらずとの意なり。○か、づらひ 拘はり、關係すること。○まほ

ならねど云々 斬り奉るべきよしを、表面、まじめにはいはねど、よそながら、ほのかにしらす言のうちに、具行卿も、さてはと得心せられたりとなり。太平記には、道譽具行の對話を載せて、關東より失ひまるらすべきよし、命ぜられたる事どもを告げたるさまに記せり。

隱岐の御送をも、つかまつりしものなれば、御道すがらの事など語り出でて、「かたじけなういみじうも侍りしかな。まして、朝夕近う仕う奉りなれ給ひけむ御心ども、さながらなむ、推し量り聞えさせ侍りし。何事も、昔に及び、めてたうおはしまし、御事にて、世下り時衰へぬるするには、あまりたる御有様にや、かくもおはしますらむとさへ、せめては思ひ給へよらるゝなど、大かたの世につけても、げにとおぼゆるふしぐゝ加へて、のどやかにいひをるけはひ、おのがほどにはすぎにたる御酒など、所につけて、ことそぎあらあらしけれど、さる方にしなして、よきほどにて、下しつる吾妻よりの使、歸りきたるけしきしるけれど、ことさらに、いひいづる事もなし。いかならむと、胸うちつづぶれて覺ゆるも、かつはいと心よわしかし。

○隱岐の御送をも云々 この佐々木道譽は、御門の隱岐に遷幸の時も、警固せられたるものなれば、その遷幸の御途すがらの御ありさま、御歌の事なども語り出でてとなり。○かたじけなう云々 道譽の、御門の御上を申す詞なり。御おくりの道すがら、只しばしなれ奉りしに、御ありさまを見奉りては、實にかたじけなく、恐多くも思ひ奉りし事となり。○まして朝夕云々 さるを、まして年頃、朝夕となく、御近侍申して馴れ奉り給ひけ

侍りし一本給ひきとあり本にて補ひつよらるゝ印本ひの字なしはひひをるけはひ云々の十九一字印本に十九ことそぎ印本ことそぎ印本ことそぎ印本つら本にありしるけれどことさらけらば改めり一本にて改

む具行卿の御心には、いかばかりかしこく、かなしく思召し給ふ事ならむと、その御心を、さながら我が上に引較べて御推量申すと云々。○何事も云々 さて御門は、かしこき事ながら、すべての事、御さえといひ、御心はへといひ、よろづ古のすぐれたる帝王にも立ちならび、めでたくおはしまし、御事にてとなり。○世下り云々 澆季末世にはの意、今のごとく、世も降り、時運の衰へたる末にあたりては、御器量あまりて、ふさはしからずおはします爲にやあらんとなり。○かくも云々 御器量あまれる爲に、何事も、垂拱して成を仰ぎ給ふといふ事の黙止し難くおはしますによりて、御親政の昔に御恢復あらんと、思召したち給へるが、却てかく御身の御不幸となりて、遠く遷幸し給ふやうにもなりたるものならんかとさへ、さしせまりては、思ひよりたる事もありきとの意なり。○大かたの世につけても云々 世のおほかたのありさまを物語るにつけても、なるほど道理と思はる、ふし／＼をも加へて、長閑かに話すやうすなりとなり。○おのがほどには云々 すべて物語などの、なさけなさけしきのみならず、この柏原の宿は、所がら、もとより邊鄙に、萬事粗末に、あら／＼しくはあれど、その分限には過ぎたる美酒など、具行卿に勤めて、然るべきさまにとりつくりひて、よく待遇せられたりとなり。○下しつる使云々 さて、さきに鎌倉に下し遣したる使も、はや歸りきたるやうすなれば、具行卿の處置も、その命令ありたる事なるべけれど、殊更に、しか／＼の命令ありたりといひ出して、やがて處分することもなしとなり。○いかならむと云々 具行卿は、鎌倉の命令はいかにありたるならんと、使の歸りたるにつけて思ふにも、軽くとも、遠所にさすらへらる、事ならん、もしは命を失はる、ならんかと、肝たましひもつぶれて思はる、を、もとより覺悟の事とはいへ、かつは心弱く見ゆとなり。

「^{具行卿}いづくの島もりとなれらむ人も、あぢきなく、たれも干とせの松ならぬ世に、なか／＼心づくしこそまさらめ、遂に通るまじき道は、とてもかくてもおなじ事、そのきはの心亂れ

なれらむ印本
つなれるにむ印本
つなれるに改める

ほのめかし
も印本にほ
めかしも
ありし一本
りつ一本に
思ひしらす
りし一本に
思ひしらす

なくだにあらば、すゞしき方にも赴きなむ」とおもふ心はこゝろとして、都の方も戀しうあはれにさすがなる事ぞ多かりける。よろづにつけて、事のけしきを見るに、行末遠くはあるまじか、めりとさとりぬ。あづかりがほのめかし、も、情ありて思ひしらすれば、おなじうはと思ひて、又の日、「^{具行卿}頭おろさむとなむ思ふ」といへば、「いとあはれなることにこそ、あづまの聞えやいかゞと思ひ給ふれど、なむてふことかは」とて、ゆるしつ。かくいふはみな月の十九日なり。

○いづくの島もりと云々 具行卿の、心に思ふよしなり。さて命を失はる、まではなくとも、この島、かしこの國と、遠く流されて、島守となれる人も、只ながらへ居るといふのみにて、詮なきわざなりとなり。○たれも干とせの云々 はた誰とても、千歳ふる松の如くに、いつまでもながらへはつまじき世なるに、わびしく辛き月日を送るほど、却て苦勞こそ多からめとなり。○遂に通るまじき道 生ある者のならひとして、死といふ事は、通れがたき道なればとなり。○とてもかくても云々 今やがて失はる、も、わびしきを重ねて後に消えゆかむも、同じ事なればとなり。○そのきはの云々 むしろ最期のきはに臨める時、正心にて、いさ、か亂る、事なくして果てさへすれば、後世安樂の望もかなひ、西方淨土の方にも赴かれんと、心には思ひ定めつれどの意なり。すゞしき方は、清涼の地をいひて、即、西方淨土の事なり。○おもふ心は心として云々 心には既に覺悟しながら、さてまた煩惱のきづなもちはなれがたくして、何となく北の方の上など、都の方さまも戀しく思はれ、あはれ心ばそくて、さは悟りながら、しかすがに惑ふことも、多くありけりとの意なり。○事のけしきを云々 何かにつけて、道譽がふるまひ、その他の様子を見るに、わが命を失はれん事も、はや近き程にあるならんと思はれ

たりとなり。○あづかりが云々 かねて道譽が、よそながら、ほのかに知らせたるも、つらき心にはあらで、むしろ情ありて、かくわれに思ひ知らずる事なれば、とてもかくてもはつべき命の、同じくは、一旦出家して、後に失はれんと思ひてとなり。○頭おろさむとなむ思ふ 具行卿の詞にて、出家剃髪せむと思へば、ゆるされよと請はれしなり。○いとあはれなる事云々 道譽の返答なり。それは甚だ御氣の毒なる事なり。さて私のものならねば、わが心にもまかせぬ事にて、自然、鎌倉にも洩れ聞えば、後日のとがめもいかならんかと思へど、それも他の事にあらねば、何といふほどの事のあるべきかは。ことなる儀もあるまじければ、思ふまゝに、本意とけ給へとて、具行卿の出家をゆるしたりとなり。

かの事は今日なめりと、氣色見しりぬ。思ひまうけながらも、猶ためしなかりけるむくいこのほど、いかゞ淺くはおぼえむ。

消えかゝる露の命のはては見つさてもあづまの末ぞゆかしき

猶も思ふ心のあるなめりと、にくき口つきなりかし。その日の暮つかた、終にそこにて失はれにけり。今はのきはも、さこそ心の中はありけめど、いたく人わろうもなく、あるべき事と思へるさまになむ見えける。内侍の待ち聞く心ち、いかばかりかはありけむ。やがてさまかへて、近江國高島といふわたりに、むかしのゆかりの人々、尊く行ひてすむ寺にぞたち入りける。

○かの事は云々 かの命を失はるべき事は、今日その儀あるならんと、道譽のけしきによりて、具行卿は悟りた

淺くは一本に
淺くもとあり

なりかし印本
なりしとあり
一本にて補ひ
つと印本事ど
に改めつ

りと也。○思ひまうけながらも云々 失はるべき命とは、かねて覺悟してありながらも、猶、身は月卿雲客と生れて、かゝる事にて命を失はる、事かと思へば、昔よりためしなく、つたなき果報のほどを、深く思ひ歎き給ふとなり。○いかゞ云々 何として、淺はかなる事と思はむや、いと深く思ふとの意なり。○きえかゝるの歌 人の身の世にあるはかなきは、さながら、草の葉末に消えかゝる露の如く、頼みなきものなるが、さて其のはかなきわが命のはては、今日こゝにて、首を斬らるべきに定まりて、即、最期をも見たり。さりながら、かくわが君をば、情けなくも、遠島に遷し奉り、廷臣に刃を加へて、いよく暴威を逞しくせる北條氏は、いつまでもかくてえあるまじく、やがて、天誅を蒙るべき時節も来るべきを、その末路を見ざるが残念にて、只そののみ見まほしく思ふとの意なり。この歌、天正本太平記にも載せたり。○なほも思ふ心の云々 この歌によりて推しはかれば、この期に臨みても、まだ鎌倉を滅さむと思ふ執念のおはするならんと見えて、その歌ぶりは、にくくしき口ぶりなりとの意なり。○その日の暮つかた云々 公卿補任に、「前權中納言從二位源具行、元弘二年六月十九日、於近江國柏原被斬首」とあり。猶このさまは、太平記にも詳に見えて、辭世の頌とて、「逍遙生死、四十二年、山河一草、天地洞然」といふ句を載せたり。行年四十三なりしなるべし。○今はのきはも云々 さて具行卿、斬首せらる、最期のきはにも、さだめて心の中には、悲しくも恨しくも、さまざまにありたるべけれど、甚だわろびれ給ふやうすもなくとなり。○人わろく 人の見聞くに恥かしきふるまひあることをいふ。○あるべき事と云々 かくあるべき當然の事と、かねて覺悟を定めて、平氣に思へる様子に見えたりとなり。○内侍 勾當の内侍にて、具守卿の北の方なり。○待ちきく心ち云々 都をいで給ひ、果てはいかになり給ふらんと、行末の事ども、風のたよりに待ち給へるに、この失はれ給へることを聞かれし心ちは、いかばかり悲しくありつらむ、思ひやるだにもあはれなりとなり。○やがてさまかへて 内侍は、その事をきくと、即、落飾して、

京をもさすらへいでて、近江に、むかし縁ある人々の、世を遁れて尊く行ひすましてをる寺にゆきて、ともに佛門に歸したりとなり。○高島 近江國高島郡なり。

かへてもと
印本つへて
求めに作る
本にて改めつ

萬里、小路、中納言藤房は、常陸國につかはさる。父の大納言、母おもとなど、老のするに引き別る、心ちども、いへばさらなり。身にかへてもとゞめまほしう思へど、かひなし。弟の季房の宰相も、頭おろしたりしかど、猶下野國へながさる。平宰相成輔は、あづまへと聞えしかど、それも駿河の國とかやにて失はれける。

○常陸國につかはさる 公卿補任に、「前中納言正二位藤藤房、元弘二年五月、配流下總國」とあり。但し、太平記には、「東宮大進季房をば、常陸國へ流して、長沼駿河守に預らる。中納言藤房をば、同國に流して、小田民部大輔にぞ預られける」とありて、藤房の配所は、本書の趣におなじ。○父の大納言云々 藤房の父宣房、母など、老後に及びて、千息どもに引きわかれ給ふ心ちは、あはれさのかぎりなりとの意なり。さて太平記に、「萬里小路大納言宣房卿は、千息藤房、季房、二人の罪科に依て、武家に召捕れ、是も囚人の如くにぞおはしける。齡已に七旬に傾て、萬乘の聖主は遠島に遷されさせ給ふべしと聞え、二人の賢息は、死罪にぞ行はれむすらむと覺て、我が身さへ又楚の囚人と成給へば、只今まで命存へて、かゝる憂事をのみ見聞く事のかなしければと、一方ならぬ思ひに、二首の歌をぞ詠せられける、「長かれと何思ひけん世の中のうきを見るは命なりけり」と見えたり。○身にかへて云々 わが身を罪に行はれて、そのかはりに、千息の罪をば贖ひ、都に留めまほしく思へど、それもかなはで、かひもなしとなり。○弟の季房の宰相 上に引ける太平記に、東宮大進とあるは、中宮亮の誤なるべし。さて常陸國に流さるとあるも、本書と異なり。公卿補任に、「參議正四位下藤季房、右大辨、中宮亮、元

弘元年十月五日辭、同十六日出家、同十七日出對武家、元弘二年五月二十日薨」とあり。配流の事見えす。○平宰相成輔は云々 公卿補任に、「前參議正三位平成輔、元弘二年五月廿二日、於伊豆國早川宿一梟首」とあり。太平記にも、「平宰相成輔をば、河越三河入道圓重具足し奉りて、是も鎌倉へと聞えしが、鎌倉迄も下しつけ奉らで、相模早河尻にて失ひ奉る」とあり。早川は、伊豆國にあり。本書に駿河とし、太平記に相模とせる、恐らくは共に誤ならんか。

又元亨の亂のはじめに流されし資朝の中納言をも、いまだ佐渡の島にしづみつるを、このほどのついでに、かしこにて失ふべきよし、あづかりの武士におほせければ、このよしを知らせけるに、思ひまうけたるよしいひて、都にとゞめける子のもとに、あはれなる文かきてあづけり。既にきられけるときの頌とぞ聞きはべりし。

四大本無主、五蘊本來空、將頭傾白刃、但如鑽夏風、

いとあはれにぞ侍りける。俊基もおなじやうにぞ聞えし。かくのみ、皆さま／＼に罪にあたり、遠き世界にはなちすてらる、おの／＼思ひ歎けども、筆にもおよびがたし。

○元亨の亂のはじめに云々 資朝卿の配流せられたるは、正中二年の事にて、その後、かの島に沈論してありしを、このたびの亂につけて、後患を除かんために、鎌倉より命じて、この卿を失はしめたりとなり。○このよしを云々 失ひまつるべきよしを、あづかりの武士の告げたるに、資朝卿は、殺されん事は、かねて期するたるよしを答へて、幼きわが子の、都に遺しおきたるに、あはれなる文を書きて、こを送りてよと、武士にあつらへら

れたりとなり。○既にきられける時の頌云々 既に斬首せらる、時にのぞみて、下の如き頌を誦せられたりと聞
けりとの意なり。○頌 偈の類にて、歌誦の意なり。○四大本無主云々 此は晋の僧肇が刑せらる、時の偈文
にて、禪林類集に、「肇法師遭秦王難、臨刑說偈云、四大元無主、五陰本來空、將頭臨白刃、猶似斬春風、」
とあり。四大とは、圓覺經に、「四大者謂人身、攬外地水火風四大、而成內身四大、因對色香味觸四微、故稱爲
四大也」と見えて、人の身體をいふ。五蘊とは、祖庭事苑雲門錄上に、「五蘊謂色受想行識、有相爲色、領納名
受、取像曰想、遷流爲行、分別爲識、蘊者積聚爲義、謂積聚生死之過患。亦曰五陰、陰以陰覆眞性、攝盡
有爲、」また大乘廣五蘊論に、「蘊者積聚之義、謂衆生由此五法、積聚爲身、復因此身、積聚有爲煩惱等法、能受
無量生死也」とありて、人の身心をいふ。本無主、本來空とは、人の身心は、元來空なるもの、よしなり。されば
頭をもつてその上に白刃を加ふとも、夏風を切るが如く、一物のさはるものなく、もとの空に歸すべしとなり。
太平記に、この偈をのせて、「五蘊假成、形、四大今歸空、將首當白刃、截斷一陣風」としたり。さて公卿補任
に、「前權中納言從三位藤原朝、元弘二年六月二日、於佐渡國配所被斬首」とあり。○俊基も云々 常樂記に、
「六月三日、俊基朝臣、武藏國クズ原ニテ被誅了」とあり。○かくのみ云々 皆かくの如くのみ、あるは死罪に
行はれ、あるは遠き國々に配流せられて、おの／＼思ひなげくさまは、いづれもおろかならず、一々筆につくし
がたしとなり。

忍さるる印本
ある一字を脱
せりつ本にて
補ひつ

大塔の尊雲法親王ばかりは、虎の口を遁れたる御さまにて、こゝかしこさすらへおはしま
すも、やすき空なく、いかて過しはつべき御身ならむと、心苦しく見えたり。隱岐の小島
には、月日ふるまゝに、いと忍びがたう思さる、事のみぞかずそひける。いかばかりの

いもひ一本に
精進とあり
夢にも下
本うつしに
の五字あり

おこたりにて、かゝるうきめを見るらむと、前の世のみ、つらくおぼし知らるゝにも、いか
でその事をも報いてむとおぼして、打ちたえて御いもひにて、朝夕つとめ行はせ給ふ。法
のしるしをも心みがてらと、かつはおぼすなるべし。みづから護摩などもたかせ給ふに、
いとたのもしき事、夢にも多くなむありける。

○虎の口を遁れたる云々 既に、虎のあぎとにかゝらむとするが如き、あやふき所を遁れたるやうにて、さてこ
こに潛み、かしこに流浪しつゝ、遁れおはしまして、一日も安堵し給ふことなく、この上いかにして、北條氏の毒
牙をまぬかれ、年月を過しはつる事をえ給ふべき御身ならむ、つひには遁れがたくして、宮々の如く、うき目を
見給ふことならんかと、心苦しく、氣の毒に思はれたりとの意なり。虎の口を遁るといふ事、莊子盜跖篇に、「疾
走料虎頭、幾不免虎口哉」と見え、漢書、文選等にも見えたり。○いかばかりのおこたり云々 いかほどの罪
業によりて、今生に、かくの如く、うきめを見給ふ事ならむと、前世の宿因のみ、つらく思召し知らるゝにつけ
てもとなり。○いかでその事をも云々 なにとぞ、前世の御罪障を、法の力によりて報いてまじと、思ひた、せ
給ひ、日頃、他事なく、常に御精進にて、佛事をのみ、朝夕怠らず、勤め行はせ給ふとなり。○いもひ いみを
延べたる言にて、精進するをいふ。精進とは、眞俗佛事編に、「勉め勵ますの義なり。十誦律序、諸佛勤精進、故
得阿耨菩提」と云へるを以て可見、故に、父母の忌日に當ては、淨身一心愼み守るの義を、精進と云」とあり。
○法のしるしをも云々 罪障消滅はさる事にて、且は、御勤行の御法力によりて、御願成就の功驗もあらはし給
はんと、それをも試みがてら、勤め給ふとなり。○みづから護摩なども云々 御自身に、護摩を焼きて、御修法
などおこなはせ給ふをいふ。○護摩 梵語にて、御修法などに、ものをたきて祈るをいふ。既に、村時雨の卷(五

七九)に註せり。○いとたのもしき事云々 自然、法力によりて、御願も成就すべきしるしにや、あるは夢にも現にも、たのもしき功験の、多くあらはれおはしましたりとなり。

つれづれにおぼさるゝをりくは、らうめく所に立ち出でさせたまひて、遙に浦のかたを御覽じやるに、あまの釣船つりぶねほのかに見えて、秋の木の葉のうかべる心ちするも、あはれに、「いづくをさしてか」とおぼさる。

心ざすかたをとばや浪の上に浮きてたゞよふあまのつり船

「浦こぐ船のかちをたえ」とうち誦すじて、御涙のこぼるゝを、何となくまぎらはし給へる、いふよしなく心ふかげなり。ねびたまひにたれど、なまめかしうをかしき御さまなれば、所については、ましてやむごとなきあたらしさを、みづからいとかたじけなしと思さる。

○らうめく所 廊の如き所にて、假の御すまひなれば、うるはしく、廊といふ程にもあらざるをいふ。○秋の木の葉のうかべる云々 かすかに、あまた見ゆる釣船の、泛々たるさまは、落葉の水に浮かべるが如しとなり。(大井河行幸和歌序に、「秋の水に浮びては、流るゝ木の葉とあまたれ」とも、土佐日記に、「みな人々の舟いづ。これを見れば、春の海に、秋の木の葉しもちれるやうにぞありける」などあるを思ひてかけるなるべし。)○いづくをさしてか云々 都のかたの戀しく思召さるゝ折から、つり船を見給ひても、何處をさして行くにか、もしや、都の方に漕ぎゆくにかなど、思し給ひてとなり。○心ざすの御製 はるゝと、遠き海原の浪の上に、木の葉と見えて、浮び漂へるあまのつり船は、いづくをさしてゆくにか、その心ざして行くさまを、問はまほしく思ふぞ。もし都の方にもゆかば、ふるさとはいかにあらん、わが消息をも、傳へ聞えてよとの意にて、はかなくよませ給

へる、中々に、いとあはれなり。○浦こぐ船のかちをたえ 續古今集に、小野小町の歌、「須磨のあまのうら漕ぐ舟のかちをたえよるべなき身ぞかなしかりける」とあるを、折から、わが御身に引きあて、打出で給ひ、御感情せまりては、御涙をながし給ふをとの意なり。かちをば、楫緒とて、楫に付きたる緒ありて、一つの舟具なるよし、高田與清の歌詞考に、圖をのせて詳に考へ、また、かちをば、萬葉に眞槌繁貫とあるを、末加伊之自マカヱノミヅノキ双伎とも記せるところあれば、今の世の舵にはあらで、楫といふものなるよし、萬葉考に見えたり。さてそを断ちては、舟をやるべきかたもなきものなりとぞ。○何となく云々 おつる涙を、何となく、そしらぬさまに、打まぎらして、かくし給へる御ありさまを見奉るに、いはむかたもなく、御心ふかう、奥ゆかしくおはしますとなり。○ねび給ひにたれど云々 年たけおとなび給へれども、もとより、優雅に、をかしき御ありさまにおはしませばとなり。○所については かゝるいふせき所につけてはとの意なり。○まして云々 別して、恐多く、惜き御身を、御自身にも、かたじけなき事と思召さるとなり。

京には、十月になりて、御禊大嘗會ミソギオホノチカラヒなどのいそぎに、天の下物さわがしう、くらづかさ、たくみづかさ、うち殿、染殿ソメノどの、何くれの道々につけて、かしがましようひゞきあひたるも、片かたつ方は、涙のもよほしなり。悠紀主基ユキヌシノキの御屏風の歌、人々にめさる。書くべきものゝなければ、かしこへ参れる行房、中將をや、召しかへされましなど、定めかねたまふを、まだきに傳へ聞しめしければ、よゐの間の静なるに、御前に、ことに人もなく、この朝臣アサノミばかり侍ひて、昔今の御物語のたまふついでに、都みやこにいふなる事は、いかゞあらむとすらむ。さもあ

てのたまふついでに
印本のついで

てとあり一本
に補ひつ
さもあらば
もそこ一本
もそ一本
つらく一本
つら一本
後一本
後一本
すに誤り
るや印本
一本にて改
つる本にて改

らば、いとこそうらやましからめ」と、うちおほせられて、火をつくぐとながめさせ給へる御まみの、忍ぶとすれど、いたうしぐれさせ給へるを見奉るに、中將も、心づよからず、いとかなし。「いかばかりの道ならば、かゝる御あり様を見おき聞えながら、憂きふる里には、いかでかへらむ」と思ふも、え聞えやらす。後夜の御行に、さながらおはしませば潮風いとたかう吹きくるに、霞の音さへ堪へがたく聞えて、いみじう寒き夜の氷をうち叩きて、闊伽たてまつるも、山寺の小法師ばらなどの心ちぞするや。少將、この中將など、しきみ折りて参れるも、「いつならひてか」と、哀に御らむぜらる。今一度、いかで世を御心にまかするわざもがな」と、人の心のけぢめわかるゝにつけても、深うおぼしまさる事のみ數しらす。

○いそぎ その支度をするをいふ。○くらづかさ 内藏寮にて、内野の雪の巻(一五三)に見えたり。○たくみづさ 内匠寮にて、中務省の被官なり。工匠管作等の事を掌る役所。○うち殿 河海抄玉璽の巻に、「装束うつ所なり」と見え、榮華物語殿上の花見の巻、齋院の女房装束を調ふる條に、「染殿うち殿につかはし、思しいとなませ給ふ」と見えたり。○染殿 布帛を染むる所なり。○何くれの道々につけ云々 木だくみ、うち物、そめ物、その他、御禊大嘗會の用途を作る道々のたくみどもをいふ。これらは、皆、大嘗會行事所の統ふる所なり。さてたくみどもの事は、山槐記、元暦元年八月廿二日、悠紀主基所の所々の預以下を定めたる條に、「悠紀所、小忌所、齋場所、細工所、出納所、風俗所、和備所、女工所、大炊、并人給所、標所、また、同給師、並雜工を定めたる條

に、繪所、墨繪、淡作繪、張子、細工所、御挿頭、御器、金物、鏡工、鑄物師、綾織、蒔師、平文師、打物、襦工、玉工、轆轤工」とありて、主基所もこれに同じ。これ皆、用途の布帛器物等を作る、道々のたくみどもなり。又この工どもの役に就くべき屋は、兩國司これを造立する事にて、兵範記仁安三年七月八日の條に、「女工所、細工所、出納所、繪所、已上屋々可造立」由、牒送卜食國了」など見えたり。○片つ方は云々 一方のめでたきにつけて、一方は、いとあはれさもまさりゆきつ、涙をもよほす種子となるよしなり。○悠紀主基云々 既におどろの下の巻(一六)に註せり。○書くべきもの、なければ 和歌を、屏風にかくべき、能書の人なきによりてなり。○かしこへまるれる行房云々 行房朝臣、隱岐に御供つかうまつりしこと、上(六三七)に見えたり。さてこの行房は、世尊寺流の能書なれば、こを召しかへして、屏風の歌をか、せんか、いかにせましと、決しかねて、とりぐに評議ありしを、隱岐の國にて、早くも傳へ聞き給ひければとなり。○よるの間云々 夜おき居る間の物靜なるに、他人は御前にあらずして、たゞこの行房朝臣のみ祇候せられて、昔の事、今の事、さまぐの御物語あらせらるゝついでにとなり。○都にいふなる事は云々 御門の御詞なり。都にて、屏風の歌かきに、汝を召さむといふ事は、いかやうにあらむとするならむ、若しその議定りて、汝の還り上るやうなる事もあらば、同じく都こひしき朕は、いよく心細くて、まことに羨しくあらむと、かりそめに仰せられてとなり。○火をつくぐと云々 かたへなる燈火をつくぐと、あからめせず、見つめ給へる御目つき、泣かじと、しのばせ給ふやうにはし給へど、いたくうるませ給ひて、涙をもよほさせ給へる御やうすを見奉れば、行房朝臣も、さすがに、御心のうちを思ひやり奉りて、わが身もともに心よわかなしくなりて、うち泣きたまへりとなり。○いかばかりの道ならば云々 行房朝臣の思ふよしなり。わが先祖より受け傳へたる筆道の、いかばかり尊く重き道ならばこそ都にも還らめ、かばかりの道は、誰も得たる事なれば、われならでも事足りぬべきを、こゝまで御供

野大納言實名、備中納言俊實、五節ヲ出サル。奉行ハ藏人兵部少輔顯藤ナリ」とあり。○官房の大納言も云々。宣房は、藤房季房の父にて、公卿補任に、「前大納言正二位藤宣房、元弘二年四月十日、武家放免歸宅、可出仕之旨命之云々」とあり。○春宮大夫は云々。公卿補任に、「内大臣正二位源通顯、十月十四日任、去月不堪備奏之次召仰」とあり。○たかみくらの行幸に云々。續史愚抄に、「十一月十三日己卯、陰雨、大嘗祭、今夜丑刻自官司行幸。廻立殿、有御湯殿、次御悠紀殿、有神饌御供進、更御主基殿、其儀同、事終還御官朝所、前行内大臣通顯」とあり。○たかみくら。天皇のつき給ふ御座にて、そのさま風聲の如し。詳なる事は、御即位次第抄に見えて、文安御即位調度圖に、圖を載せたり。天皇御親祭の爲に、太政官廳の御所より、悠紀主基の神殿へ行幸なるを、高御座の行幸といふ。○前行。行幸の御前にたちて、導き奉る役をいふ。○右の大員兼季云々。公卿補任に、「太政大臣從一位藤兼季、十一月八日任」とあり。○清暑堂の御神樂。十一月十五日に行はれたり。清暑堂御神樂の事、秋のみ山の巻(五〇七)に註せり。○この卯月の頃より云々。續史愚抄に、「四月二十八日丁卯、有改元定、改元弘爲正慶、依代始也」とあり。

大塔の法親王、楠木の正成などは、猶同じ心にて、世を傾けむ謀をのみめぐらすべし。正成は、金剛山ちはやといふ所に、いかめしき城をこしらへて、えもいはず武きものども、多く籠りゐたり。さて大塔の宮の令旨とて、國々の兵をかたらひければ、世にうらみあるものなど、こゝかしこに、かくろへばみてをるかぎりは、聚りつどひけり。宮は熊野にもおはしましけるが、大峯をつたひて、しのびく、吉野にも、高野にもおはしましかよひつ。さりぬべきくまぐには、よく紛れものし給ひて、武き御ありさまをのみ顯し給へば、

法親王一本み
やに作れり
補木一本補と
改めつ一本に
一めぐらすべし
る一本あり
かたひけられ
ひ一本あり
りよればと
をるかぎり
本をきかぎり
とあり一本に
て改めつ一本
に補ひし一本
に補ひし一本

御堂印一本に
基に改めつ一
本に改めつ一
作れり一本に
御墓に

いとかしこき大將軍にいますべしとて、附き随ひきこゆるもの、いと多くなり行きければ六波羅にも、あづまにも、いと安からぬ事と、もてさわぎて、猶かの千はやをせめくづすべしといへば、つはものなどのぼりかさなると聞ゆ。正成は、聖徳太子の御堂の前を、軍のそのにして、いてあひかけひき、寄せつ返しつ、潮のみちひく如くにて、年はたゞくれに暮ればてぬれば、春になりて、事どもあるべしなどいひしろふも、いとむづかしう、心ゆるびなき世のありさまなり。

○世を傾けむ謀。天下を傾けて、即、北條氏を滅して、再び後醍醐帝の御世にかへし奉らむ謀を、めぐらすべしとなり。○金剛山ちはや。河内國石川郡の東南に聳えたる山にして、その半腹に、千早の故城趾あり。河内志に「千早城、千早村、四面深谷、東高百丈、西七十五丈、南八十丈、北三十丈、東南一隅纒可攀躋、元弘中、楠正成據此」とありて、梅松論に、「元弘二年、楠正成叡慮を受て、金剛山に城郭を構て、錦の御旗を上しかば云々」と見えたり。○さて大塔宮の令旨とて云々。諸國に、護良親王の令旨を下して、兵を召したりとなり。○令旨。東宮、女院、親王の仰せごとをいへるよし、名目抄、有職問答等に見えたり。○世にうらみあるもの。北條氏の政事に、恨を抱きをる者なり。○かくろへばみてをるかぎり。匿れてゐるやうなるたぐひは、あるかぎり残りなくとなり。かくろへは、かくれを延べたるなり。ばみたるは、その如くなるやうすをいふ。赤きやうなる色を、赤ばめるといふ類なり。○宮は熊野にもおはしましけるが云々。梅松論に、「大塔宮御還俗有て、兵部卿親王護良とぞ申ける。去年、君笠置へ入せ給ひし時は、大和國半西に御座の由聞えしかども、御在所分明ならざりしが、多武峰吉野法師を相話し給ひて、會稽の恥を雪がるべき旨、様々聞えしかば、畿内静ならず云々」とあり。又太平記、大

塔宮熊野落の條に委しく見えたりと、事長ければ擧げず。本書につきて参看すべし。○さりぬべきくまぐには云々 然るべき匿れ所を求め給ひては、遁れおはしましたりとなり。くまとは、暗がりて陰になれる所をいふ。○武吉御ありさまをのみ云々 護良親王、そこへに出没し給ひて、逆徒をうちなびけ給へる事をいふ。こも太平記に見えたり。○つはものなど云々 のぼりかさなるは、關東より、重ねく、武士ども都の方に上るをいふ。梅松論に、「去年笠置へ向ひし東土等、重て上洛して吉野金剛山へ向ふ云々」と見えたり。○聖徳太子の御堂 即、太子の舊蹟なる、天王寺をさしていへるなり。一本に御墓とあれど、陵墓一覽に、「河内國南河内郡磯村大字太子」とありて、當時の戰場にあらず、そは太平記に合せて知るべし。○軍のその 戰場の意なり。さて、正成、天王寺に出張して、隅田高橋の勢を敗り、宇都宮公綱の鋒を避け、その退くに及びて、再び兵を出し、近國をなづけて、その勢益強大なりし事、太平記、補出張天王寺の段に詳なり。○いであひかけひき 敵軍に出て逢ひ、或は驅けて進み、或は引きて退きたりとなり。○寄せつかへしつ云々 海潮の満ちては岸に寄せ、干ては遠く沖にかへるが如く、神出鬼没の進退を形容せるなり。○春になりて云々 明春、即、元弘三年(正慶二年也)をまちて、更に合戦の事どもあるべしとの意なり。○むづかしう 厭はしく氣味わるき意なり。○心のるびなき 油断ならぬの意。用心をさく、おこたりなきをいふ。

さても日野大納言俊光といひしは、文保の頃、始めて大納言になりしを、いみじき事に、時の人いひさわぐめりしに、その子、この頃、院の執權にて、資名といふ、また大納言になりぬ。めてたくたびをさへ重ねぬる、いとみじかめり。前の御代にも、定房一品して、宣房大納言になされなどせしをば、かうざまにぞ、人思ひいふめりし。内には、女御もいまだ

執權の上の補ひ一本にて藤宣房印本に藤にて改めつ

候ひ給はぬに、西園寺の故内大臣殿の姫君、廣義門院の御傍に、今御方とかや聞えて、かしづかれ給ふを、まゐらせ奉り給へば、これや后がねと、世、人も、まだきに、めてたく思へれど、いかなるにか、御おぼえいとあざやかならぬぞ口をしき。三條、前、大納言公秀の女、三條とてさぶらはる、御腹にぞ、宮々あまたいでものし給ひぬる、つひのまうけの君にてこそおはしますめれ。

○文保の頃云々 いみじき事には、甚しき榮進なる事となり。公卿補任に、「權大納言正二位藤俊光、文保元年六月廿一日任」とあり。○院の執權 院中の萬事を管理するものなり。名目抄院中の條に、「執權、公卿院司補之、近代事也」また、職原抄に、「昇大納言、多執院中權、振威勢、頗有鷹揚之恩、歟」と見えて、威權あるものなり。○資名 公卿補任に、「前權中納言正二位藤資名、按察使、元弘二年十月十六日任權大納言」とあり。○定房一品して 元徳二年正月十一日にて、村時雨の卷(五八六)にあり。○宣房大納言になされ 正中二年十二月十三日にて、春の別の卷(五五八)に見えたり。○かうざまにぞ云々 定房宣房等の昇進せる時も、かの俊光、および、今の資名の昇進を、いみじき事にいひさわける如く、不次の恩遇なりと、世の人は思ひて、とかく言ひ騒ぎし様子なりとなり。○これや后がね この今御方こそ、つひに后にも立ち給ふべきものと、今よりかねて、世の人も、めてたく事に思ひたるたれどとなり。○后がね やがて后となるべき方と、前方より儲けてあるをいふ。帝がね、儲の君がね、掣がねなどいふ、皆同じ意なり。○御おぼえ云々 御寵愛の、甚厚からぬをいふ。○あざやかならず きはだちて、御寵愛ありとも見えぬよしなり。○三條とて云々 後に、陽祿門院ときこゆる御方なり。○宮々あまた云々 皇胤紹運錄に據るに、陽祿門院の所生は、興仁親王、彌仁親王、及び皇女一人ましくして、興仁親王と申す

は、即、北朝崇光院なり。彌仁親王は、北朝後光嚴院にませど、曆應元年降誕にて、この書の終なる元弘三年よりは後の事なり。○つひのまうけの君云々、この三條の御方の御腹に生れさせ給へる御子こそ、つひには、儲の君にそなはり、天位をもつがせ給ふべき事なれとの意なり。これ、興仁親王をさし奉れるなるべし。○まうけの君、儲君にて、皇太子をいふ。

第二十月草の花

かの島には、春來ても、猶、浦風さえて、浪あらく、渚の氷もとけがたき世のけしきにいとどおぼしむすばる、事つきせず、かすかに心ほそき御すまひに、年さへ隔りぬるよと、あさましくおぼさる。候ふ人々も、しばしこそあれ、いみじくくむじにたり。今年は正慶二年といふ。閏二月あり、後のきさらぎのはじめつかたより、とりわきて、密教の祕法を試みさせ給へば、夜も大殿おほほとのごもらぬ日數へて、さすがに、いたうこうじ給ひにけり。

○月草の花、この巻末に、すみぞめの色をかへつ月草のうつればかはる花のころもにとある歌によりて、隠號とせり。元弘三年、後醍醐帝、隠岐をのがれさせ給ひて、京師に遷幸までの事をしるせり。○かの島、隠岐の島にて、即、後醍醐帝の御上をさし奉れり。○春來ても、元弘三年(即、正慶二年)なり。○渚の氷もとけがたき世云々、氷の解けぬに、心もうちとけぬ世の意をかけて、さておぼしむすばるといひ下せり。思しむすばるとは、思の悵鬱として、はれやかならぬをいふ。○年さへ隔りぬるよ、世にへだたりて、よそにさる、よしをそへて、年をさへも隔て隔えたる事よとなり。○候ふ人々も云々、かゝる遠所のわびしき住ひに、御供仕うまつり來て、候へる侍臣侍女ども、暫時の間こそは、からき事をものびて、まめやかに仕うまつれど、年を隔て、永くなりぬれば、自然に、心も撓みて、甚、屈託するやうになりたりとなり。○後のきさらぎ、即、閏二月なり。○とりわきて云々、後醍醐帝御みづから、眞言祕密の大修法を、晝夜となく、勤め行はせ給ひて、御恢復を祈念せさせ

給ふによりてとなり。○密教 眞言宗をいふこと、既に新島守の巻(七五)顯密とある條に註せり。○大殿も
らぬ云々 御寢ならぬ目數も、あまたつもりて、御一心には思召せど、さすがに、痛く疲れ困じ給ひたりとなり。
○こうじ 困じの音便にて、疲勞せる意なり。

心ならずまどろませ給へる曉方、夢うつ、ともわかぬ程に、後宇多院、ありしながらの御
面かけ、さやかに見え給ひて、聞えしらせ給ふことおほかりけり。うちおどろきて、夢な
りけりとおぼすほど、いはむ方なく名殘かなし。御涙もせきあへず、「さめざらましを」と
おぼすも、かひなし。源氏の大将、須磨の浦にて、父御門見奉りけむ夢の心ちし給ふも、い
とあはれにたのもしう、いよ／＼御心づよさまさりて、かのしほちが御むかへのやうなる
釣舟も、たよりいできなむやと、待たる、心ちし給ふに、大塔の宮よりも、あま人のたより
につけて、聞え給ふ事絶えず。

○心ならず云々 眠り給ふともなく、思はず睡らせ給へるあけ方にとなり。○夢うつ、ともわかぬ程に 後宇多
院の御面影の見え給へるが、現ともなく、又夢ともなくて、まぼろしにあらはれ給へるをいふ。○ありしながらの
御面影云々 後宇多院の、この世におはしまし、ま、の御面影、明らかに見え給ひてとなり。○聞えしらせ給ふ
こと云々 後醍醐帝に、御行末の事など、告げ教へ給ふ事もありきとなり。○さめざらましを 古今集小野小町
の歌に、「思ひつ、ぬればや人の見えつらむ夢としりせばさめざらまし」とある意なり。○源氏の大将云々 源
氏物語明石の巻に、「心にもあらすうちまどろみ給ふ、かたじけなきおまし所なれば、たゞよりの給へるに、故院、

曉方の下一本
にの字ありわ
本のぼすとあ
りわのすにあ
源の下も字一
本にて補ひつ
父御門云々一
本御父御門を
見奉り給ひけ
むとあり

たゞおはしまし、さまながら、たち給ひて、なかくあやしき所には物するぞとて、御手をとりてひきたて給ふ、
住吉の神のみちびき給ふま、に、はや船出してこの浦をさりねとのたまはす。いとうれしくて、かしこき御か
けに別れ奉りにしこなた、さま／＼かなしきことのみ多く侍れば、今はこの渚に身を捨て侍りなましと、聞
え給へば、いとあるまじき事、これはたゞいさ、かなるもの、報いなり、われは位に在りし時、あやまつ事なか
りしかど、おのづから犯しありければ、その罪を終ふる程、いとまなくて、この世をかへり見ざりつれど、いみ
じきうれへに沈むを見るに堪へがたくて、海に入り渚に上り、痛くこうじにたれど、かゝるついでに、内裏に
奏すべき事あるによりてなむ、いそぎ上りぬるとて、立ちさり給ひぬ。あかす悲しく、御ともに参りなむと、泣
き入り給ひて、見あげ給へれば、人もなくて、月の顔のみきら／＼として、夢ごこちもせず云々、我かくかなし
みをきはめ、命つきなむとしつるを、たすけにかけり給へると、あはれにおぼすに、よくぞかゝるさわざもあり
けると、名残たのもしう、うれしとおぼえ給ふ事かぎりなし」と見えたり。○いよ／＼御心づよさまさりて た
のもしき御告を聞かせ給ひたるによりて、ます／＼御還京の御志をも遂げえ給ふべき事と信じて、心づよきこ
ともまさり給へりとなり。○かのしほちが御むかへ云々 こもかの物語の、上に引ける文の次に、「さらに御め
もあはで、曉がたになりけり。渚に小さやかなる舟よせて、人三三人ばかり、このたびの御やどりをさしてゆ
く。何人ならむといへば、明石浦より、前の守しほちの、御舟よそひてまるれるなりけり云々、しらぬ世界に、
珍らしきうれへの限り見つれど、都の方よりとて、こと、ひおこする人もなし、たゞ行方なき空の月日の光ばか
りを、故郷の友とながめ侍るに、うれしき釣舟をなむ、かの浦に、しづやかに、かくろふべきくま侍りなむやとの
たまふ、かぎりなくよろこびかしこまり申す、ともあれかくもあれ、夜のあけはてぬさきに、御舟に奉れとて、例
のしたしきかぎり、四五人ばかりして奉りぬ、云々」と見えて、やがて歸京の途にのぼり給へることを記せり。○

しばら 新發意にて、法華經、維摩經等に、新發意菩薩とありて、發意は、無上菩薩を求むる意を發する義なり。その新に發意入道したるを、新發意といふ。○大塔の宮よりも云々 宮、熊野より、吉野にゆきかよひまして、國々の形勢、さてはそこ、に、義兵をあつめて、御恢復を謀り給ふよしなど、ひそかに御消息きこえ奉る事たえずとなり。

都にも一本に

思ふ心印本思
本にて改めつ

折しも印本折
に補ひつ

こゝにての下
ぞ字印本に
つし一本に

都にも、猶世の中しづまりかねたるさまに聞ゆれば、よろづにおぼしなぐさめて、關守のうち寝るひまをのみうかゞひ給ふに、しかるべき時のいたれるにや、御垣守にさぶらふつはものども、御氣色をほの心えて、靡きつかうまつらむと思ふ心つきにければ、さるべきかぎりかたらひ合せて、おなじ月の廿四日のあけぼのに、いみじくたばかりて、かくろへゐて奉る。いとあやしげなるあまの釣舟のさまに見せて、夜ふかき空の暗きまざれにおしひだす。折しも、霧いみじうふりて、ゆくさきも見えず。いかさまならむとあやふけれど、御心をしづめて念じ給ふに、思ふかたの風さへ吹きすゝみて、その日の申の時に、出雲の國につかせ給ひぬ。こゝにてぞ、人々心ちしづめける。

○都にも云々 都のかたにも、楠木、赤松の軍つよく、六波羅の手にあまりて、靜かならぬよしを、後醍醐帝の問しめすにつけて、いつしか世のくつがへらむことを、たのしみ思し給へるよしなり。○關守のうちぬるひまを云々 御門、この機に乗じて、この島を通して出で給はむと思しめし、警固の武士の油断をうかがはせ給ふよしなり。こゝは伊勢物語に、「人しれぬわが通路の關守はよひく、ことにうちもねな、む」とある歌によりてかけるなり。

關守とは、關を守る番人にて、こゝにては警固の武士をいへり。○しかるべき時の云々 日月未だ地におちず、天運循環して、その時節判來せるにやあらむとの意なり。○御垣守 禁中の御垣を守るものにて、衛士をいふなるを、これも、やがて警固の武士をさせり。○御氣色をほの心えて云々 御門の、密に、この處をのがれ出で給はむとする御様子を、ほのかに悟りて、御門に靡き仕うまつりて、御心のまゝに遁し奉らむと思ふ心の付きて、をさく、その用意をし、同心のものとし合せてとなり。太平記には、富士名義綱といへる武士、みかどを奪ひたてまつらむと謀りしよしに記せり。○いみじうたばかりて たくみに計略をめぐらしてとなり。○かくろへるて 他の警固の武士にしられぬやうに、御門を匿して、落べにゐて出で奉れりとなり。○いとあやしげなる云 御船を、賤しき海士の釣舟の如くに仕立て、人にあやしめられぬやうにすとなり。○夜ふかき空 夜深くして、まだ明けはなれぬ空をいふ。○おしひだす 御船を沖へにこぎ出すをいふ。○いかさまならむと云々 小船をもて、行くさき見えぬ大海原に、こぎいで給へるによりて、いかなる事にならむかと、おぼつかなく、危く思召せどとなり。○念じ給ふ 危ふさを、こらへたまふとなり。○思ふかたの風 思ふ方にむけてふく風にて、即、追手の風なり。○申の時 午後四時頃なり。○出雲の國に云々 續史愚抄に、「正慶二年二月廿四日戊子、今曉先帝竊出御隱岐御所(國分寺)即召小船著御出雲、前左少將忠顯供奉云々、廿五日、先帝遷御伯耆國稻津浦、土民源長年(名和)者奉守護云々」とあり。猶そのさまは太平記に詳なり。

おなじ廿五日、伯耆國稻津浦といふ所へうつらせ給へり。この國に、奈和の又太郎長年といひて、あやしき民なれど、いとまうに富めるが、類ひろく、心もさかしく、むねくしきものあり。かれがもとへ宣旨を遣し給ひたるに、いとかたじけなしと思ひて、とりあ

奈和印本に那
波とあり

遣し給ひたる
印本に給ひたる

へず、五百餘騎の勢にて、御迎にまゐれり。又の日、賀茂の社といふ所に、たち入らせ給ふ。都の御社思しいてられて、いとたのもし。それより、船上寺といふ所へおはしませせて、九重の宮になすらふ。これよりぞ、國々のつはものどもに、御敵を亡すべきよしの宣旨遣はしける。比叡の山へものぼせられけり。

字なし一本に
て補ひつ一本
に九重の宮一本
とありの宮一本
これより下
はしけるを遺
にはさしと一本
あり

○稻津浦 伯耆國八橋郡の海濱なるべし。梅松論には、「伯耆國奈和庄野津郷」と見え、太平記には、名和湊とあり。元弘日記裏書に、「同月廿四日、主上出御隱岐、同日遷座伯耆國稻津浦、同廿六日遷船上山」とあり。○奈和の又太郎長年 奈波系圖によると、村上源氏、六條右大臣顯房の後、但馬前司行盛の子にて、本名を長高といひしが、後醍醐帝の勅によりて、長年と改めたり。○いとまうに云々 甚だ勢さかんに、富豪なるが、その一族も廣くして、心もかしこく、國の内に重だちたるものなりとなり。○まうに 猛の字音にて、勢のさかんなるよしなり。○むねくしき 宗とあるらしき意にて、重だてるをいふ。○かれがもと 卽、長年がもととなり。さて長年、むけの民にて、宣旨をかうぶれるを、辱き事に思ひてとなり。長年をめし給ふよし、詳に、太平記にあり。事長ければもらしつ。○賀茂の社 今、西伯郡賀茂郷梶村に在り。○都の御社 京都愛宕郡なる賀茂下上の社をいふ。○船上寺 船上山は東伯郡にあり。下に引ける續史愚抄に、船上山大山寺とありて、大山寺は、大山にあれば、違へるが如くなれども、殊に、太平記に、大山の僧徒、相率るて御方にまゐるよし見ゆれば、蓋し山中にある大山寺の末寺智積寺をさせるものならんか。○これよりぞ云々 續史愚抄に、「廿六日庚寅、先帝幸船上山大山寺、(在伯耆)爲御所、徵諸國軍勢云、廿九日癸巳、隱岐守護武士源清高(佐々木)逐先帝幸路、犯船上山、源長年拒破之、出雲守護高貞(鹽治)率兵加船上行宮、此外山陰山陽兵士、日々參集、因先帝賜鎌倉追討宣旨」とあり。

○比叡の山へも云々 延暦寺の衆徒にも、宣旨をたまひて、御方につけさせ給へりとなり。

かくて隱岐には、出でさせ給ひにし晝つ方より、さわぎあひて、隱岐の前の守追ひて参るよし聞ゆれば、いとむつづくおぼされつれど、こゝにもその心して、いみじう戦ひければ、引き返しにけり。京にもあづまにも、驚きさわぐさま思ひやるべし。正成が城のかこみに、そこらの武士ども、かしこにつどひをるに、かゝる事さへそひにたれば、いよく、東よりも上りつどふめり。

○かくて隱岐には云々 隱岐の守護佐々木清高、御門の通れ給ひしを、翌日の晝ごろに至りて悟り、さわぎたちて、追ひ奉りたりとなり。前に引ける續史愚抄の趣これに同じ。但し、太平記、梅松論等には、御船ながら追ひつかれ給へるを、辛くたばかりて、通れ給ひしよしに記せり。委しくは、本書に就きて見るべし。○むくつづくむさくるしく、恐しく、厭はしき意なり。○こゝにも云々 船上山の行宮にても、名和長年等、かねて期したる事なれば、討手を引受けん覺悟したれば、よせ手を待ち戦ひて、追ひかへせりとなり。引返しにけるは、かの清高の軍勢どもの、退きたるよしなり。さて梅松論に、「主上には、舟上臨幸の翌日、佐々木清高三百餘騎にて押寄たりけるに、長年が親類、身命を捨て、終日攻戦ふ間、寄手の軍勢數輩討捕られ、劍を被る者多かりければ、引退畢」とあり。○京にも云々 京都なる、新帝、兩六波羅をはじめ、關東にても、先帝の隱岐を遁れ出で給ひ、長年奉じて船上山におはしませ、近國の武士あまたまゐるよしをき、て、驚きさわぐ事ならんとなり。○正成が城のかこみに云々 太平記に、「千劍破城の寄手は、前の勢八十萬騎に、又赤坂の勢、吉野の勢馳加りて、百萬騎に餘りければ、城の四方二三里が間は、見物相撲の場の如く、打圍て尺寸の地を餘さず充滿たり」とあり。○か

かる事さへ云々 先帝の通れいで給ひて、伯耆に義兵起りしことをいふ。○いよく東よりも云々 太平記に、「先朝、船上に御座有て、討手を差上せられ、京都を攻らる、由、六波羅の早馬頼に打て、事既に難儀に及ぶ由、關東に聞えければ、相模入道大に駭て、さらば重て大勢を指上せて、半は京都を警固し、宗徒は船上を攻むべしと評定有て、名越尾張守を大將として、外様の大名二十人を催さる」と見えたり。

やよひにもなりぬ。十日あまりのほど、俄に世の中いみじうの、しる。何ぞと聞けば、「播磨の國より、赤松ながし入道圓心とかやいふもの、先帝の勅に従ひて攻めくるなり」とて、都の中あわてまどふ。例の六波羅へ行幸なり、兩院も御幸とて上下たちさわぐ。馬車走りちがひ、武士どものうちこみの、しりたるさま、いとおそろし。

○十日あまりのほど 十日過ぎの頃にとなり。續史愚抄に、「三月十二日乙巳、則村入道(圓心赤松)逐六波羅敗軍、襲入于京師」とあり。○播磨國より云々 太平記、三月十二日赤松合戦の條に、「三月十二日申刻許に、從、赤井、山崎、西岡邊三十餘ヶ所に火を懸けたり。こは何事ぞと問ふに、西國の勢既に三方より寄たりとて、京中上を下へ返して騒動す」と見えたり。○赤松ながし入道圓心 系圖によると、村上源氏にて、中納言雅兼卿の子定房朝臣の後にて、赤松則茂の子なり。法名を月潭圓心と號せり。○例の六波羅へ云々 續史愚抄に、「酉刻、主上、院、新院御同車、但鳳輦(垂帷)在御車前、擬行幸體、遷幸六波羅(北方越後守仲時館也)公卿日野大納言(資名)、同中納言(資明卿)二人、堀川大納言(具親)已下上達部三四人、自路次參會、及殿上人、武士等供奉、内侍所同渡御、自今日暫可爲假皇居者」とあり。○うちこみの、しり 混雜しさわぐさまをいふ。

されど、六波羅の軍つよくて、その夜は、かのものども引き返しぬとて、少ししづまれるや

行幸の下なり
幸ある本あり
字ある本あり
さま一本あり
さまとあり

とのみ云々上
達部までなき
本あり
院よりのおほ
せとて一本に
ふ院よりのたま
ふとてとあり

うなれど、かやうにいひ立ちぬれば、猶心ゆるびなきにや、そのまゝ、院も御門もおはしませば、春宮もはなれ給へる、よろしからぬ事とて、廿六日六波羅へ行啓なる。内の大臣御車にまわり給ふ。傳は久我の右の大臣にいますれど、大かたの儀式ばかりにて、よろづ、この内大臣、御後見つかまつり給へば、いまだきびはなる御程を、うしろめたがりて、とのゐにも、やがて候ひ給ふ。御修法のために、法親王たちも候はせ給へり。こゝもかしこも軍とのみ聞えて、日數ふるに、院よりのおほせとて、上達部殿上人までも、ほどく、に隨ひてつはものを召せば、弓ひく道もおぼくしき若侍などをさへぞ奉りける。げにひちも折りぬべき世の中なり。かやうにいひしろふ程に、三月もくれぬ。

○されど云々 續史愚抄に、「十三日丙午、昨今京軍討破圓心勢」とあり。戦のさまは、例の太平記に詳なり。○かのものども 即、赤松圓心の勢どもをいふ。○かやうに云々 かく合戦などいひたて、世の中さわぎぬれば、一旦は鎮りぬとも、猶用意おこたりがたく、油断のならぬにやあらんとなり。○春宮も云々 かく主上も院も六波羅におはしますに、東宮のみはなれて別におはしますは、わろき事なればとて、又六波羅へ行啓なし奉りたりとなり。○傳 東宮の傳なり。老のなみの卷(三九一)に註せり。○大かたの儀式ばかりにて およそ傳の職、よろづ春宮の御後見をつかうまつるべき事なるに、この久我右大臣は、傳といふ名のみなれば、大かたは、たゞ儀式に備はれるばかりにて、常に御うしろ見もし給はず、もはら内大臣通顯のみ、後見せられたりとなり。こは通顯は春宮の大夫にて、その妹は、東宮康仁親王の御父なる先坊邦良親王の妃たりし縁によりて、後見せしにや。○いまだきびはなる御程を云々 春宮の稚くおはしますを、人にまかせ奉り、又はひとりおはしますせむ

がおぼつかなく、心安からず思ひて、通顯、常に御傍に侍りて、夜の宿直にも、そのまゝ、みづから候せられたりとなり。○御修法のために云々 兵革鎮定の御いのりの修法などせさせ給はむ爲に、法親王たちをも、六波羅に召し候せしめ給へりとなり。○院よりのおほせ 院宣を下し給ひての意。○ほどくにしたがひて云々 その身分の品々によりて、それなく、多少の兵士をたてまつるべきよしを、命ぜられたればとなり。○弓ひく道も云々 弓をひく術もおぼつかなく、まして物の役にはたがたき若侍などをさへ奉りて、それにて責をふさぎたりとなり。○ひぢも折りぬべき 折臂翁の故事にて、白氏長慶集新樂府に、新豐折臂翁。新豐老翁八十八、頭鬢眉鬚皆似雪、玄孫扶向店前行、左臂憑肩右臂折、問翁臂折來幾年、兼問致折何因緣、翁云貫屬新豐縣、生逢聖代無征戰、慣聽梨園歌管聲、不識旗槍與弓箭、無何天寶大徵兵、戶有三丁點一丁、點得驅將何處去、五月萬里雲南行、聞道雲南有瀘水、椒花落時瘴烟起、大軍徒涉水如湯、未過十人二三死、村南村北哭聲哀、兒別爺娘夫別妻、皆云前後征蠻者、千萬人行無一廻、是時翁年二十四、兵部牒中有名字、深夜不敢使人知、偷將大石鑄折臂、張弓簸旗俱不堪、從茲始免征雲南、骨碎筋傷非不苦、且圖揀退歸鄉土、此臂折來六十年、一肢雖廢一身全、至今風雨陰寒夜、直到天明痛不眠、痛不眠終不悔、且喜老身今獨在、不然當時瀘水頭、身死魂飛骨不收、應作雲南望鄉鬼、萬人塚上哭啾々、云々とあり。邊功を諷し、黠武を戒めたる詩なり。こゝもその意にて、衆人の微發にたへざるよしをいへるなり。

卯月十日あまり、又あづまよりもの、ふ多くのぼる中に、をとどし笠置へもむかひたりし、足利の治部、大輔源高氏のぼれり。院足利氏にもたのもしくきこしめして、かの伯耆の船上へむかふべきよし、院宣たまはせけり。東あづまを立ちし時も、うしろめたく一心まごころあるまじきよ

あまりの字あり
本にの字あり
笠置への字あり
字一本にて補
足利の三本印
て本なしつ本に

一のぼれりとあ
り本けりとあ
おろかならぬ
云々一か本お
かみならぬ本
ふみおきと
あり又おき
の二のあお
見ゆるのの
印本に補ひ
本に補ひつ

し、おろかならずちかごとぶみを書きてけれども、そこの心やいかゞあらむ、とかく聞ゆるすぢもありけり。この高氏は、いにしへの頼義朝臣の名残なりければ、もとのねざしは、やむことなき武士なれど、承久よりこのかた、頭さしいだす源氏もなくて、うづもれすぐしなから、類たぐひひろく、勢いきほひ四方にみちて、國々に心よせのもの多ければ、かやうに國の危きをりをえて、思ひたつ道もやあらむなど、したにさゞめくもするくぞ見えし。伯耆國へむかふべしといひなして、まづ西山大原わたりに一とまりして、五月七日、ほのくくと明るるほどより、大宮の木戸どもをおしひらきて、二條より下、七條の大路を東ひがしさまに、七手に分れて、旗をさしつゞけて、六波羅をさして、雲霞の如くたなびき入るに、更におもてをむかふるものなし。この治部の大輔、はやうより、先帝先帝の勅を承りてければ、さかさまに都を亡さむとするなりけり。

○四月十日あまり云々 續史愚抄に、「四月十六日己卯、自鎌倉爲援兵、送尾張守高家(名越)、前治部大輔高氏(足利)等于京師、即賜可發向伯耆之院宣于高氏」とあり。○をとどし笠置へも云々 元弘元年笠置合戦の事、おら時雨の卷(六一四)にあり。さて梅松論に、「當將軍高氏、重て討手として御上洛あり、御人洛は四月下旬なり。元弘元年にも、笠置城對治の一方の大將として、御發向ありしなり」と見えたり。○治部大輔源高氏 入道讃岐守從五位貞貞の子なり。後に、後醍醐帝の御名の一字を賜はりて、尊氏と改む。公卿補任に、「元應元年十月十日從五位下、同日治部大輔、同二年九月五日去大輔、正慶元年(元弘二年)六月八日從五位上」とあり。○伯耆の船

清和天皇
貞純親王
經基王
滿仲
賴信
賴義
義家
義國
義重
義康

上へ云々 先帝のおはします船上の御所を攻むべきよしの院宣を賜はりしなり。上に引ける續史愚抄参看すべし。○東を立ちし時も云々 高氏關東發向の時も、うしろ暗く、二心なき旨を切に誓ひて、起請文をした、め、北條高時におくりて上洛ありたれども、これ一時の權謀にて、その心底は、いかにもはかられず、先帝の御方に参り、六波羅を攻めおとさむする心ならん、などいふ風聞もありたりとなり。高氏出立の時、長崎園喜、高時にす、めて、高氏の誓書をめし、その妻子を人質として鎌倉に留め置きしこと、太平記に見えたり。○この高氏は云々 上欄の系圖を見合すべし。○もとのねざしは云々 そのもとの先祖は、歴々たる武將なれどとなり。○承久よりこのかた云々 仲恭天皇承久元年、將軍實朝殺されし後は、北條氏、藤原賴經父子、及び皇族を奉じて將軍となし、威勢益盛なりしかば、源氏の人々は、皆その下風にたち、世にあらはれずして、年久しく過し來つれどとの意。○ひろく云々 世にはあらはれぬながらも、その一類は、仁木、細川、畠山、吉良、桃井、今川、一色、澁川、斯波の諸家にわかれて、諸國四方に充滿し、つねに心をよせ、思ひを通じて、その棟梁に戴かんとするもの多くあればとなり。○かやうに云々 世亂れ、國危き時に乘じ、風雲に際會して、家名を再興せんと、思ひたちたる事のあるならむかと、あらはにこそいはね、人々心のうちに思ひつ、耳語しあひたるも、いちじるかりきとなり。○したにさゝめく したには、心の中の意、表面だちてはいはずして、密々に語りあふとなり。○伯耆國へ云々 高氏、伯耆の船上をさして出軍すべしと聲言して、京を出でてとなり。○西山大原あたり京の西北、葛野郡のうちにて、丹波路より伯耆に赴かむとて、そこまで出でしなり。○大宮の木戸 一條の北邊大宮通の町はづれに構へし木戸なり。○たなびき入る 數多の軍兵、雲霞のたなびけるが如くに、打ちつれて入るとなり。○おもてをむかふ云々 高氏の軍に、面を向けて、拒ぎ戦はむとする者もなしとなり。○はやうより云々 以前より後醍醐帝の勅を蒙りて、御方に心を寄せ居たる故にとなり。この事、梅松論に、「將軍、既に君に

あきれ給へり
一本給へるば
りかりなりとあ

憑まれ奉り給ひて、近日洛中へ攻入給ふ由、金剛山へ聞えければ、諸人駭き騒ぐ事斜ならず」とあり。○さかさまに云々 戈を逆にして、反りて京都を攻めむとて、かく西山より引きかへし、亂れ入りたるなりとの意なり。さてこの條の事、續史愚抄に、「四月廿七日庚寅、於久我繩手有合戰、官軍無利、大將尾張守高家(名越)死之、前治部大輔高氏(足利)搦手將云)聞此事、於丹波、忽反歸順于先帝、五月七日己亥、今晚前左少將忠顯、及前治部大輔高氏等、率諸國軍數千騎、焚八幡、山崎、宇治、竹田、深草等人家、攻入京師、六波羅勢數刻防戰」とあり。

関つくとかやいふ聲は、雷の落ちかゝるやうに、地の底もひゞき、梵天の宮の中も聞き驚き給ふらむと思ふばかり、とよみあひたるさま、來しかたゆくさきくれて、物覺ゆる人もなし。御門、春宮、院のうへ、宮たちなど、ましてひとりさかしきもおはしませず。絲竹のしらべをのみ聞し召しならひたる御心どもに、珍らかにうとましかれば、たゞあきれ給へり。武士どもなかばをわけて、金剛山へむかひたれば、さならぬのこり、都にあるかざりは戦をなす。今をかざりの軍なれば、手を盡してのゝしる程、まねびやらむ方なし。雨のあしよりもしげく走りちがふ矢にあたりて、目の前に死をうくるもの、數をしらず。一日一夜いりもみとよみあかすに、兩六波羅にも残る手なく防ぎつれど、遂に陣の内やぶられて、今はかくと見えたり。

○関つくる 関の字、句會に、「關聲也」とありて、又、鯨波とも書けり。○梵天の宮の中 こゝは、天にも轟くよしを、かくいへるのみなり。さて梵天の宮とは、三十三天の中宮をいへるにて、即、帝釋の居處也。猶、烟の

末々の巻、善見天の殊妙の莊嚴、(二〇七)及び、つけの小櫛の巻、帝釋の宮殿とある條(四五六)を、見合せて知るべし。○とよみあひたる 兩軍のときをつくりて相闘ひ、ひきあひたるさまをいふ。○來しかたのくさきくれて 前後のけぢめもわかず、あやめもしらず、不覺になれるさまなり。○ましてひとり云々 御門をはじめ奉り、やむことなき程の人々は、別して、かゝる際にのぞみて、たゞあきれ給ふ外の事なくして、一人として、心さかしく、物をおぼえて、とせんかくせん分別あるものはなしとなり。○絲竹のしらべをのみ云々 常にきこしめしなれたるものは、絲竹管絃の調のみなれば、雷の如き鬨の聲などは、何事にかと、めづらしく、且はいとはしきさまなれば、たゞ茫然と、あきる、より外の事なしとなり。○武士どもなかばを云々 洛中守護の武士どもは、多くは、楠木正成が金剛山の討手として、そのかたにむかひたれば、残りて洛中にあるかぎりを集めて、忠顯高氏圓心等が勢を防がせたりとなり。○さならぬのこり 金剛山へは向はずして、京師に残り居る兵だけの意。○今をかぎりの云々 今日合戦、敵味方の安否のわかる、きはなればとなり。○手を盡して云々 手段をつくし秘術をきはめて、騒ぎあひ戦ふほどのさまはとなり。○まねびやらん方なし たとふるに物なく、眞似もせられずとなり。○雨のあしよりも云々 兩軍の射かはし、飛びかふ矢は、雨のふるよりも繁ければ、互にあたりて死ぬるもの、その數いくばくといふことをしらす、おびたゞしきさまなりとの意なり。さてこの條のさまは、太平記に、さる程に、六波羅には、六萬餘騎を、三手に分て、一手をば、神祇官の前に控へさせて、足利殿を防せらる、一手をば、東寺へ差向て、赤松を防せらる、一手をば伏見の上へ向て、千種殿の寄らる、竹田伏見を支らる。巳刻の始より、大手搦手同時に軍始りて、馬烟南北に靡き、鬨聲天地を響す、内野へは陶山と河野とに、宗徒の勇士、二萬餘騎を副てむけられたれば、官軍も左右なく懸入らず、敵も懸出ず、互に支へて、只矢軍に時をぞ移しける」と見えたり。○いりもみ云々 入り亂れて揉みあひく、馬蹄劍戟の音、叫喚鬨争の響、喧しくとゞる

きて夜を明せりとなり。即、七日より、八日の曉かけて、兩軍互に打ちこみ、合戦ありしよしなり。○兩六波羅云々 南方左近將監時益、北方越後守仲時をいふ。さて梅松論に、未時許に、大宮の戦破れて、六波羅勢退く。御方の下の手は、作路竹田より攻入けるが、九條邊に數箇所に見えて、方々の寄手洛中へ亂入ければ、六波羅勢は、城廓に引籠りける。其中に、家を思ひ名を惜む勇士どもは、かけ出て戦し程に、七日は暮しけり」とあり。○陣の内 六波羅の構の内をいふ。○今はかくと見えたり 既に敗軍に及び、六波羅も、やがて落ち滅びなんと見えたりとなり。

日頃さぶらひ籠り給へる上達部 殿上人なども、今日と思ひまうけたらむだに、君のおはしまさむかぎりは、いかてまかしても散らむ。まして、かねてより、かくかまへけるをもしなしめさて、昨日かどよ、當代の宣旨をたまはりしもの、かくうらがへりぬれば、誰かおもひよらむ。すべて上下となく、ひとつに立ちこみて、あわて惑ひたり。日ぐらし、八幡、山崎、竹田、宇治、勢多、深草、法性寺など、もえあがる煙ども、四方の空にみちくして、日のひかりも見えず、墨をすりたるやうにて暮れぬ。こゝにも火かゝりて、いとあさましければ、いみじう固めたりつる後の陣を、辛うじて破りて、それより免れ出でさせ給ふ御心ちども、夢路をたどるやうなり。内のうへも、いとあやしき御姿にことさらやつしたてまつる、いとまがくし。兩院も御手をと리카はすといふばりにて、人にたすけられつゝ、出でさせたまふ。上達部、大臣たちは、はかまのそばとりて、冠などの落ちゆくもしらず、空を

もの云々
りてかくと
字なしの二
一空の下に
本にのりつ

やうなり一本
とありたる一本
たてまつる印
本たてまつる
にありつ

あゆむ心ちして、あるは河原を西へ東へ、さまざまちり／＼になり給ふ。

○日頃云々 さきつ日より供奉して、六波羅に籠り居たる公卿殿上人となり。○今日と思ひまうけたらむだに云々 かねてより、かく今日滅亡に歸すべき事と思ひまうけて、覺悟したらむ人なりとも、主上をはじめ奉り、かた／＼の宮たちまでも、ともに籠り給へる間は、われひとり、身を全うせんとて、御前を退出し、遁れ散るべきにあらすとなり。○かねてよりかくかまへける云々 高氏の、既に鎌倉をたつ日より、先帝の御方に心をよせて、それ／＼心がまへしたりといふ事は、知食し給はでとなり。○昨日かよ云々 高氏の伯耆に發向すべき院宣をたまはりしは、四月十六日の事なり。昨日とは、たゞ日次の最もちかきほどをいへるのみにて、古今集に、「きのふこそさ苗とりしかいつのまに稻葉そよぎて秋風のふく」とあるにおなじ。○かくうらがへり 反旗をひるがへして、敵となり、却りて都に攻め上るをいふ。○すべて上下となく云々 主上をはじめ奉り、下々に至るまで、あわて惑ひて、混雜騒動せるさまなり。○日ぐらし云々 高氏等の攻入るほど、八幡以下の所々に、火をかけたるにて、上に引ける續史愚抄の文、合せ見るべし。○八幡山崎云々 都の東南西三方の要所にして、八幡は緩喜郡、山崎は乙訓郡、竹田は紀伊郡、宇治は久世郡、深草はまた紀伊郡に屬し、法性寺は愛宕郡にて、鴨河の東、今の東福寺北門の邊なり。さて勢多は、近江栗太郡勢田川の岸べなり。○こゝにも火かゝりて 六波羅にも火かかりて、燒討にせられたるをいふ。○いみじうかためつる後の陣を云々 敵のうち圍みて、あまさじと固めたる六波羅の後の方の陣所をうち破り、一方の血路をひらきて、そこより遁れ出で給へりとなり。○御心ちとも云々 あさましくれ惑ひ給へる御方々の御心ち、たゞ夢の中に路をたどりゆくが如く、うつゝとも思ひめさすとなり。○内の上も云々 主上も、しのびて落ちさせ給ふ事なれば、非常行幸などのさまにもあらで、ことさらに、あやしき御姿にやつれ給ひて、切に行幸なりたりとなり。○いとまが／＼し 苟も、主上の御上にあるまじき儀なれば、不祥の事なりとなり。○兩院云々 後伏見花園兩院も、御車にもめさせ給はずして、互に御手をとりがはすといふほどの、あさましき御さまにて、人に扶けられ給ひて、六波羅を落ちさせ給へりとなり。○袴のそばとりて云々 公卿も徒歩ながら、袴の端をか、けて、冠などの落つるも知らず、あわてまどひつゝとなり。○空をあゆむ心ちして うつし心もなく、宙をありくやうにてとなり。○あるは河原を云々 六波羅より遁れ出で、賀茂の河原を、西へゆくもあり、東へ走るもありて、皆おのがちり／＼に、逃げ去りたりとなり。

仲時益一本
に本文とせり
なり奉りけり
印一本にて補
ひつ一本にて補
まゐらるる印本
一本にありつ

御方は一本に
北の方はとあり

兩六波羅東をさして、東へと心がけて落ちければ、御幸もおなじさまになし奉りけり。西園寺の大納言公宗は、北山へおはしにけり。右衛門督經顯、左兵衛督隆蔭、資明の宰相などは、御幸の御供にまゐらる。按察の大納言資名は、足を損ひて、東山わたりにとまりぬなどいひしは、いかゞありけむ。内大臣殿は、御子の別當道冬を伴ひ給ひて、八日のあけぼの、いまだ暗きほどに、我が御家の三條坊門萬里小路におはしましたるに、歩み入り給ふほど心もとなくて、北方門へ走り出でて、平かにかへりおはしたると思ふうれしさに、急ぎて見れば、おとゞは、御直衣に指貫ひきあげ給へば、しるく見えたまふ。別當は、道の程のわりなきに、折烏帽子に布直垂といふものうち着て、細やかに若き人の御前どもにまざれたれば、とみにも見えず。火なども、わざとなければ、くらきほどのあやめわかれぬに、はやういかにもなり給へるにやと、心ちまどひて、「御方は、いかに／＼」と、聲もわな／＼きて聞えける。いとことわりに、いみじうあはれなり。

○兩六波羅云々 續史愚抄に、「五月七日己亥、子刻、主上、院、新院、東宮等、出御六波羅、被廻車駕于東國、公卿日野中納言(資明卿)、右衛門督(經顯)、冷泉前中納言(頼定)、右兵衛督(隆蔭)供奉、六波羅武士越後守仲時、左近將監時益已下奉守護之、内侍所爲女官沙汰、被奉遷西園寺大納言(公宗)北山第、大納言(公宗)不從東國行幸歸第云、(爲守護内侍所申請歟)」と見えたり。○おなじさま 同じ方向にとなり。○按察大納言資名下の文によれば、供奉して近江に至り、出家したるよしなれば、こは風説のまゝをしるしたるならん。○歩み入り給ふほど云々 通顯及び道冬の、門内へ歩み入るをも待遠に思ひて、北の方門まで走り出で、まづ無事に歸り給へりと思ふ嬉しさのあまりに、あわて見給へばとなり。○おとやは云々 通顯は、平常とかはれる御ありさまもなく、たゞ直衣に指貫をば引括りて、高くあげたまへれば、まがふ方なく通顯なりとは、さだかに見えたりとなり。○別當は云々 さるに、道冬は、通れ給ふ途次のあやふく難儀に思はれければ、折烏帽子を冠り、布直垂を着て身をやつし、もとより身體細やかなるに、若き人にて、父内大臣殿の御前驅の中に混りて、下人と同じさまにてたまへる故に、道冬とは、頓に見えわかれず、殊にしひたる事にて、松明などいふものもともさず、ほのぐらく、黒白もわかぬ程なれば、北の方は、既に道冬は何とかなりて、失せ給ひたるならんと、一途に思ひ惑ひて、道冬の見えぬは、いかにせられたるぞと、聲を慄はして問はれたるは、さすがに子を思ふおやの心には、道理にて、あはれなる事なりきとなり。○折烏帽子 立烏帽子にむかへたる名にて、貞丈雜記に「立烏帽子は、烏帽子の本體なり。本は立烏帽子を、ゑぼうしとばかり云ひたるを、いろくの折烏帽子出來て後に、折らぬをば、折烏帽子にまぎれぬために、立烏帽子と云ひて、差別をたてたるなり云々」とあり。三中口傳に、「上皇參熊野山路次、參住吉、若くは日吉時、雖着折烏帽子、奉幣時、必着立烏帽子」とあるを見れば、兩様とも、公家にもめざる、なれど、大かた、立烏帽子は直衣に、折烏帽子は狩衣にもちふるを例とす。○布直

奉りぬ印本奉
一りけりあり
一本によりつ

俊實の名一本
頼定の次一本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本
一院院々印本

垂 布にて製れる直垂をいふべし。直垂の事、既に久米の皿山の卷(六三八)に註せり。○御前 前驅の者。○火など 松明なり。○あやめわかぬ 黒白の差別もつかぬほど暗きことなり。○はやういかにも云々 疾く途中にて何とかなりて、失せたるにもやあらんとの意。○御方は云々 御方とは道冬をさしていへり。さて道冬の御方は、いかにせしぞくと、北方のあわて問ひかくる詞なり。○わなき 慄へること。

さて御幸は、近江國におはしますほどに、いぶきといふほとりにて、なにがしの宮とかや法師にていましけるが、先帝の御心よせにて、かやうのかたもほの心え侍りけるにや、待ちうけて矢を放ちたまふ。又京よりも追手かゝるなど聞えければ、六波羅の北といひし仲時、内、春宮、兩院具し奉り、番馬といふ所の山のうちに入れ奉りぬ。手のものどもも、なほ残りて随ひつきけれども、戦もかなはずやありけむ、遂にこの山にて腹切りにけり。おなじきみなみ時益といひしは、これまでもまゐらず、守山の邊にてうせにけりとぞ聞えし。あやなくいみじき事のさまなり。御所々の御供には、俊實の大納言、經顯の中納言、頼定の中納言、資名の大納言、資明の宰相隆蔭などぞ残り候ひける。俊實、資名、頼定などは、やがてそこにて髻切りてけり。一院は歸り入らせ給ふ。御門に御文を奉り給ひて、面に御出家あるべし、などまで申させけれども、思ひもよらぬよしを、かたく申され給ひけるとかやとぞ聞えし。

○いぶきといふほとりにて云々 伊吹山は、近江國坂田郡の東に聳え、美濃に跨れる大山なり。○なにがしの宮

兵部卿守良親王にて、法名を覺靜と申す。龜山帝の皇子、五辻宮と稱せらる。○御心よせ 心寄にて、後醍醐帝に御心をよせて御方し給ふとなり。○かやうの方も云々 かの武勇のかたの事も、ほのかに心得ておはしますにや、兵を集めて、落人を打ちとらむと待ちかけ、車駕にむかひて矢を放ちたりとなり。○京よりも云々 高氏が手よりも、兩六波羅仲時益を追ひて、討手むかひたりなどいふ事も、とりくに聞えなければとなり。○六波羅の北 六波羅の北方なり。○番馬 近江國坂田郡なり。○手のものども 六波羅がたの部下の軍兵どもをいふ。○遂にこの山にて云々 續史愚抄に、「九日辛丑、今曉出御觀音寺、車駕至番場、爰入道兵部卿守良親王、(法名覺靜、號五辻、兼築城于伊吹太平寺、住之、龜山院皇子、母三條前中納言實任女)率兵士三圍留、官軍力戰、終無利、越後守仲時以下、數士死之」とあり。○同じき南云々六波羅の南方なり。同書に、「八日庚子、車駕至近江守山、有群盜遮幸路、左近將監時益闕死之、今夜以觀音寺爲御所」とあり。○守山 近江國滋賀郡にあり。古今集に、貫之、白露も時雨もいたく守山は下葉残らず色つきにけり」とよめる所なり。○あやなく 文なき意にて、事のすぢた、す、滅茶なるをいふ。○御所々の御供には云々 そこ、とさまよひありかせ給ふ御供奉には、他の公卿は大方落ちうせて、たゞ此數人のみ、從ひ奉れりとなり。さて公卿補任に據るに、俊實の下、大納言とあるは、中納言の誤、また資明の下、中納言の三字を脱せるなるべし。宰相は隆蔭の官名なり。○俊實資名頼定などは云々 續史愚抄九日の條に、「日野大納言(資名)、坊城中納言(俊實)、冷泉前中納言(頼定)等、於此驛落飾」とあり。○一院は云々 後伏見上皇一所のみ還御せられしやうなれど、主上も還御なりし趣は、皇年代略記に、「五月七日、御没落東國、同十日、遷御伊吹山太平護國寺、同廿八日遷幸京都云々」と見えれば、恐らくは、脱文などあるべし。○御門に云々 後伏見上皇より、主上(光嚴院)に、御文を奉りて、御出家を勧め奉りしにも、主上は、出家など思ひよらぬ事として、一院の御意にも隨ひ奉らざりきとなり。○面々 各自路々の意、花園

院光嚴帝をさし奉れるなるべし。

御所の下へ字一本にて補ひたるの二字なき本あり小四郎を小太郎に作れる本あり

みちひろごり印本みなひるごりあり一本に五下補ひつ

伯耆の御所へは、人々参りつどふ。上達部、殿上人數しらず。さる程に、東にもかねて心えけるにや、高氏のするの一族なる新田、小四郎義貞といふもの、今の高氏の子四になりけるを大將軍にして、武藏國より軍をおこしけり。このごろの東の將軍は、守邦親王にておはします。御後見つかまつる高時入道、貞顯入道、城介入道圓明、長崎入道圓基などいふものども、驚きさわぎて、高時入道の弟に四郎左近大夫泰家といひし、今は入道したるをぞ、大將に下しける。五月十四日、鎌倉をたちてむかふ。その勢十萬餘騎、高時入道の一族、附き隨ふものそこらみちひろごりて、鎌倉はじまりし頼朝の世、時政より今にいたるまで、多くの年月をつめり。僅なる新田などいふ國人に、たやすく、いかでかは亡さるべきと、覺えしに、程なく十五日に、かたき既に鎌倉に近づくよしきこえて、家々を毀ちさわぎの、しる。世の既に滅するにやとおぼえしとぞ、人はかたり侍りし。

○伯耆の御所 即、船上山の御所なり。○東にも云々 關東の方にも、先帝に御心をよせて、東西相應せんと、かねてその心を得てやありけんとの意。○新田小四郎義貞 陸奥守源義家の孫、左衛門尉新田義重の裔、二郎太郎朝氏の子なり。さて義貞の祖義重は、尊氏の祖義康の兄なるを、こゝに末の一族といへるは、足利の一流は、頼朝、時政、泰時、時氏等と、姻戚の關係あるによりて、一時、新田氏よりも世に用ひられしが故なり。○高氏の子の云々 義詮をいふ。梅松論に、「扱も關東誅伐の事は、義貞朝臣其功をなす所に、いかゞありけむ、義詮の御所

四歳の御時、大將として、御典に召されて、義貞と御同道にて、關東退治以後は、二階堂の別當坊に御座ありしに、諸將悉く四歳の若君に屬し奉りしこそめでたけれ」と見えたる傳説をあやまりて、義貞、義詮を奉ぜしさまに書けるなるべし。○武藏國云々 諸書、みな上野國とあれば、こは誤れり。さて太平記に、「新田太郎義貞、去三月十一日、先朝より給旨を賜りたりしかば、千劍破より、虛病して本國へ歸り、便宜の一族達を竊に集て、謀反の計略をぞ運されける。同五月八日、卯刻に、生品明神の御前にて旗を擧げ、給旨を披て、三度これを拜し、笠懸野へ打出らる。同九日、武藏國へ打越給ふ。紀五左衛門、足利殿の御子息千壽王殿を具足し奉り、二百餘騎にて馳着たり。是より上野下野上總常陸武藏の兵共、期せざるに集り、催さるるに馳來りて、其の日暮程に、二十萬七千餘騎、兜を並べ控へたり(節略)とあり。○守邦親王 前將軍一品久明親王の御子にて、延慶元年七月九日、將軍に立ち給へり。○御後見つかうまつる高時入道 嘉曆元年二月十三日出家して、執權職を相模守守時にゆづりたれど、猶内々は御後見なりしなるべし。○貞顯入道 越後守顯時の子なり。こも同年四月廿六日出家して、連署を罷めたり。○高時入道の一族云々 高時の一族、即、北條氏の族類よりはじめて、それに隨從せる家の子郎等にいたるまで、あまた繁衍して、鎌倉幕府草創の時、頼朝時政よりはじめて、代々の將軍、九代の執權を経て、百五十年がほど、天下を掌にをさめたる事なれば、もとよりその基礎鞏固にして、威勢も亦盛大なるものなれば、上野の一隅におこりたる新田の輩のために、たはやすく討滅さるべき事かはと、思はれたるにことなり。○國人 地方に生ひそだちたる人、即、田舎者といふほどの意。○程なく十五日に云々 新田義貞兵を擧げしにより、程もなく、破竹の勢をもて、討手の兵を打破り、既に鎌倉に近づきたるよしきこえて、鎌倉中にては、すは義貞の兵亂れ入らむと、おの／＼わが家ども毀ちて、通れんとあわて騒ぎあひたりとなり。○世の既に云々 はや此の世は、茲に滅亡するにやあらんと、思はれたりと、そのさまを見たる人のつてに、聞きたりとな

り。梅松論に、五月十四日、高時の弟左近大夫將監入道惠性を大將として、武藏國に發向す。同日山口の庄の山野に陣を取て、翌日十五日、分配關戸河原にて、終日戦ひけるに、命を落し、疵を蒙る者、幾千萬といふ數をしらす云々、鎌倉勢悉く引き退く處、則、大勢せめのぼる間、鎌倉中のさわぎ、只今敵の亂入たらんもかくやとぞ覺えし」とあり。なほ太平記にも詳なれば、合せ見るべし。

四郎左近、大夫入道、軍にうち負け、るにや。隨ふ武士ども、残りなく新田が方へつきぬれば、えさらぬものどもばかり五六百騎にて、十六日の夜に入りて、鎌倉へ引きかへる。僅に中一日にてかくなりぬる事、夢かとぞおぼえし。かくて、日々の軍にうち負け、れば、おなじき廿二日、高時以下腹切りて失せにけり。

○軍にうち負け、るにや云々 上に引ける梅松論を見るべし。○えさらぬものども 北條方をはなる、ことの出來すして、新田方に降人にならぬもの、みの意なり。○僅に中一日にて云々 泰家十四日鎌倉を發し、十五日の一日を隔て、十六日には、既にかくの如く大敗に及びて、鎌倉危急になりたる、さしも権力かぎりなく勢ひさかりなし幕府も、たゞわづかの間に滅びんとする事、まことにうつ、ともおぼえすとなり。○かくて日々の軍に云々 梅松論に、「下の道へ向ひし貞時は、千葉介に打負て引退く。武藏路は相模守守時、洲崎千代塚に於て合戦を致しけるが、是も討負て、一足も退す自害す。南條左衛門尉、井安久井入道、一所にて命を殞す。陸奥守貞通は、中の道の大將として、葛原に於て相戦ふ。是も寄手の軍侶手繁く戦ひける程に、本間山城左衛門以下、數輩討死しける程に、又討負て引退きし間、十八日未刻許に、義貞の勢は、稻村が崎を経て、前濱の在家を燒拂ふ煙見えければ、鎌倉中の周章ふためきける有様、たとへて云ん方ぞなき。高時の家人諏訪長崎以下の輩、

負ける印本
り今一本に
かへる印本
日本にて改め
ち日本に軍に
負ける印本

身命を捨て防戦ひける程に、當日の濱の手の大将大館、稻瀬河に於て討捕、其手引退て、靈山の頂に陣を取云々とあり。なほ太平記にも詳なれば、合せ見るべし。○おなじき廿二日云々 關城書裏書に、五月廿二日源義貞滅鎌倉、高時法師崇鑑、并一族滅亡」とあり。

さだめらる一本とあり
儀式印本儀の字なし一本にて補ひつ

さて都には、伯耆よりの還御とて、世の中ひしめく。まづ東寺へ入らせ給ひて、事どもさだめらる。二條の前の大臣^{平道}めしありて参り給へり。こたみ内裏へ入らせ給ふべき儀、重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身にそへられたれば、只遠き行幸の還御の儀式にてあるべきよし定めらる。關白をおかるまじければ、二條の大臣氏長者を宣下せられて、都の事管領あるべきよしうけたまはる。天の下、只この御はからひなるべしとて、このひとつあたり喜びあへり。

○都には云々 先帝伯耆國より還御あるべしとて、都にては、世ごぞりて、それの用意など、ひしとさわざあへりとなり。○まづ東寺へ云々 まづ車駕を東寺に駐御ありて、そこにて、還御、その他の儀式、天下の御政事など、それの議定あらせられたりとなり。○重祚などにて云々 重祚とは、下學集に、「謂天子之再即位也」とあり。一度隱岐へうつされ給ひて、光嚴帝立ち給へる事なれば、この度還幸ましとて、寶祚につき給ふ儀は、重祚の儀にてあるべきなれども、天位を遷れたまへりといふにはあらで、璽の御箱を、御身よりはなち給はで、天位ながらに、遠所へ行幸ありたると同じ事なれば、たゞ遠所行幸の還御の儀にて、重祚の禮は行はせられぬ事に定め給へりとなり。隱岐に還幸のをり、神璽をとりそへ給ひし事、他に徴證なし。未だ六波羅におはせしとき、新帝に寶劍と共に渡されし事、花園院宸記、御璽御記等に見え、璽の宮を黒みかへし事、竹むきが

記に見えたり。さるを、皇年代略記には、「或説神璽聊有仔細」とあれば、當時神璽については疑をはさみしものもありと見えたり。或は新帝に渡されしは、偽器にてあらんか。○關白をおかるまじければ 今よりは、御親政の儀にて、關白をおき給はぬ事に、掟て給へばとなり。○氏長者 上古の氏上にて、一族の長たるものをいふ。職原抄に、藤氏長者、蒙攝政關白詔之人、爲其仁、仍別不及宣下也」とあり。この時は、關白を廢せられしかば、ことさらに宣下ありしなり。○都の事管領 京都の事を管掌せらるべきよしなり。管領といふ職名にはあらず。○天の下只この御はからひ云々 道平公、氏長者、都の管領なれば、やがて天下の事も、この公の御はからひにて行はる、事ならんと、その筋の親戚どもは、皆喜悅するたりしとなり。さて東寺にて議定の趣は、續史愚抄に、「五月十七日己酉、於伯耆船上山行宮詔曰、宜廢新帝(光嚴院)皇位、及康仁親王皇太子位、停正慶二年號、復元弘三年、禧子罷禮成門院號、如元爲中宮、亦禧子罷崇明門院號、如元爲内親王、關白(冬教左大臣)罷職、太政大臣(兼季)罷職、如元爲前右大臣、左大臣(基嗣)罷職、前左大臣(道平前關白)還任、爲氏長者、内覽如元、(無關白詔)前右大臣(經忠前關白)還任、(但固辭不受之)凡元弘元年九月已後官位、及勅裁、悉可停廢者、此詔至廿五日施行」とありて、船上山御所にての事なり。

六月六日、東寺より、常の行幸のさまにて、内裏へぞ入らせたまひける。めでたしとも言の葉なし。「去年の春いみじかりしはや」と思ひいづるも、たとしへなく、今も御供の武士ども、ありしよりは、なほいくへともなく打圍み奉れるは、いとむくつけきさまなれど、こたみはうとましくも見えず。たのもしくて、めでたき御まもりかなと覺ゆるも、うちつけめなるべし。世のならひ、時につけてうつる心なれば、みなさぞあるらし。先陣は二條富

内裏印本に内京にて訂しつ本にて誤りつ
なほの下印本に一本にて除
きつ一本にて除
世のなりひ云
云廿五字印本
てに補ひつ本

ひかへたりし
とぞ印本ひり
へたるとぞ
改めつ一本にて

小路の内裏につかせ給ひぬれど、後陣の兵は、猶東寺の門まで續きひかへたりしとぞ聞えしは、まことにやありけむ。正成もつかうまつれり。

○六月六日東寺より云々 公卿補任に、「六月四日、先帝御入洛、幸東寺、同五日如元入御二條富小路皇居、自立登極、但不及重祚禮」とあり。又續史愚抄に、「五月廿三日乙卯、自船上行宮、爲還幸、出御、廿七日己未、車駕至播磨書寫山、公卿前關白(經忠近衛南)、別當(實世)已下四人、殿上人某已下五人供奉、廿八日庚申、行幸法華山(在播磨)三十日壬戌、車駕至攝津兵庫、暫以福嚴寺爲御所、六月三日乙丑、今曉車駕出御兵庫、四日丙寅、車駕着御于東寺、以西院爲御所、五日丁卯、自東寺、整威儀、行幸還御二條富小路里内(或作六日)丙侍所兼被安置此御所者」と見えたり。○去年の春云々 即、元弘二年二月、隱岐に遷幸なりし時の事にて、去年の春は、都をいでさせ給ふとて、あはれに悲しく、まことにいみじき事なりしにと、只今のめでたきにつけて思ひいづるよしなり。はやは、歎辭にて、云々ありし物をあはれ、などいはむが如し。○たとしへなく、たとふるに物もなくの意。○今も御供の武士ども云々 只今還御につきて、供奉せる武士どもは、去年の春、都を出でさせ給ふときよりは、一しほ多くて、鳳輦をば、三重五重、幾重ともなくうち圍み奉れるさまは、あらくれたるものなれば、いととはしきもの、如くなれど、この度は、敵にはあらで、君をまもりのつはものなれば、つゆうとましきものとは見えす、却りてそのいかめしき姿の、頼もしく、且はめでたき御護衛の人々なる事よと思はる、も、よくも見とめず、ふと見たるめのまきれに、しか思はる、ならむとなり。○ありしよりは、以前隱岐に御下向の時の警固よりの意。○むくつけきさま 氣味悪く厭はしき有様。○こたみ 此度、即、行幸還御の度をいふ。○うとましくも云々 恐ろしき武士の供奉も、疎外し厭ふべきさまには見えすして、却てそのを、しき

が頼もしくもあり、又立派なる護衛なる事よと思はるとなり。○うちつけめ ふと見たる目の意にて、源氏物語浮舟の巻に、「これが顔の、火かけに見給ひし、それなり、うちつけめかと、なほうたがはしきに、右近となのりしわかき人もあり」とあるをあはせて意得べし。○世のならひ云々 世間の習慣として、時に従ひ物によりて、さきには厭はしきものも、後にはなづかしくなるなど、移ろひ易きは人心なれば、今もこの御ありさまを見奉るにつけて、他の人々も、われと同じ心に、むくつけしと思ひし武士をも、よき御かためのつはものと、思へるらしく見ゆとなり。○先陣は云々 警固の武士の、夥だしきさまをいへり。そは、東寺は九條にありて、二條萬里小路までは、ほとく、京のはてよりはてまで、軍兵の列をもて、たてさまに貫きたるなれば、そのいみじき思ひやるべし。○後陣 後詰の武士、即、あと備の手をいふ。○正成も云々 太平記に、「兵庫を御たちありける日より、正成前陣を承て、畿内の勢を相從へ、七千餘騎にて前驅す。其道十八里が間、干戈威揚相挾、左輔右弼列を引き、六軍次を守り、五雲閣に幸すれば、六月五日の暮程に、東寺まで臨幸成ければ云々」とあり。これより引つゞき供奉せるなるべし。但し、五日の暮程といへるは、四日の誤なり。

うちまじりたる
めづらしき
印本うちまじ
りてとありは
本にて補ひつ
のみゆかし
しきとあり

かの名和の又太郎は、伯耆守になりて、それも衛府のものどもにうちまじりたる、めづらしくさまかはりて、ゆすりみちたる世の氣色、かくもありけるを、などあさましくは歎かせ奉りたりけるにかと、めてたきにつけても、猶前の世のみゆかし。車などたち續きたるさま、ありし御くだりには、こよなくまさされり。物見ける人の中に、

昔だにしづむうらみをおきの海に波たちかへる今ぞかしこき

むかしの事など思ひあはするにやありけむ。金剛山なりし東の武士ども、さながら頭

を垂れて参りきほふさま、漢のはじめもかくやと見えたり。

○伯耆守になりて 伯耆卷船上山合戦の條に、長高ヲ間近ク召レ云々、其夜左衛門尉ニ任ゼラル、如何思召レケ
ン、長ク高キ物ハ轟事アリ、長高ヲ改メ、長年ト申セト、勅定ニ依テ長年ト號ス、三月三日伯耆國ヲ賜ハリテ伯
耆守ニ成ル」とあり。○それも衛府のものどもに云々 長年をも警固の衛府の中に加へて、供奉せしめたるは、さ
まかはれる鑑武者の、やがてうちまじりて、めづらしき行幸のさまとなり。○ゆすりみちたる云々 揺り動した
る如く、世の中とよめきさわるる氣色は、譬へんかたもなく、いみじき事なりとの意。○かくもありけるを云々
かやうにめでたくて、御還幸もあるものを、何故に、去年の春、遠くうつらせ給ふ時、あきる、ばかりに、いみ
じくは御歎きあらせられたるにか、なげかせ給はずとも、しばしと思しのどめても、おはしつべかりしになどい
ひて、かなしきにつけても、因果のことわりを思ひ、今又かくめでたきにつけても、前世の宿因いかにもめでたく
おはしまし、かばこそ、かくはさかえさせ給ふならめと、御前生を、うかひ奉らまほしく思ふとなり。○車な
ど云々 物見車の、道のかたへに、立續きたるさまなり。○ありし御くだり 即、去年の春、御還幸の時の事な
り。そのほどよりも、こたびは一層、物見車も立ちこみたりとなり。○昔だにの歌 昔後鳥羽院、承久の御企事
敷れて、隠岐に遷幸まししくけるも、つひに、再び都にかへり上り給ふ事をえずして、かしこに沈淪し、やる方
もなき御恨をのこしおきて、世をつくさせ給へるに、今、一旦は、隠岐に遷幸せさせられ給へりしも、やがてか
くめでたくて、立還らせ給へるを見たてまつりて、かしこき君の御稜威を、いよく仰ぎ奉るとなり。おきの海
に、恨を残し置くといひかけ、さて波といひ下して、波の汀に打よせて、また立かへるに、君の都にたちかへら
せ給へるをそへたり。○むかしの事など云々 やがて後鳥羽院の御事を思ひ合せて、しかよみたるならむとな
り。○金剛山なりし云々 かの楠木正成が金剛山千早の城を圍みたりし關東の武士ども、その圍を解きて、さ

ながら頭を垂れ、哀をこひ、争ひて降参するさまは、恰も漢の高祖の關中に入りし時、あまたの秦の將士の降を
請へるも、今見るさまの如くにありしならんと、思はれたりとなり。○漢のはじめ云々 史記および漢書に見え
たれど、事長ければ省きつ。尙、金剛山によせ手降参の事は、太平記、梅松論にも見えたり。

禮成門院も又中宮と聞えさす。六日の夜、やがて内裏へ入らせ給ふ。いにし年御ぐしおろ
しにき。御惱なほおこたらねば、いつしか五壇の御修法はじめらる。八日より議定行はせ
たまふ。昔の人々のこりなく参りつどふ。十三日大塔の法親王都に入りたまふ。この月
頃、御ぐしおほして、えもいはずきよらかなる男になり給へり。からの赤地の錦の御鏡
直垂といふもの奉りて、御馬にてわたり給へば、御供に、ゆゝしげなるもの、ふどもうち
圍みて、御門の御供なりしにも、ほとく劣るまじかめり。速に將軍の宣旨をかうぶり
給ひぬ。流されし人々、ほどなくきほひのぼるさま、枯れにし木草の、春にあへる心ちす。
その中に、季房の宰相入道のみぞ、預なりけるもの、情なき心ばへやありけむ、東のひし
めきのまざれに、失ひてければ、兄の中納言藤房は歸り上れるにつけても、父の大納言、
母の尼うへなど、なげきつきせず、胸あかぬ心ちしてけり。

○禮成門院も云々 中宮禧子なり。禮成門院の號を停められ、元の如く中宮たるべきよしの宣下ありし事、上に
引ける續史愚抄に見えたり。○六日の夜やがて云々 こも續史愚抄に、六月六日戊戌、中宮禧子行啓入内(元坐
北山第「敷」とあり。○いにし年云々 元弘二年八月卅日出家し給ひしよし、女院小傳に見えたり。○いつしか

開えさす印本
り一本に改
めつし年云々
いにし年云々
三十七字一本
に大塔の法親王
一塔あり又入り
給ふなりしに
御供なりしに
も一本行幸に
り房は一本藤
りばかりとあ

云々 御惱のおこたらせ給はぬ故に、五壇法を修し給ひて、御祈あらせられしよしなり。されど、續史愚抄に、六月四日、自今日被行五壇法於二條宮小路殿、是明日可有還幸、因爲安鎮被修云、中壇阿闍梨二品慈道法親王(青蓮院)、十日壬申、宮中五壇法結願とありて、安鎮のためとせるは、おもふきたがへり。○議定 政事論功の議など、はじめおこなはせ給へるならむ。○昔の人々 元弘のはじめの時、朝にありし人々にて、かたんに籠居せるたぐひ、皆めし出されて、再び朝に集りたりとなり。○大塔の法親王 尊雲親王にて、即、還俗ましまして、護良親王と申し給へり。○御ぐしおほして 御剃髪なりしを、再び髪を生したて、俗男になり還らせ給へるをいふ。○男になり 還俗して普通の男になれるをいふ。○からの赤地の錦 唐土より渡來せる錦をいふ。鑑直垂の事、けふの日影の卷(四三二)に註せり。○ゆ、しけなるもの、ふども そのさま勇ましく、事に臨みて、命を鴻毛よりも軽く思ふべく見ゆる武士をいふ。○御門の御供なりしにも云々 主上御入洛の時、供奉せられし武士にも劣らぬほど、花やかに、あまた引具し給へりとなり。○速に將軍の宣旨を云々 即日、征夷大將軍に任せられ給ひしをいふ。續史愚抄に、六月十三日乙亥、大塔宮尊雲親王還俗、名字護良、帶甲冑、自大和志貴山入京、行粧嚴重、即此日有征夷大將軍、兵部卿、及二品親王如元等宣下とあり。○流されし人々 上のくめの皿山の卷(六七四乃至六八七)に見えたり。○季房の宰相入道のみぞ云々 下野に流されたる季房卿のみは、その國に預りたるもの、無情なる心ありて、後のためあしかりなと思ひてにやありけむ、鎌倉滅亡の騒ぎにまぎれて、失ひたりとなり。續史愚抄に、五月二十日壬子、盜殺入道前宰相(季房朝臣)於下野(配所)とあり。○兄の中納言云々 兄弟ともに、遠所に配せられたるに、その兄の藤房卿は、事故なくて、歸洛せられたるにつけても、弟の季房朝臣の、遠き國の草葉の露ときえうせ給へるを、御父宣房も、母北の方も、かなしび給ひ、つきぬ御なげきに、猶胸もひらかず、もの思はしきさまとなり。

なれらむ一本ならむとあり

ころもに一本ころもとあり

四條中納言隆資といふも、頭おろしたりし、また髪おほしぬ。もとより、ちりをいづるにはあらず。かたきのため、身を隠さむとて、かりそめにそりしばかりなれば、今はた更に眉をひらく時になりて、男になれらむ、何のはばかりかあらむとぞ、おなじ心なるどち、いひあはせける。天台座主にていませし法親王だに、かくおはしませば、まいてとぞ。誰にかありけむ、そのころ聞きし。

墨ぞめのいろをまかへつ月草のうつればかはる花のころもに

○四條中納言隆資云々 公卿補任に、前權中納言正三位藤隆資、元弘二年逐電、存否未聞、仍不及流罪歟とあり。その剃髪せし事、いつとも知りがたし。○もとより云々 始めより、塵俗を厭ひ出離せんとて、發起せる道心にはあらで、たゞ敵のためにとらはれん事を恐れ、わが身を隠し、世を忍ぶほどの手段として、かりそめに姿をかへんために、髪を剃りしばかりのことなれば、今日わが君の御代となり、愁の眉をひらくこの時に及びて、還俗したりとも、身を愧ぢ世を憚る事もあるべきかは、更に遠慮におよばじと、蓄髪せる人々は、同じ心に申しあはせて、しかせられたるなりとなり。○塵を出づる 世俗在家を出離する事にて、出家といはむが如し。○眉をひらく よろこばしきにあふよしにて、愁ふる時は、眉を蹙むるものにて、眉をひらくとは、即、そのうらうへなり。猶、白氏長慶集に、醉耳歌催醒、愁眉笑引開など見えたり。○天台座主にていませし云々 尊雲法親王天台座主なりし事は、むら時雨の卷(五九七)に註せり。○まいてとぞ まことに出家し給へるさへ、還俗し給ふに、ましてかりそめに剃髪せる人々の髪を生したるは、勿論の事とぞ、世の人々いひけるとなり。とぞの下、語をはぶけるなれば、かく加へて心得べし。○誰にかありけむ云々 誰人の詠めるにか、さだかならねど、その

頃、かゝる歌をよめりと、聞き及びたりとなり。○墨ぞめの、歌（月草の花の如くに、うつろひ易き世は、きのふけふと時かはりゆけば、物も移りゆきて、きのふまでは、やつれたる墨染の衣を着たるも、今日はそれを脱ぎすて、きらびやかなる花の衣に改め更へたり。あはれ世は、かくこそありけれとの意にて、この歌、上下、句をうちかへして心得べし。月草は、つゆ草ともいふ。今俗に、ほたる草といふものなり。その花、うつろひやすきものなれば、古は、衣などにも摺りたり。されば、うつるといはん料にいへるなり。花の衣は、花やかなる衣の意なり。

○古本奥書云

「永和二年卯月十五日」

○又

「この本、女房のうつしかきにて侍を、其ま、うつし侍ほどに、如法ふしんなることども侍り、いとど僻書もおほく侍らむ、よき本をたづねて、しづかになほし侍べし、

應永九年六月三日うつしをはりぬ」

○又

「此三冊、（三宮宗親入道、所持本也、式部卿邦高親王有之、外題令書給返給云々、可謂面目、傳子孫、莫處聊爾者乎、余遂一覽之次、相違所々加筆、爲後證一記之、

永正十八曆仲旬春夾鍾天

中御門大納言入道（桑門 乘光）

桑門 乘光

○按するに、前二の奥書は、何人なるか詳ならず。桑門乘光は、中御門大納言宣胤の法名なり、宣胤の、三宮宗親の増鏡を借覽せし事は、その日録の中、永正十四年の條に、「九月六日、ますかゞみ三冊上中返遣宗親、此次遣一首猶子藤原行時（三宮修理亮）有丹後之便宜者、可下遣之由仰了」とありて、この時や加筆ありけん。さて後、式部卿邦高親王の請ひ給へるによりて、再び宗親に借りて、一覽に供へ奉り、外題を書きて返し給へるをもて、その次に、わか加筆しつる、ことども、後證のためにとて、記しおかれつるなるべし。

重修 増鏡 詳解 終

附 錄

詳	人	系	年
解	名		
索	索		
引	引	圖	表

八九—一四九

六一—八八

二九—六〇

一—二八

増鏡年表

凡例

- 一、この表、當時の大勢を見易からしめんが爲に、作れるものなれば、必ずしも、本書に記せる事のみに限らず。或は皇居仙洞の如き、補任叙位の如き、他の史志によりて詳記せる類いと多し。
- 一、この表、上欄に卷名を掲ぐといへども、本書の記事、もとより重複せる所あり、また筆のついでに任せたるをもて、年代の前後せる類少なからず。その記事の欄にかぎり、皆下に、()を施して、所載の卷の名を記せり。
- 一、この表、月日を記すに、たゞ数字のみを用ふ。例せば、正月五日を、正。五。二月十五日を、二。十。五。十月二十日を、十。廿。十二月十日を、十。二。十。とやうに記し、前條と月同じきは、同。月。日同じきは、同。日。月日共に詳ならざるは、たゞ、月。日。と記せり。但し、崩薨卒年とある下の数字は、皆その享年なり。また特に、立坊は○を付し、皇居仙洞は△を、出家は□を、崩薨卒は●を付して標とせり。但し記事の欄なるはこれを付せず。

衣 ち ふ						卷名
十二年 改元 安貞	二年	四年 改元 嘉祿	元年 改元 元仁	二年	三年 改元 貞應	年號
				△五十九土御門院 △後高倉五十四		天皇 ○皇太子
				●後高倉五十四		上 皇△仙洞
				關家實 元攝 十廿四		攝政關白
		●入道前太皇太后 年七十一	●左公繼正廿三止同世 左藤良平 四九任元 右藤良平 四九任元 右藤兼經 四九任元 內藤兼經 同日任	太公經四二止	太家實四十一止 太藤公經 八十三任 元內任 內藤師經 同日任	大 臣
						將 軍
					京守八十六 京守十六 京守大夫 京守右	執 權
			●六十三出家 日卒年六十二 泰時 同月 時房 同日 泰時 同日			兩 六 波 羅
			泰時 同日 時房 同日 泰時 同日 時房 同日 泰時 同日 時房 同日			記 事

衣 ち ふ					
五年 改元 文曆	四年 改元 天福	二年 改元 貞永	三年	二年	五年 改元 寬喜
		△十四受領 △十四受領 △十四受領	○十二廿八秀仁親 王立坊		
●仲野五廿 ●源河八六廿三	△九十八近衛宮小路第廿 九冷泉宮小路第	後堀河院 △冷泉宮小路第 △冷泉宮小路第	●土御門院十六藤法名行 源同十二福年三十七		
	●入道前太皇太后 九歲年七十四	攝教實 十四 攝教實 十四 攝教實 十四	關道實 七五 關道實 七五 關道實 七五	●入道前太皇太后 廿八歲年八十六	關道實 十二廿四 關道實 十二廿四
□前右道經十三出家			左良平四十八止 左藤教實 四廿六任 右藤兼經 同日任元 內藤實氏 同日任	●入道前右皇太后 年五十七	
十八按察使十一 十九按察使十一	廿廿八攝中納言 廿廿一正三位	廿廿七從三位	廿五從四位上三 廿四從四位下 廿四從四位下		
時房正六從四 位下		泰時四十一正 五位下			
			北重時 三十一入		
	廿四攝門院 廿五攝門院	十二新勳攝政 十二天德地皇 是讓天德地皇	○二十四攝門院 ○二十一秀仁親王 宣下	二六藤子立后	九十六七攝門院 入○十八攝門院 入○十一攝門院

巻名	年號	雲るわりお	山	もの	ちみ	葉
天皇△皇居太子	二年	○八七桓仁親王立	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路	總山 恒仁	元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
上皇△仙洞			後深草 △十二廿二尊 △三坊門	後深草 △十二廿二尊 △三坊門	元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
攝政關白			●入道前繼兼經五十四 兼五十五		元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
大臣			●左道良十一八出家同 廿六難	左藤公相 任元前右	元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
將軍					元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
執權					元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
兩六波羅					元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路
記事					元正 元年	△廿二三三三坊門 △冷泉宮里小路 △十一廿六受齋 △冷泉宮小路

川かすあ	雪の野北	三年	二年	元文 八年 改廿
五年	四年	三年	二年	元文 八年 改廿
立坊五世仁親王	△冬二條内裏		△五七五五五大宮殿 △八廿四二條大宮殿 △小宮殿十一條大宮殿 △五條大宮殿十六	
△神皇正統記十六日二條高里小 △神皇正統記十六日二條高里小				△神皇正統記十二條高里小
●關基忠 十一十九歲	關基平 十一十九歲		關良實 四十八歲	關良實 四十八歲
●左藤基忠 十一十九歲 ●右藤家經 同日任元 ●内藤冬忠 同日任元 ●内藤冬忠 同日任元	●内藤冬忠 十一十九歲 ●内藤家經 十一廿七任 ●内藤家經 十一廿七任		●左藤基忠 十五任元 ●右藤家經 同日任元 ●内藤冬忠 同日任元 ●内藤冬忠 同日任元	●内藤冬忠 十一十九歲 ●内藤家經 十一廿七任 ●内藤家經 十一廿七任
		惟康王 七十八上香同廿八 八六上香同廿八 九六上香同廿八 八六上香同廿八	●九十七一品中務	
時宗正廿九 時宗正廿九 時宗正廿九 時宗正廿九		位下三正四	時宗正廿八 時宗正廿八 時宗正廿八 時宗正廿八	●時宗正廿九 ●時宗正廿九 ●時宗正廿九 ●時宗正廿九
		三時從五守	下一時從五守	南時轉 洛十九人
川定歌九六〇開曉十五 院綜合十世七同正院日廿 々々〇三仁同廿五〇後 院十白親御同廿五〇後 院十白親御同廿五〇後 院十白親御同廿五〇後	●庄皇成安十部嶺第二 院十〇大時藤種如上式廿 一皇等門法皇〇五 廿秋院〇院院院及四淨 後公幸九〇〇大廿金 字相日七天天八五三剛 多道野滿十廿院院院 院山上立六 院院院	●八院宴三 十〇二 八〇四 八〇四 八〇四	七十一伏見院院	年八廿九院院院

巻名	川かすあ	文永六年	七年	八年	九年	十年	十一年
天皇 ○△皇居 太子	△八廿二 三條里 小路殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿 △後深草月日六條殿月日冷 泉宮小路殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿 ●河野良賢十一 出家同廿九	●右通雅三十止 右藤師忠 三廿七任 内藤師忠 同日任 内藤師繼 同日任 入道前内家嗣七八	●入道前太實基二十四 元前七十二 ●左實基八十四出家 同十六元前五十七	●前右金基二十四元 年五十五	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪
上皇 △仙洞	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿	△後醍醐八廿一 三條坊門殿
攝政 關白	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九	●河野良賢十一 出家同廿九
大臣	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六	左藤家經 元廿三任 右藤通雅 同日任元 内藤通成 同日任十 内藤師忠 十一廿八 ●入道前太實基六七 年七十六
將軍	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓	十二廿從二位左 中將藤原姓
執權	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守	●政長五十八出 六十五 從五位 六十七 通署七 一武藏守
兩波波羅	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三	●時茂正廿 十七卒年三
記事	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十	三月 門院前年 二十

浪の老	建治元年 五改廿	二年	三年	弘安元年 九改廿	二年	三年	四年
△立坊 五仁親王	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿
△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿	△後深草四十三 六條殿
攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一	攝家 元廿一止 攝家平 元廿一 攝家經 元廿一
太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二	太藤通雅 八廿七任 左藤師忠 十二廿二 右藤師忠 同日任 内藤家基 十二廿二
●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五	●前右金基二十四元 年五十五
●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪	●正廿六 二位 後字多 世仁 正廿六受禪
南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下	南時國 左近將 入洛 月日下
●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十
●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十
●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十
●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十	●前内藤通成九九年六 十

梺小のげつ					卷名
五年	四年	三年	二年	元永仁 改六六	年號
△四十八土御門東 藤高倉殿					天皇 ○△皇居 太子
△後宇多月日萬里小路殿	△後深草正十三土御門殿月 日常盤井殿				上 皇 △仙洞
	●關家基六十八止 關十九 關家忠 七廿四		□前關家基十一廿九 出家	●關家基二廿五止 關家基二廿五 ●前關家基二十一	攝政關白
内源通雄 十六任	左藤兼基 十二廿五止 右藤兼基 十二廿七 内源定實 同日任元 □前太基具十一三出家			内實重正廿一止 内藤師教 正廿八任	大 臣
十二十七式部卿					將 軍
					執 權
南 七左從五位下 北 七左從五位下 宗 七左從五位下 宣 七左從五位下 宣 七左從五位下	東 七左從五位下 下 七左從五位下 九 七左從五位下 十 七左從五位下		●廿九時十二 廿九時十二 廿九時十二	北久時 七下向 四西少 八少	兩六波羅
		正廿二新關門院 前年廿五關門院 關門院	正廿四三條萬里小 門院 廿五上六水邊 三十五上六水邊 院	六七東二院院請飾	記 事

三年	二年	元正安 改廿四	六年
○八廿四受禪王 立坊 後二條 邦治 正廿一調位			七廿二調位 後伏見 恩仁 △冷泉宮小路殿多 △二條宮小路殿多 ○八十邦治親王立
後深草 一院 龜山 法皇 後宇多 中院 伏見 新院 △二條宮小路殿	△伏見三九冷泉宮小路殿	△後深草月日冷泉宮小路殿 △伏見月日常盤井殿	後深草 一院 龜山 法皇 後宇多 中院 伏見 新院 △二條宮小路殿 △二條高倉殿冬冷泉宮小路殿
	關兼基 十二廿九 詔元龜		攝兼忠 七廿二詔 攝兼基 十二廿詔
太藤定實 六二任元 前内	太藤兼基 四十九止	太藤公守 六二任元 前内十三 止 太藤兼基 十一廿一 左藤兼基 四十四止 左藤師教 四廿六任 右藤公衡 同日任元 右藤公孝 十二廿七 任元内七 内藤公孝 十二廿七 任元内七 内藤冬平 四廿六任 前本實兼六十一出家	内藤公衡 六廿三任 内藤通雄 十六任
時村 八廿二 師時 八廿二 □宣時 八廿二 □宣時 八廿二			
北基時 七上 七上 七上	下京方 關十四 下京方 關十四		
十七廿天健正 一神大月 仙會皇委 門院即位 院會夕位 院會夕位 院會夕位 院會夕位	三三正 三三正 三三正 三三正		八廿一水邊門院

卷名	秋の山	春の別	二年	二年
天皇 〇△皇居 太子	元正三年 元亨三年	元正二年 元正二年中 改九二	嘉曆元年 元嘉元年 改六廿	二年
上 皇△仙洞	●世字多六廿五歳大覺寺年五十八	●關冬平 元正二年 二月廿七	●關冬平 元正二年 二月廿七	●關冬平 元正二年 二月廿七
兼政 關白	關房實 三十九歳	●關冬平 元正二年 二月廿七	●關冬平 元正二年 二月廿七	●關冬平 元正二年 二月廿七
大 臣	太藤冬平 十一九歳 左藤實泰 六十五歳 右藤季七 七十一歳 入道前太藤實泰 九十九歳 右藤家定 八廿出家	左藤冬教 四廿七任 左藤經忠 同日任 内藤實衡 同日任 ●前内藤公茂 正九歳 ●前内藤冬氏 八十四歳	●前太實重 六廿六歳 ●前太通 十二十一歳 ●前太通 七十三歳	●前左實重 八十五歳
將 軍				●前將軍久明親王 十四歳
執 權	貞綱月日修理 攝大夫			●藤原時三十三出 ●高時 三十三出 ●家時 四廿六出 ●守時 相模守 ●赤地 四廿四歳 ●維貞 陸奥守 ●四廿四歳
兩 波羅	東七下八 維貞八 入洛 十六	南貞將 ●東七下八 ●維貞八 ●入洛 十六		
記 事	六廿廿中 遊作文和歌等	東五長主九院節七民十六七百三 天補岐九廿廿廿廿廿廿廿廿廿 鳥實九廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿 龜朝多廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿 多治法門七廿廿廿廿廿廿廿廿 子見氏事字院七廿廿廿廿廿廿 關十國段〇多	●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關冬平 元正二年 二月廿七	●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關冬平 元正二年 二月廿七

村時雨	二年	元德元年 改九廿	三年	二年
△八廿四菅原寺九 廿九字治平等院 十二六波羅 光嚴 景仁 〇九廿廿 〇十一門東仁親院 立坊				
△後伏見花籠八月日六波羅 九廿常盤井殿				
	關冬教 關經忠 八廿廿六 八廿廿五			●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關房實 三十九歳
左多教正廿止 左藤基嗣 右二任元 右源長通 同日任元 内公三二止 内藤季衡 二二任	右藤基嗣 二廿六任 内藤長通 同日任三 内藤公賢 三五任			
				●藤原時三十三出 ●四十二七歳年
	茂時 左馬廐 七九歳			
	北仲時 南時益 七廿入			
門南四派〇鳥戶四七門廿六兵儀等五八八〇〇三 院法天十還藤世〇東春正慈攻寺〇六幸廿是五同四 々〇泉瀧二御房等東瀧宮成觀〇同波于四月七北 院同瀧下尊字等兵院行學〇山是甘藤南天後日同山 廿御親良治藤院院等九春日七兵部皇天所花 五六攝親平攝藤〇于兵十宮六幸攝〇攝後皇親見 攝波〇五〇〇前藤同土〇一行波子宣同出攝十御行 別藤同藤院天具〇廿御同藤管蓮立為甘皇〇攝親幸	王十野王〇會二廿 下九平〇九同〇三三 定觀野〇四十七六八中 宮行十七七六八中 攝幸一八攝日春中 子〇廿世親吉日和 内十九以身行和 攝二北攝出幸攝	●關冬平 元正二年 二月廿七 ●關房實 三十九歳 ●藤原時三十三出 ●四十二七歳年	正元元年 二月廿七 時四月 日良親會 茂元外親 深元親王 攝二〇	

巻名	年號	天皇	上皇	攝政	大臣	將軍	執權	兩波羅	記事
花の草月	三年 五月廿五止 正二號	△後醍醐三十七院 ○分寺	△後伏見花園三十二院 寺五廿八持明院	關多岐五十七止	大藤兼季 十一八任 右長通七十三止 右藤季衡 十四任 内源通顯 十四任	●五廿二出家八十 六院年廿二	●八道高時五廿 ●入道實綱同上 ●守時五十八自 ●實時五十二自	●仲時五八 ●實時五七	七十一院 七十四院 七十五院 七十六院 七十七院 七十八院 七十九院 八十院 八十一院 八十二院 八十三院 八十四院 八十五院 八十六院 八十七院 八十八院 八十九院 九十院
山皿の米久	元弘二年 正月廿八改								

増鏡系圖

凡例

一 この系圖は、増鏡に載せたる人物を限りて編纂せり。されど、出自系統を明にせむが爲に、その父祖兄弟の類、本書に見えざるものを擧げたるは、都て小字となして是を區別せり。

一 藤原氏は、其末廣くして、一系に連載せむは、中々に繁雜に堪へざるをもて、今、五攝家以下の十流となして、分載せり。されど、その出自を知らしめむが爲に、始にその大綱を掲げつ。

一 本書中、同人にて、巻毎に官位稱號等のかはりて現れたらむを識別する便を謀り、人名の左傍に、官位稱號等を具註し、下に括弧を附して數字を記入し、巻名の符號としたり。その例左の如し。

(一)おどろの下 (二)新島もり (三)ふぢ衣 (四)三神山

(五)内野の雪 (六)烟の末々 (七)おりぬる雲 (八)山のもちぢ葉

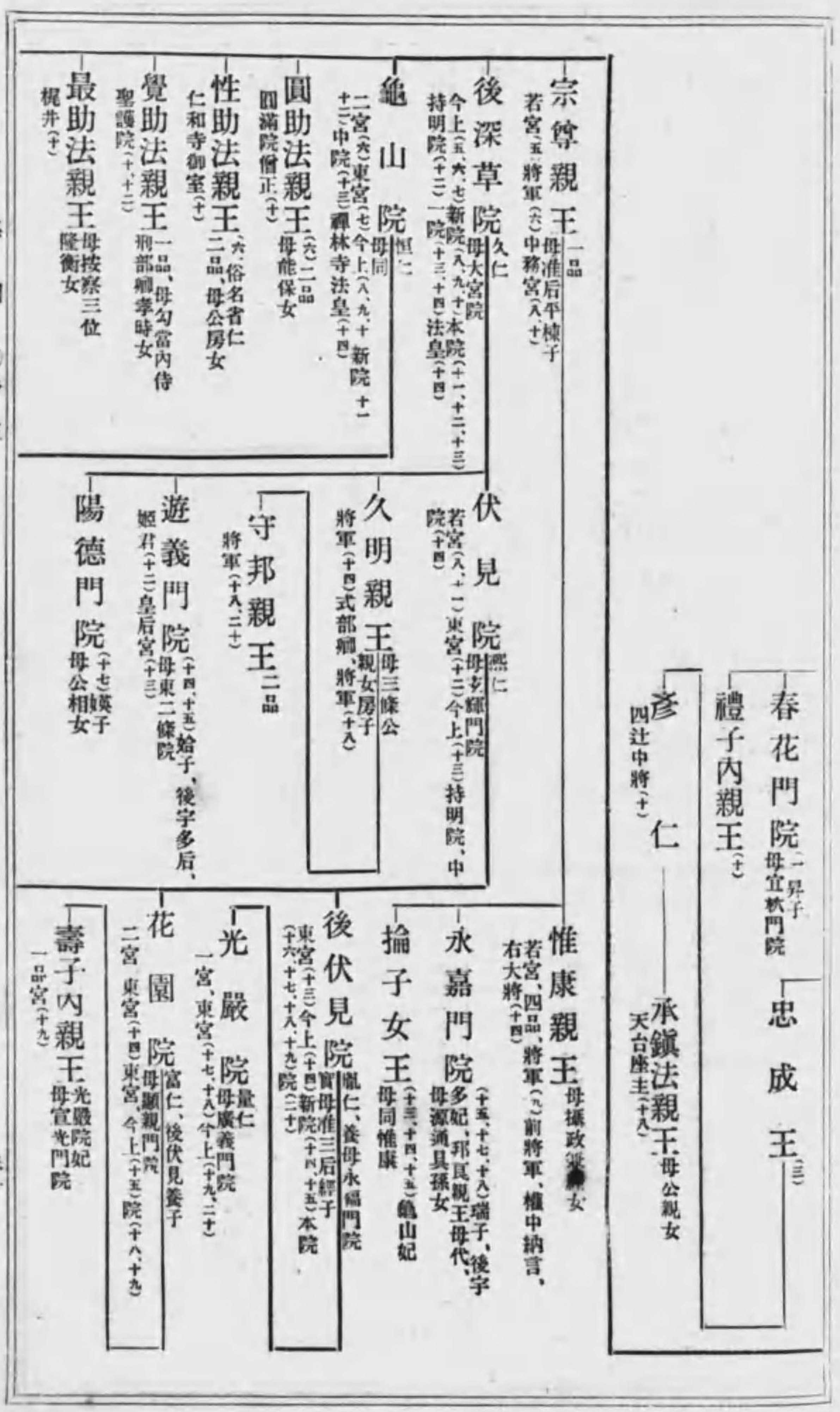
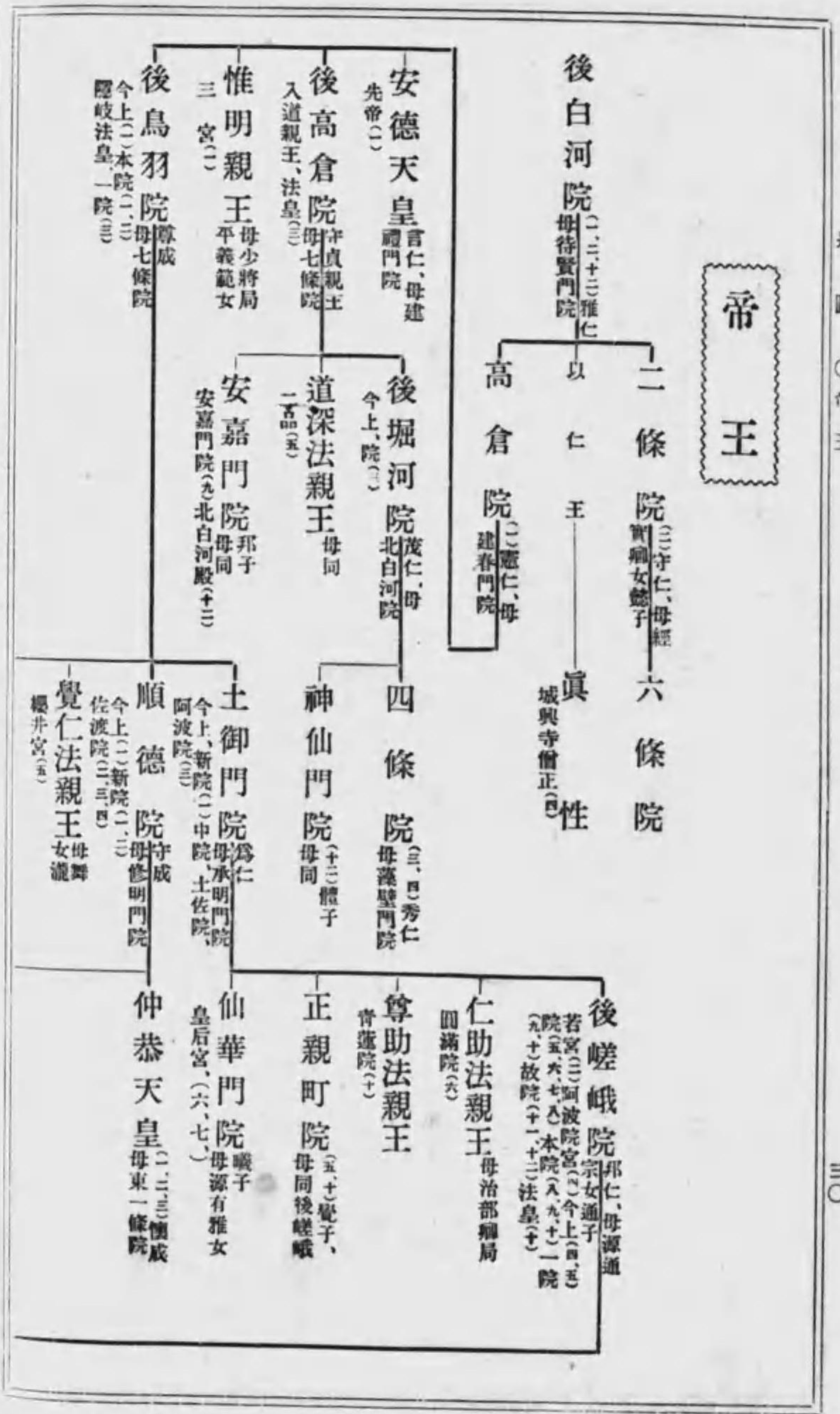
(九)北野の雪 (十)あすか川 (十一)草まくら (十二)老のなみ

(十三)今日の日影 (十四)つげの小櫛 (十五)うら千鳥 (十六)秋のみ山

(十七)春の別 (十八)むら時雨 (十九)久米のさら山 (二十)つき草の花

一 此系圖には、別に索引を附せず、便宜によりて、これを増鏡人名索引の中に併載し、頁經四、五の如く、頁數をあげたれば就いて見るべし。

帝王



慈助法親王 母大納言三位
青蓮院(子)

皇子

菩提院(子)

月花門院 母大宮院
子(十二) 藤子

五條院 母同覺助
子(十三) 輝子

愷子內親王 母二條局
子(九) 九子

皇女 母神仙門院
子(十三) 母神仙門院

知仁親王 母京極院
早世
若宮(八)

後宇多院 母世仁
母同

啓仁親王 母新陽明門院
早世
若宮(十二)

繼仁親王 母同
早世
子(十二)

章義門院 母公宗女英子
子(十五) 譽子

延明門院 母同花園
子(五) 延子

邦良親王 母宗親女
東宮(十六) 先坊(十七) 十子

康仁親女 母源定教女
一宮, 東宮(十七) 八子

邦世親王 母尾張局
三品式部卿
子(十七)

深守法親王 母尾張局
子(十七)

嬉子內親王 母同
子(十七)

守良親王 母實任女
四品
なにかしの宮(二十)

兼良親王 母御方源通雅養女
子(十二)

恒明親王 母昭訓門院
一品
式部卿(十六) 常陸(十七)

良助法親王 母實平女大納言典侍
子(十四) 山座主(十四)

覺雲法親王 母同
子(十四) 山座主(十四)

叔雲法親王 母初名定良, 母西園寺
公相養女讚岐二位
子(十四) 初名定良, 母西園寺

性惠法親王 母公親女
子(十四) 妙法院

性融法親王 母通能女
子(十四) 安井

順助法親王 母仲典侍
平時仲女
子(十四) 聖護院(十四)

慈道法親王 母同
子(十四) 青蓮院(十四)

行仁法親王 母同
子(十四) 十樂院

尊良親王 母爲世女爲子
一御子(十六) 中務卿(十七) 十八, 十九

世良親王 母西園寺實俊女
二御子(十七) 帥御子(十七) 十八

恒良親王 母新待賢門院
子(十九)

尊雲法親王 母源師親女親子
俗名護良
二品, 大塔座主(十八) 十九, 大塔宮, 將軍(二十)

尊澄法親王 母同尊良
妙法院座主(十九)

法仁法親王 母爲道女中宮宣旨
若宮(十九)

權子內親王 母中宮禰子
宣政門院
一品, 齋宮(十八)

瓊子內親王 母同尊良
女三御子(十六)

皇女 母三位經朝女勾當
子(十九) 母三位經朝女勾當

女 王 母爲世女
大納言典侍

女 王 母公顯女
中宮御匣殿

益性法親王 (十一) 二品

昭慶門院 (十二, 十四, 十七) 喜子
川端院 (十四) 母雅平女雅子

親子內親王 母同後字多
姬宮 (八)

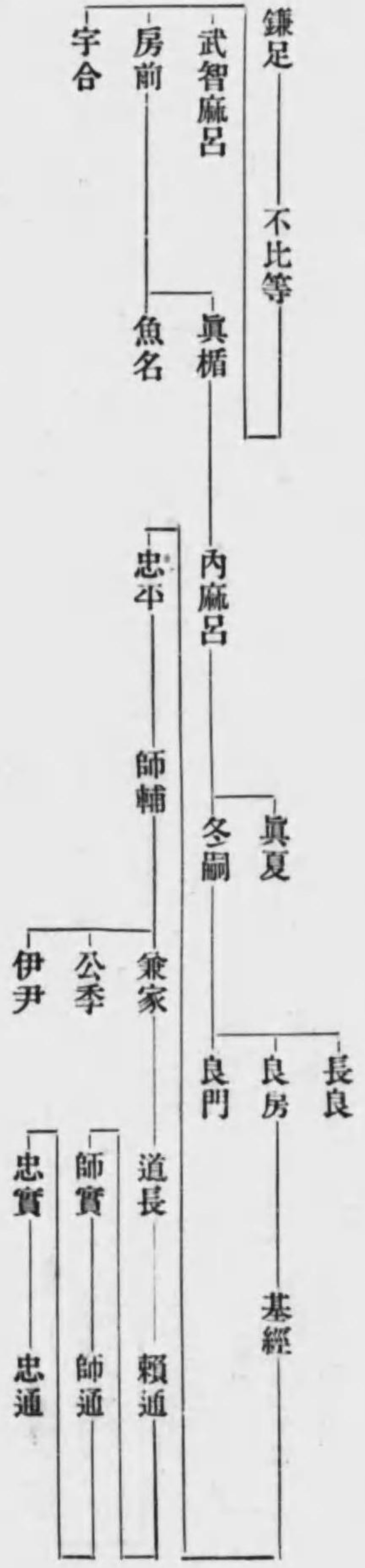
皇子內親王 母實雄女 (十三)

皇女 (十三) 母五條院

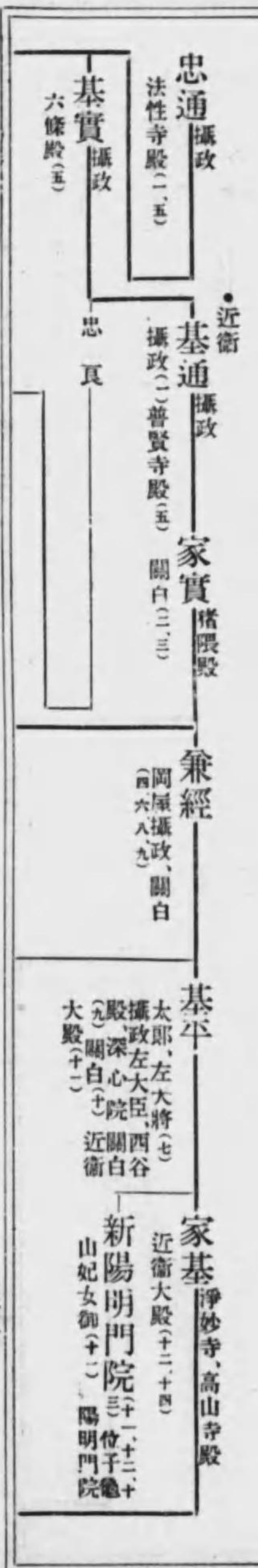
皇女 (十三, 十四) 母同良助
九條師教室

皇女 (十二, 十四) 母京極院雜仕實
川近衛家基室

藤原氏



○五攝家 近衛 九條 鷹司 二條



良尊 三井寺長吏
字治備正(五)

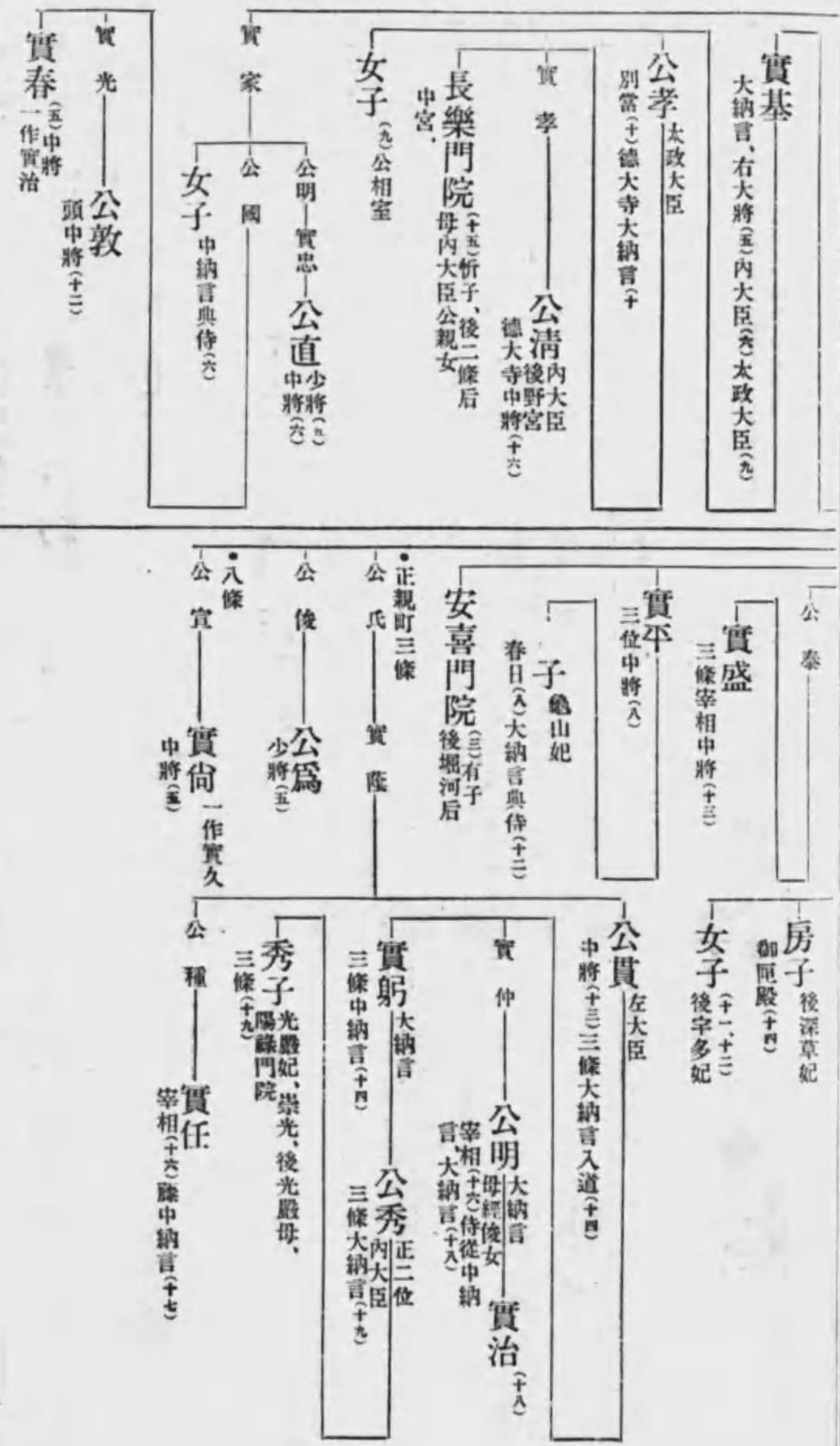
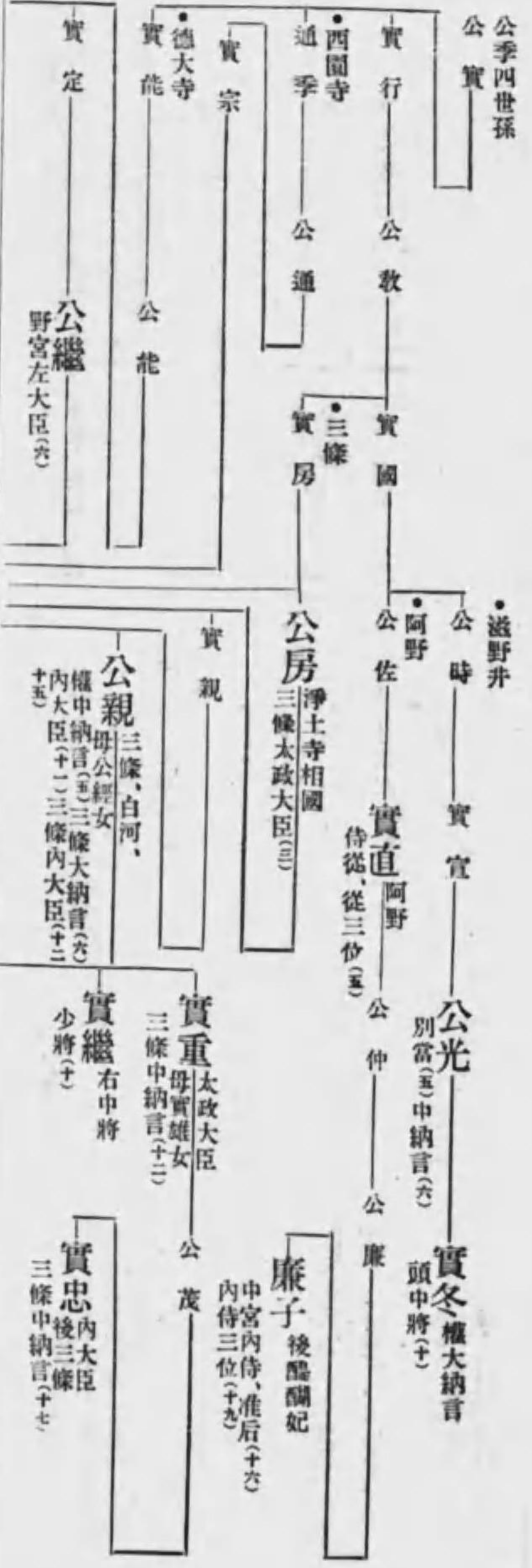
東一條院(二)立子
順德后

法助 准三后
仁和寺御室(三、五)

藻壁門院(三)皇子
後堀河后

女子
尙侍(三)

○公季裔



清水谷
實有
女子 (三攝政道家室)
女子 後嵯峨乳母
大納言二位(五九)

公持 正二位大納言,母北條義時女
皇后宮大夫,大宮中納言(五)
公藤 正二位大納言
中納言(五)一條中納言(十)

實連 左中將(十三)

○師實裔
花山院 大炊御門
中山

